

香川県農業・農村基本計画

素 案

(第4稿)

令和7年10月
香川県

目 次

序章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格と役割	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第1章 農業・農村を取り巻く環境の変化	2
1 国の動向	
2 人口減少に伴う国内市場の縮小と食の外部化	
3 食のグローバル化	
4 農業者の減少、法人経営体の増加	
5 地球温暖化の進行と自然災害等のリスク	
6 生産資材の高騰	
7 農村における地域社会の変化	
第2章 本県農業・農村の現状	11
1 農業生産	
2 担い手	
3 農業生産基盤	
4 農 村	
5 農政へのニーズ	
第3章 農政の基本方向	25
1 基本目標	
2 基本方針	
3 施策展開	
4 施策体系	
第4章 施策の展開方向	33

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、令和3年に「香川県農業・農村基本計画」を策定し、「農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくり」を基本目標として、意欲ある担い手の確保・育成や生産性の向上、農業・農村が有する多面的機能の發揮等に取り組んできました。

その結果、次世代を担う新規就農者の確保に結びつくとともに、ブランド農産物を中心に農業産出額も増加傾向にあるなど、一定の成果が得られたところです。

令和7年度に「香川県農業・農村基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組みの成果を引き継ぎながら、農業・農村を取り巻く情勢の変化や、農業者、有識者、県議会をはじめとする県民の御意見等を踏まえ、令和8年度からの本県農業・農村の目指す姿と施策の方向性を示した計画を策定します。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県農政の基本指針として、県の総合計画である「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画等との整合性を図りつつ、本県農業・農村の目指す将来像や基本的方向、施策の展開方向を明らかにしたもので

す。なお、施策の推進にあたっては、農業者、市町、農業協同組合などの関係団体並びに食品事業者や、消費者が一体となって取組みを進めることが重要であるため、以下の基本姿勢に基づき、各種施策の展開に取り組むこととします。

- (1) 農業者が主導的役割を担うことができるよう各種の環境整備を行い、農業者との協働による施策展開を図ります。
- (2) 消費者が望む「食」とは何かを常に考えながら施策展開を図ります。
- (3) 農業生産が環境に与える影響を考慮して、施策展開を図ります。
- (4) 経験や勘のみに頼った判断ではなく、統計データや、農業者・消費者ニーズ等の様々なデータを基に、施策展開を図ります。
- (5) 農業の先進県となるよう熱意をもって、施策展開を図ります。

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度（目標年度）までの5か年計画とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県農業・農村審議会において実施します。

第1章 農業・農村を取り巻く環境の変化

1 国の動向

国では、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、基本理念や基本的な施策の方向性を見直した改正食料・農業・農村基本法を令和6年6月に施行するとともに、施策の方向性を具体化した新たな食料・農業・農村基本計画を令和7年4月に策定しました。

(1) 関係法令

改正食料・農業・農村基本法の施行 (R6. 6)	食料供給困難対策法の施行 (R7. 4)
みどりの食料システム法の施行 (R4. 7)	改正土地改良法の施行 (R7. 4)
改正農業経営基盤強化促進法の施行 (R5. 4) (地域計画の策定)	改正農業振興地域整備法の施行 (R7. 4)
スマート農業技術活用促進法の施行 (R6. 10)	改正食品等流通法、改正卸売市場法の施行 (R8. 4 予定)

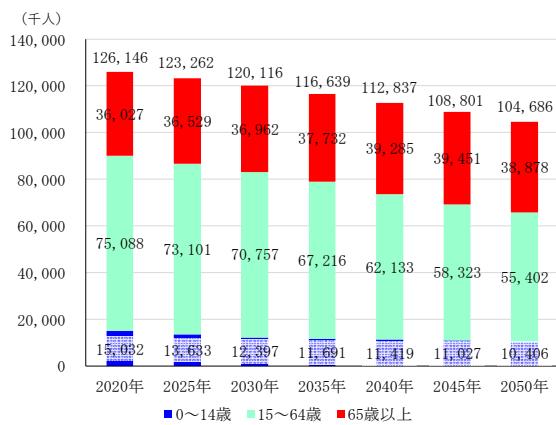
(2) 関係計画

新たな食料・農業・農村基本計画の策定 (R7. 4閣議決定)

2 人口減少に伴う国内市場の縮小と食の外部化

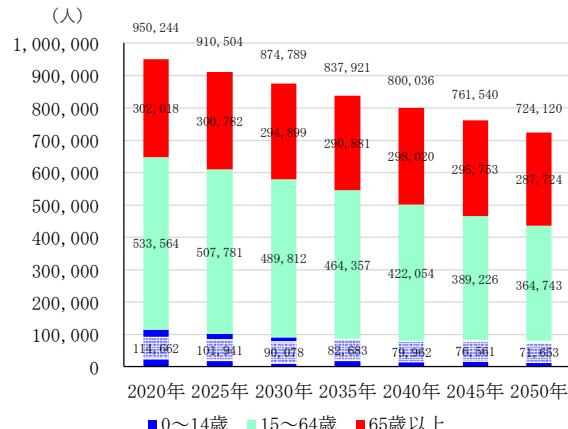
我が国の2020年の人口は約1億2千万人であり、2045年には1億1千万人を割り込み、2050年には約1億4百万となる見込みです。一方、本県の2020年の人口は約95万人であり、2045年には80万人を割り込み、2050年には約72万4千人となる見込みです。

年齢3区分別人口の推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
令和5年度推計（出生中位（死亡中位）推計）

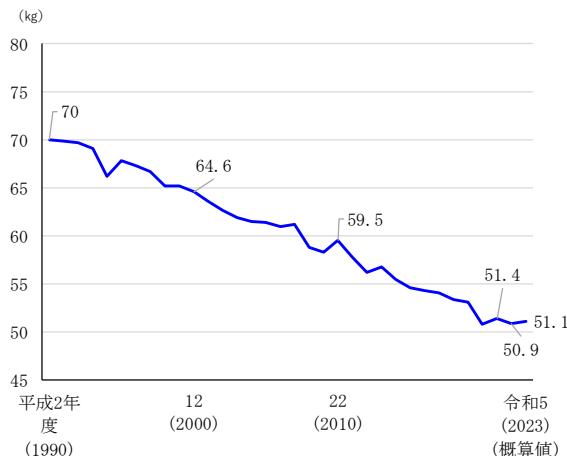
年齢3区分別人口の推移（香川県）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
令和5年推計

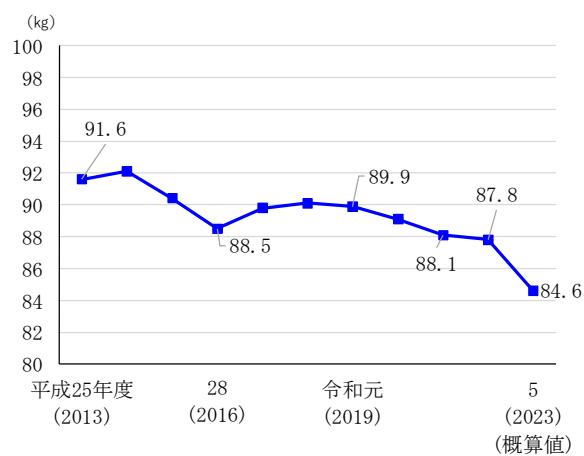
また、国民1人あたりの米、野菜の年間消費は年々減少傾向にあります。

米の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「農業白書」より
農林水産省「食料需給表」

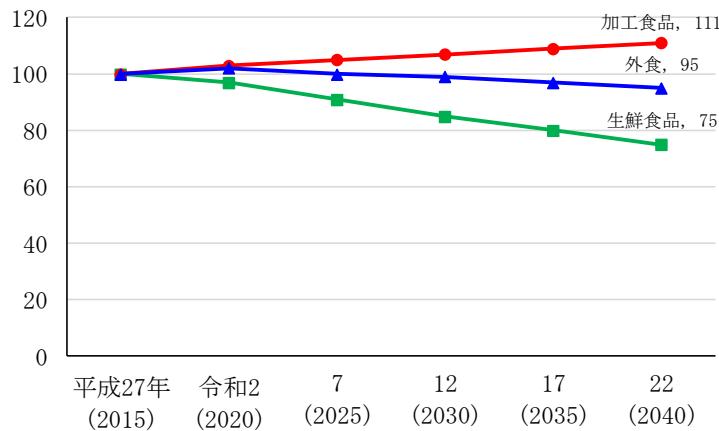
野菜の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「農業白書」より
農林水産省「食料需給表」

国民の食料消費支出の将来推計は生鮮食品部門が減少傾向にある一方、加工食品部門は増加傾向となる見込みです。また、近年の中食（惣菜）市場は増加傾向にあります。

食料消費支出の将来推計(平成 27(2015)年の食料支出総額(総世帯)を 100 とする指数)



資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019 年版)」

注：生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。

加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目

中食（惣菜）市場の売上高

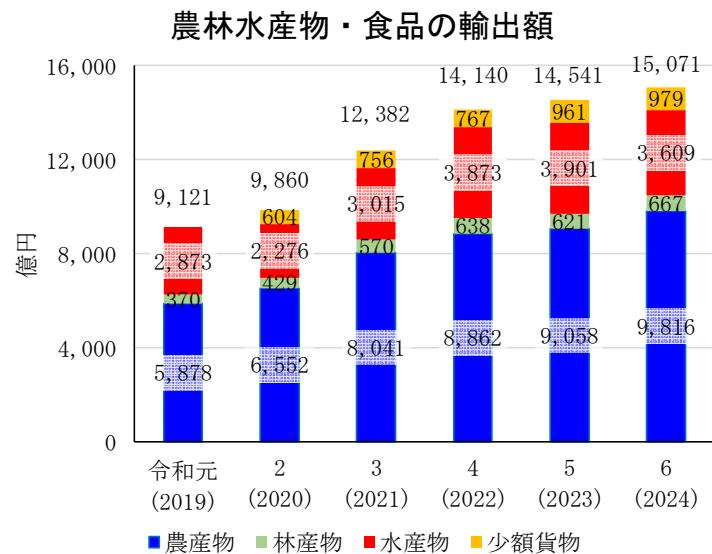


資料：農林水産省「農業白書」より

一般社団法人日本惣菜協会「惣菜白書」

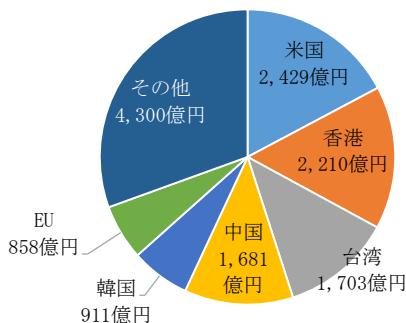
3 食のグローバル化

我が国の農林水産物・食品の輸出額は年々増加傾向にあり、米国や香港、台湾等を中心に輸出されています。一方、輸入に関しては、平成10年には日本が世界最大の農林水産物純輸入国でしたが、令和3年には第2位となったものの純輸入額は43.5%増加しています。



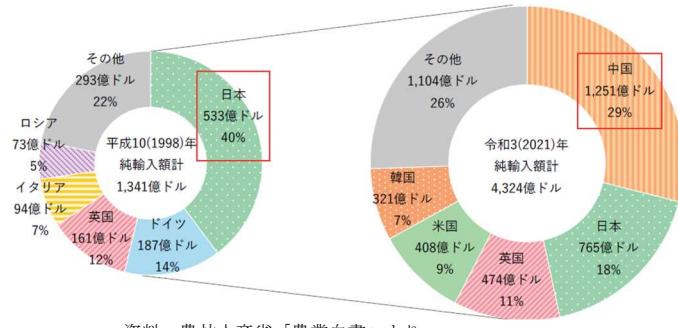
資料：農林水産省「農業白書」より
財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

国・地域別の農林水産物・食品の輸出額



資料：農林水産省「農業白書」より
財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1) 令和6(2024)年実績値
2) 少額貨物を含まない数値

農林水産物純輸入額の国・地域別割合



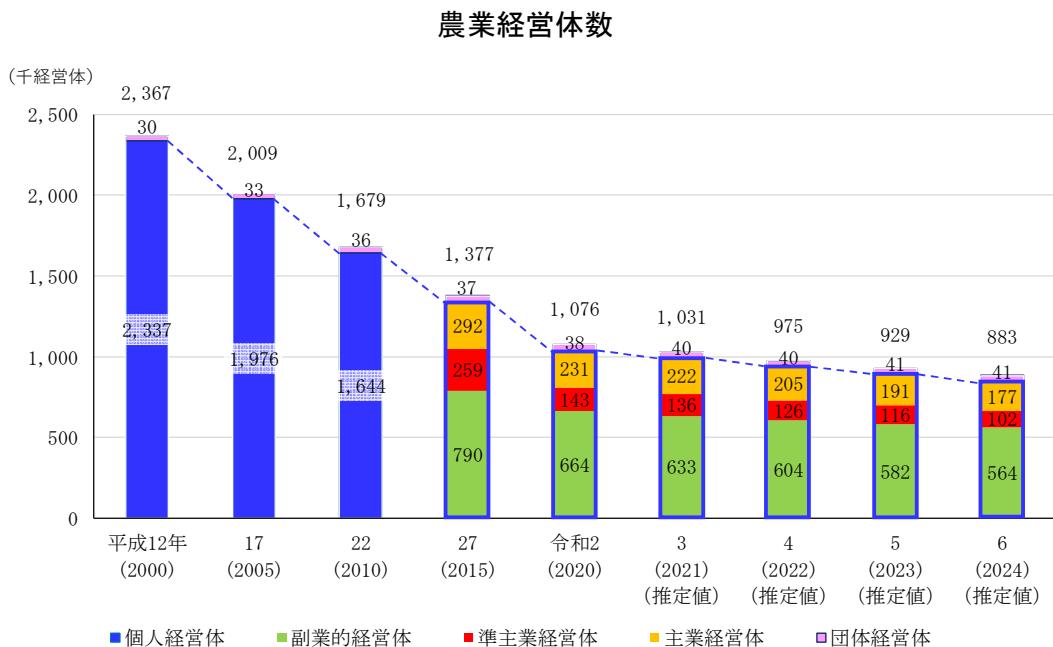
資料：農林水産省「農業白書」より

S&P Global「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成

注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国・地域のうち、純輸入額(輸入額-輸出額)がプラスとなった国・地域の純輸入額を集計したもの

4 農業者の減少、法人経営体の増加

我が国の農業経営体数は減少傾向にあり、令和6年は88万3千経営体となっています。一方で、法人経営体数は増加傾向にあります。



資料：農林水産省「農業白書」より※一部加工

農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年の個人経営体については販売農家の数値、団体経営体については

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体の数値を合計したものです。平成17(2005)年以降は農業経営体の数値

3) 主業経営体…農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の

世帯員がいる個人経営体

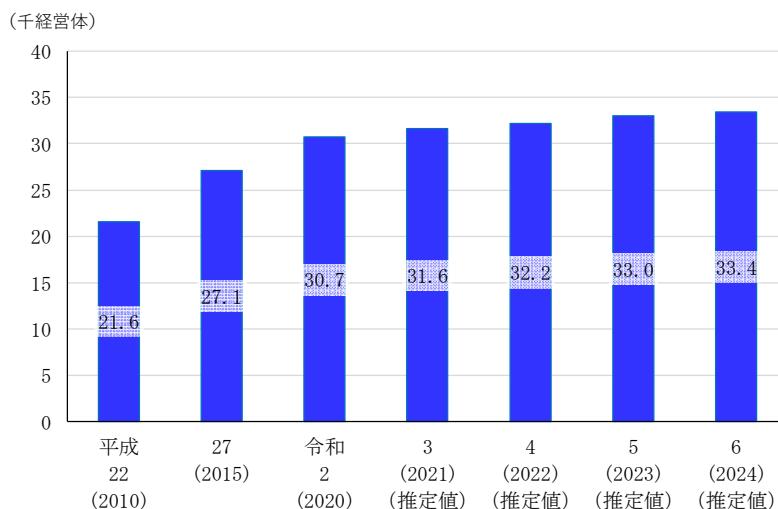
準主業経営体…農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の

世帯員がいる個人経営体

副業的経営体…1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

4) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査の結果であり、標本調査により把握した推定値

法人経営体数



資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注：1) 各年2月1日時点の数値

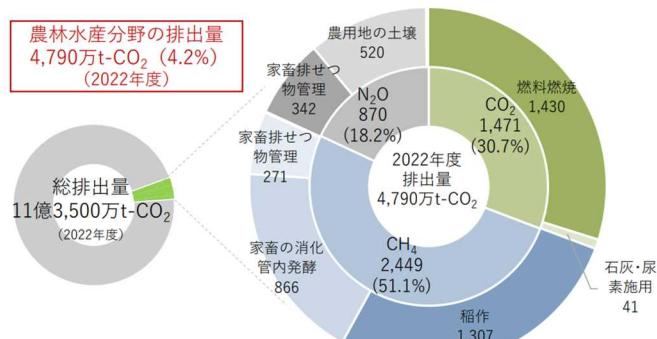
2) 令和3(2021)～6(2024)年については、農業構造動態調査

の結果であり、標本調査により把握した推定値

5 地球温暖化の進行と自然災害等のリスク

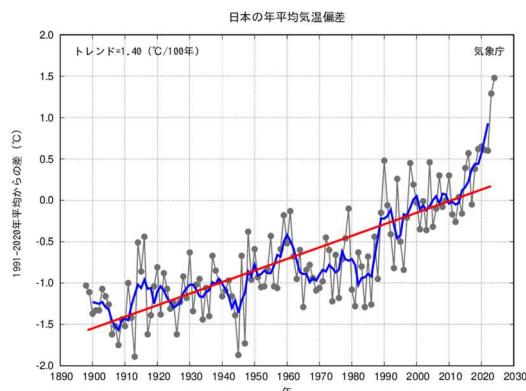
農林水産分野の温室効果ガス総排出量は4,790万tであり、全体の4.2%を占めています。また、我が国の年間平均気温は上昇傾向にあるとともに、近年、時間降水量50mm以上の発生回数が増加しており、大雨による被害も頻発しています。

日本の農林水産分野の温室効果ガス排出量

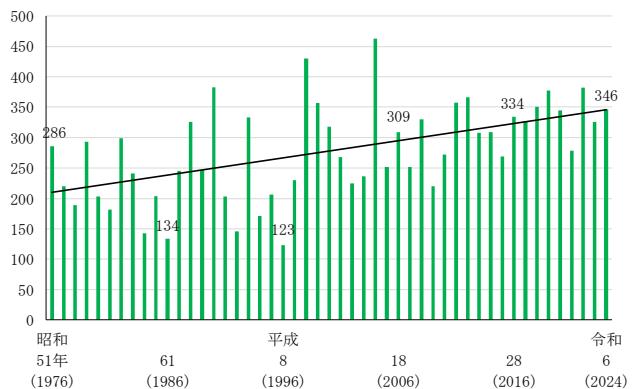


資料：農林水産省「農業白書」より
 農林水産省「農林水産分野における地球温暖化に対する取組」より
 万t-CO₂換算
 ※温室効果ガスは、CO₂に比べCH₄で28倍、N₂Oで265倍。
 ※排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH₄・N₂Oが含まれているが、
 儅少であることから表記していない。
 このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。
 : 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を
 基に農林水産省作成

我が国の年平均気温偏差

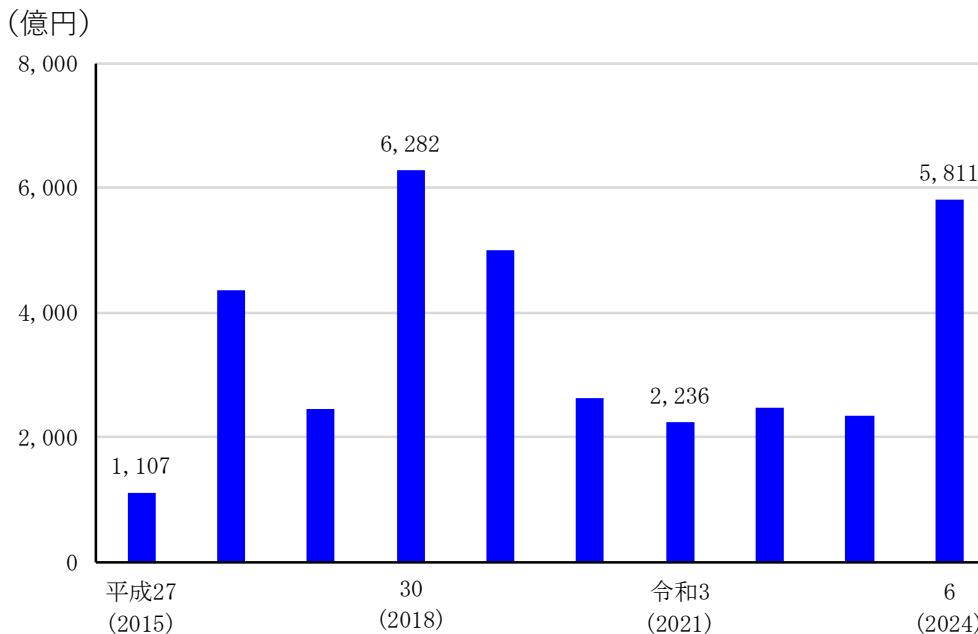


時間降水量50mm以上の年間発生回数



我が国においては、近年、自然災害の発生頻度が高まっており、農林水産関係に対しても大きな被害が発生しています。

過去 10 年間の農林水産関係の自然災害による被害額（平成 27 年～令和 6 年）



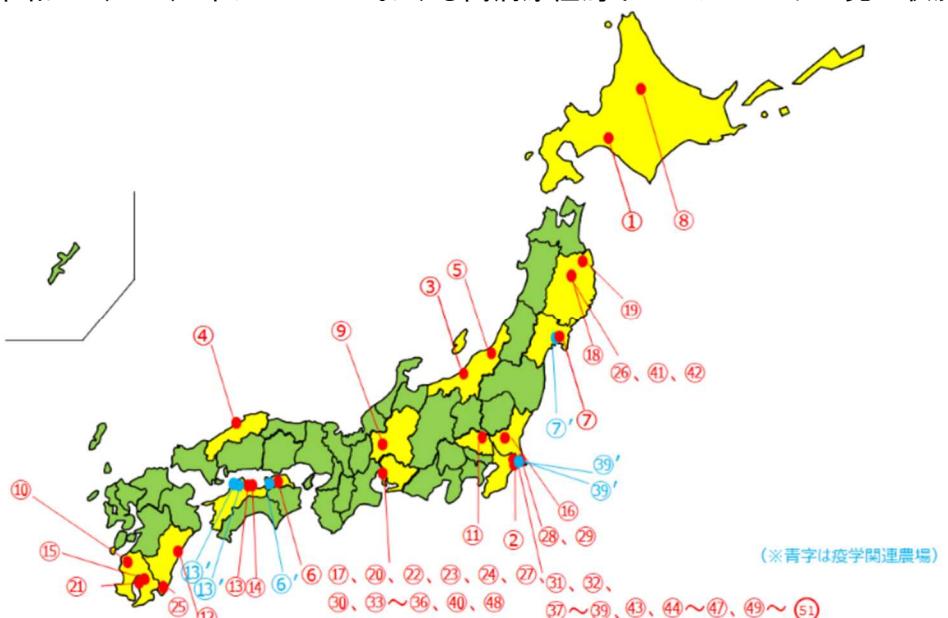
資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産省作成

注：令和 6(2024) 年の被害額は、令和 7(2025) 年 3 月末時点の数値

全国各地において、鳥インフルエンザの発生も確認されています。

令和 6 (2024) 年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況

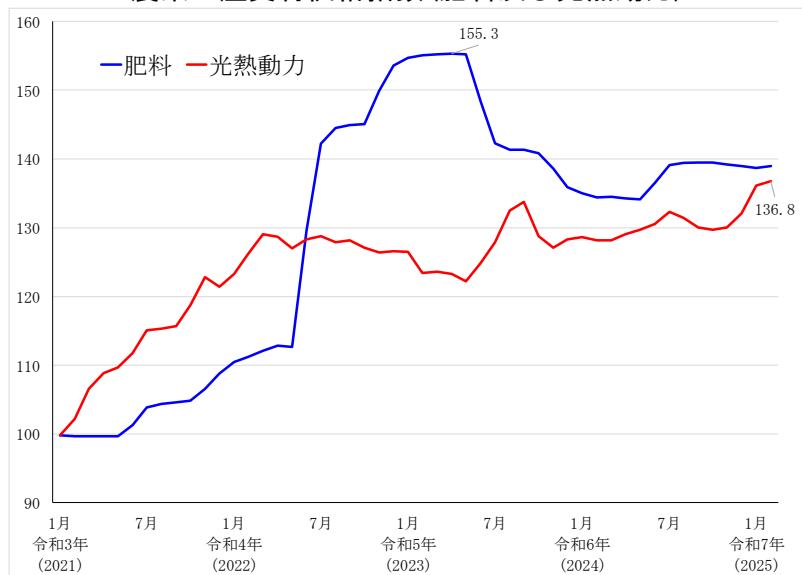


資料：農林水産省「令和 6 年度 鳥インフルエンザに関する情報について」より
https://www.maff.go.jp/syouan/douei/tori/r6_hpai_kokunai.html#2

6 生産資材の高騰

我が国の農業生産資材価格指数（肥料及び光熱動力）は増加傾向にあります。また、農作物価格指数（総合）は、肥料や飼料など農業生産資材価格指数（総合）を下回っており、価格転嫁が出来ていない状況が続いています。

農業生産資材価格指数(肥料及び光熱動力)



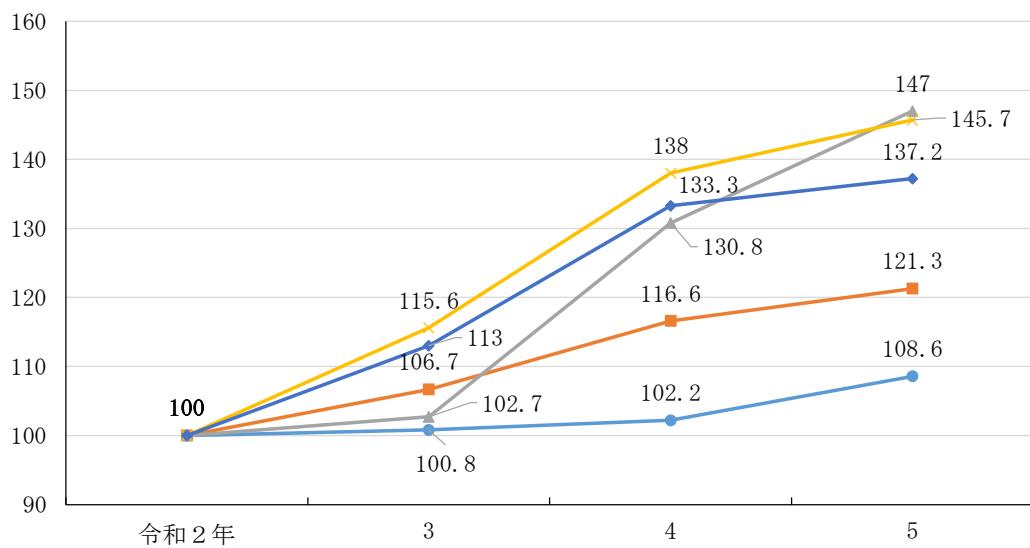
資料：農林水産省「農業白書」より

農林水産省「農業物価統計調査」

注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値

2) 令和6(2024)、7(2025)年は概数値

農業物価指数
(令和2年を100とした場合)

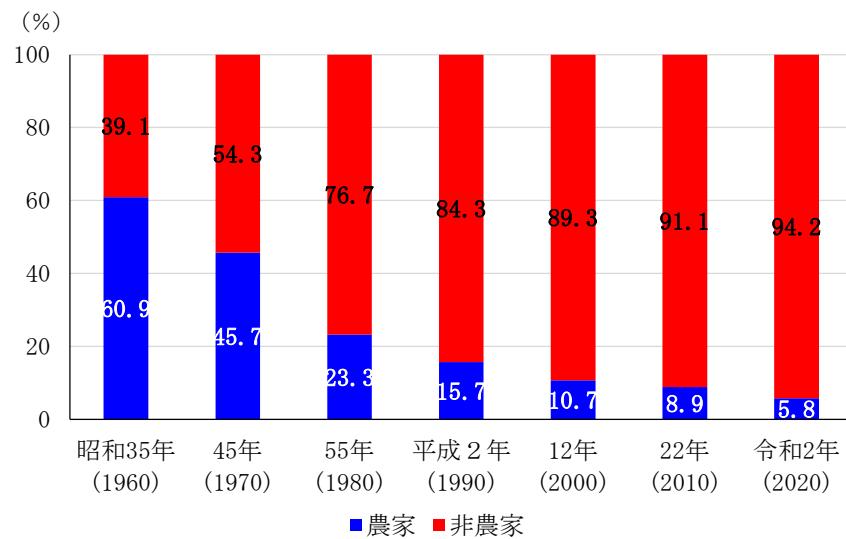


資料：農林水産省「農業物価指数」

7 農村における地域社会の変化

我が国の農業集落当たりの農家率は令和2年では5.8%となっており、年々減少しています。

1 農業集落当たりの農家率



資料：農林水産省「農林業センサス」

また、基幹的農業水利施設の老朽化が進行しており、標準耐用年数を超過している基幹的水路は48%となっています。

基幹的農業水利施設の老朽化状況

	施設数・延長			標準耐用年数超過割合 (%)
		うち	標準耐用年数超過	
基幹的施設(か所)	7,763		4,535	58.4
貯水池	1,295		133	10.3
取水堰	1,976		897	45.4
用排水機場	3,030		2,401	79.2
水門等	1,138		862	75.7
管理設備	324		242	74.7
基幹的水路(km)	52,073		24,902	47.8

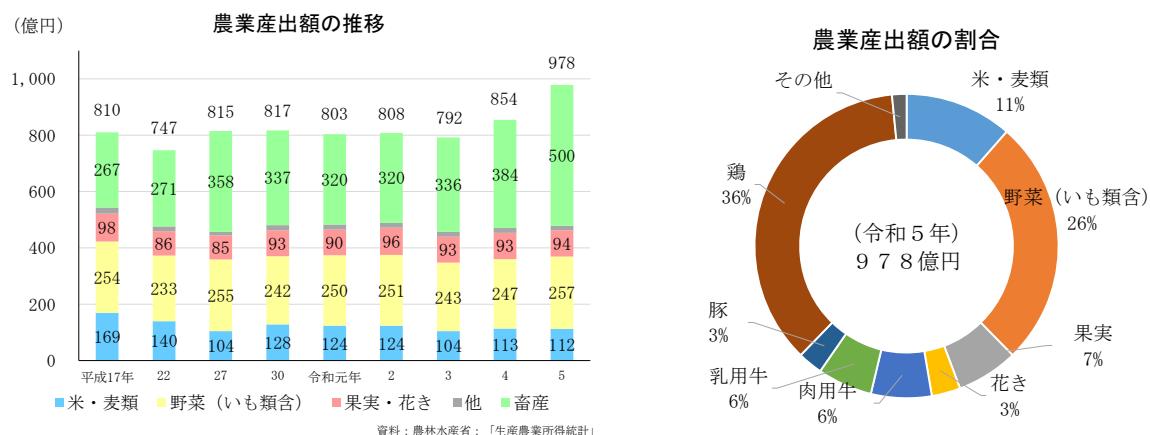
資料：農林水産省「農業白書より」
農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：令和5(2023)年3月末時点の数値

第2章 本県農業・農村の現状

1 農業生産

(1) 農業産出額

令和5年の農業産出額は978億円であり、野菜及び鶏部門で全体の過半（62.5%）を占めています。なお、前年度から15%増加し、25年ぶりに900億円台（平成10年959億円）となりました。



(2) 部門別の農業産出額

直近10年間の平成27年と令和5年を比較すると、果実が16%（9億円）増、肉用牛が10%（6億円）増となるなどブランド化が進展している品目のほか、鶏が50%（119億円）増となっています。

部門別農業産出額

（単位：億円）

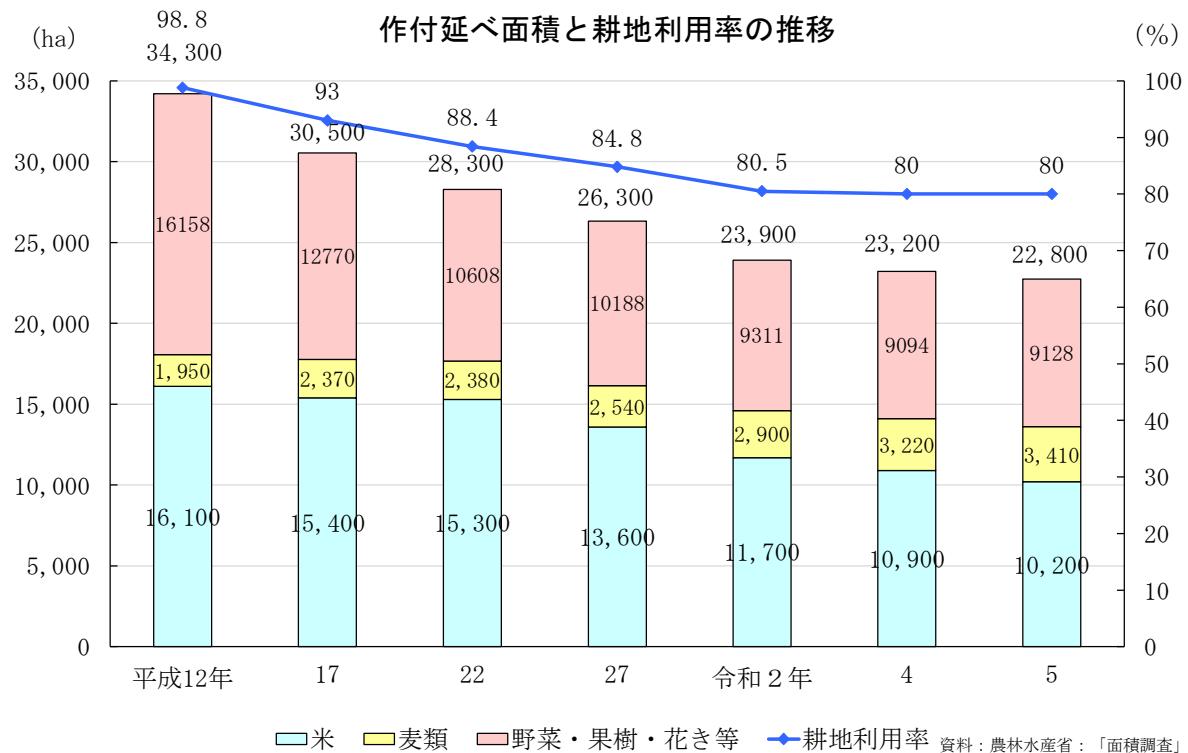
農業 産出額		耕種							畜産						加工 農産物
		計	米	麦類	野菜（いも類含）	果実	花き	その他	計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他	
平成17年	810	542	157	8	254	53	45	25	266	33	41	21	171	0	-
22	747	476	135	4	233	50	36	18	270	29	38	25	178	0	0
27	815	458	101	2	255	55	30	15	359	57	45	21	235	1	0
30	817	479	126	2	242	64	29	16	336	47	49	24	215	1	-
令和元年	803	481	120	4	250	63	27	17	321	50	52	25	193	1	-
2	808	487	121	3	251	69	27	16	321	48	52	26	194	1	0
3	792	455	102	2	243	67	26	15	336	56	52	22	205	1	0
4	854	457	113	x	247	65	28	4	383	62	53	24	243	1	0
5	978	479	110	2	257	64	30	16	501	63	57	26	354	1	0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

（注）表中の「X」は秘密保護のため、情報を公開していないもの

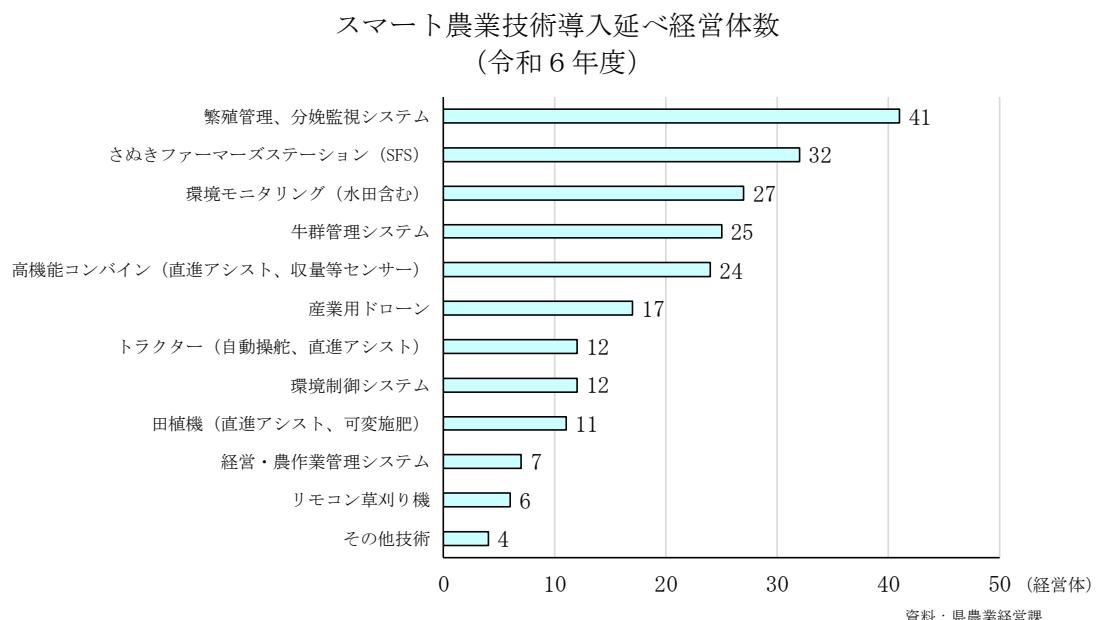
(3) 作付け延べ面積と耕地利用率

作付け延べ面積は、平成 30 年以降、毎年 300ha 程度減少しており、令和 5 年は 22,800ha となっています。また耕地利用率は、近年 80%台で推移しています。



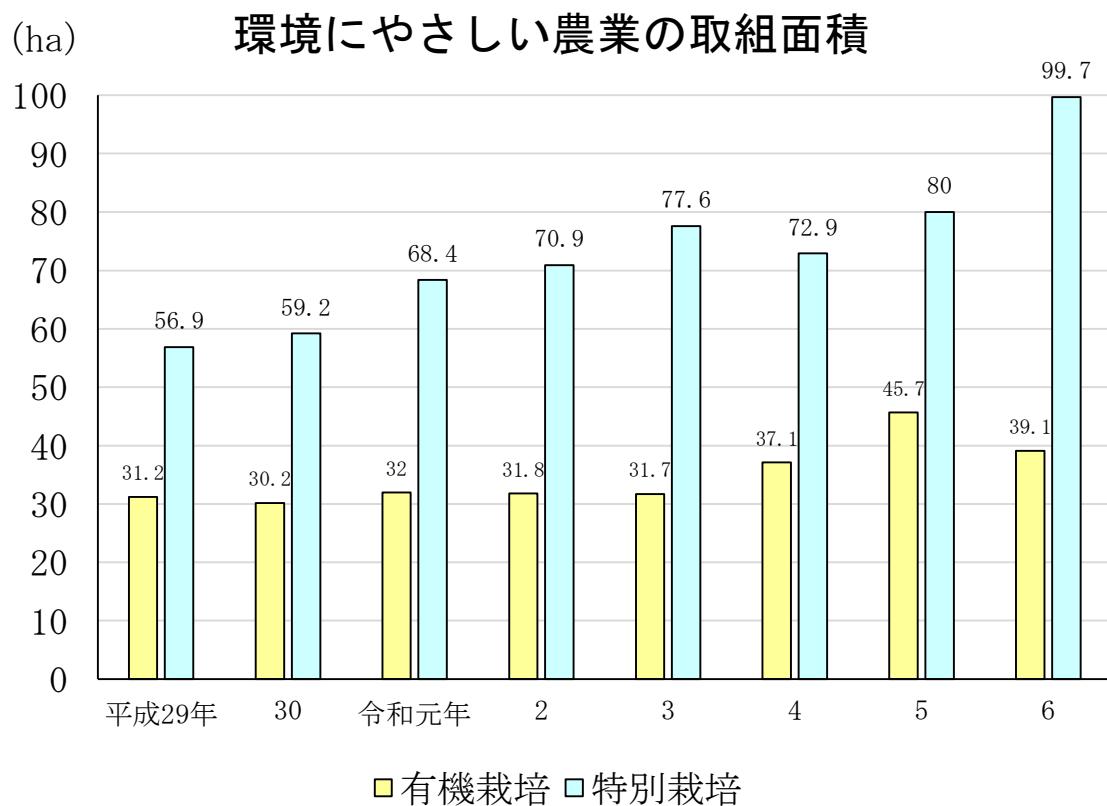
(4) スマート農業技術の導入

148 経営体（延べ 218 経営体）において、データ駆動型等のスマート農業技術の現場実装が進んでいます。



(5) 環境にやさしい農業

有機栽培または、化学肥料及び化学農薬を5割以上低減した特別栽培など環境にやさしい農業の取組面積は増加傾向であり、全耕地面積の0.4%で取り組まれています。

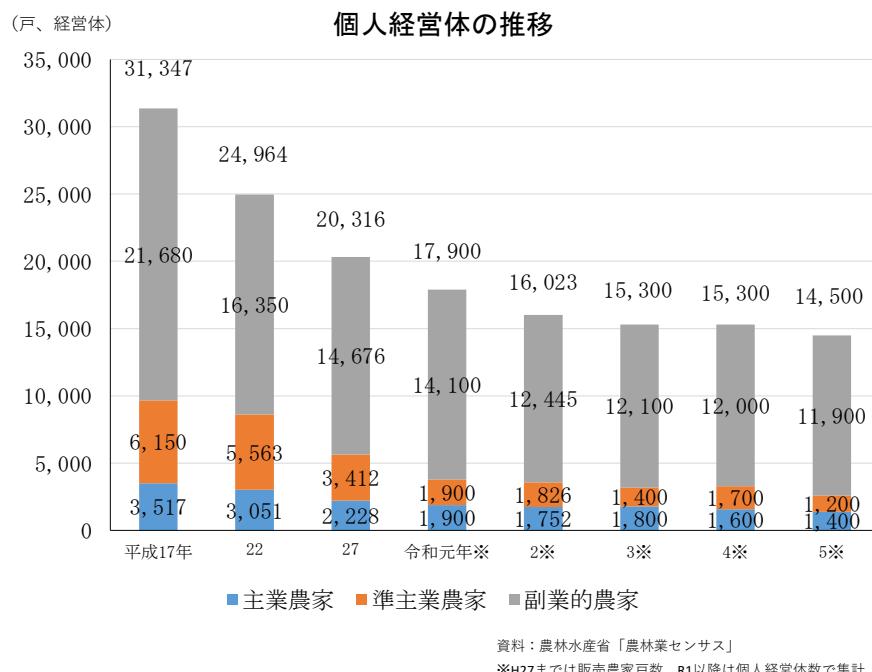


資料：県農業経営課

2 担い手

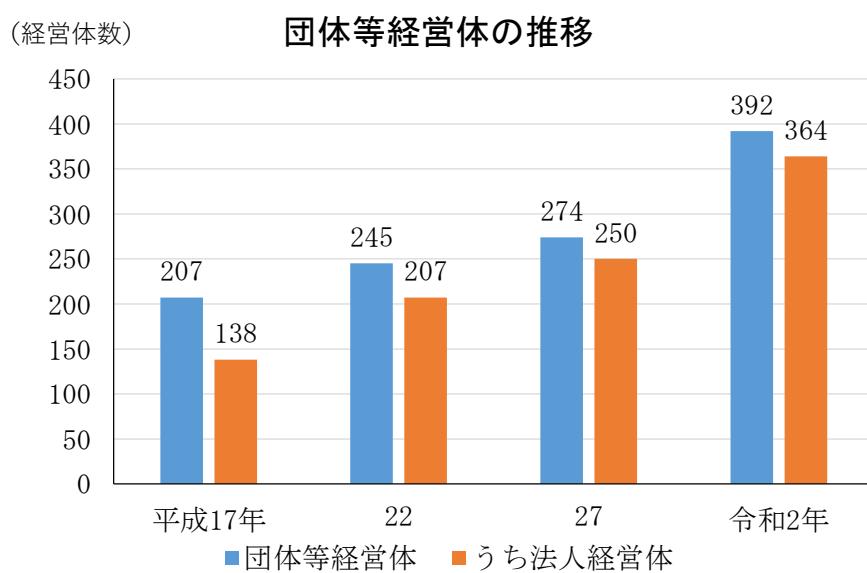
(1) 個人経営体

令和5年の個人経営体数は、約1万5千経営体であり、平成27年からの約10年間で、約6千経営体減少（28%減）しています。



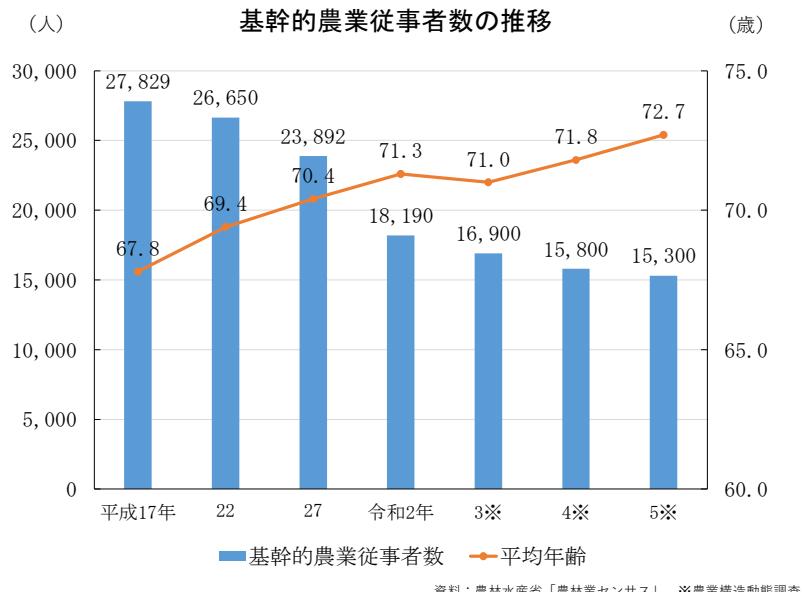
(2) 団体等経営体

農業法人を含む団体等経営体数は増加傾向にあり、特に、うち法人経営体は364法人（令和2年）と10年間で157法人増加しています。



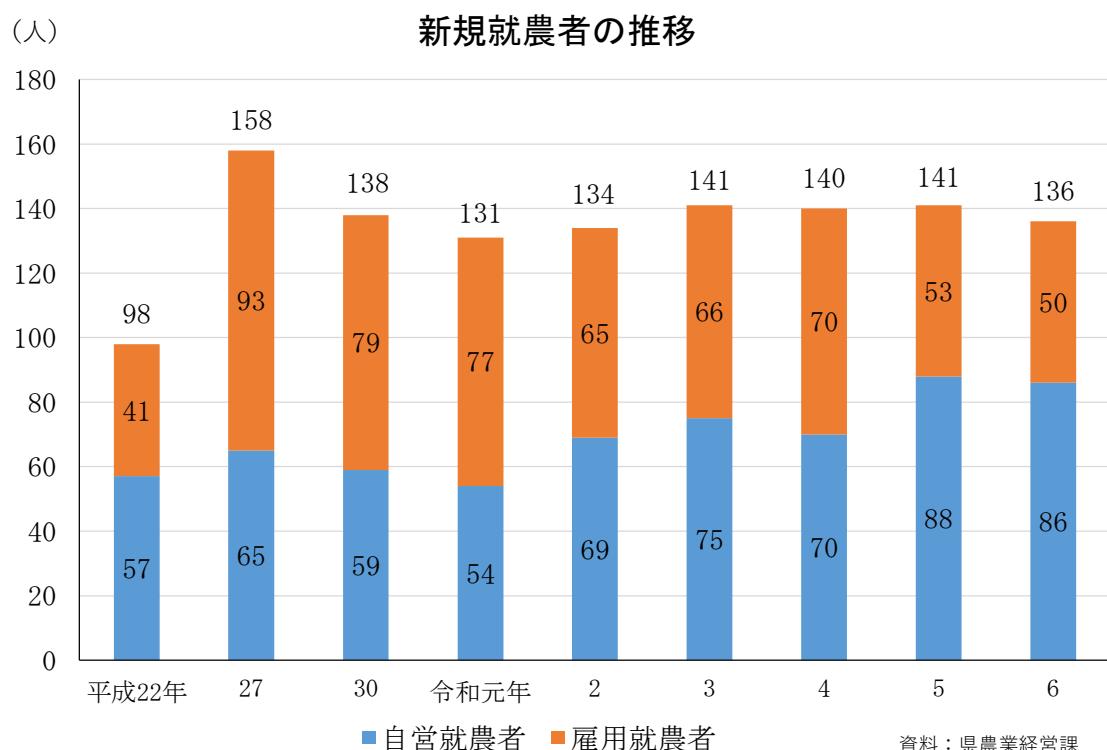
(3) 基幹的農業従事者

基幹的農業従事者数は、約1万5千人であり、平成27年から約8千6百人（36%減）減少しており、平均年齢は72.7歳（全国68.7歳）となっています。



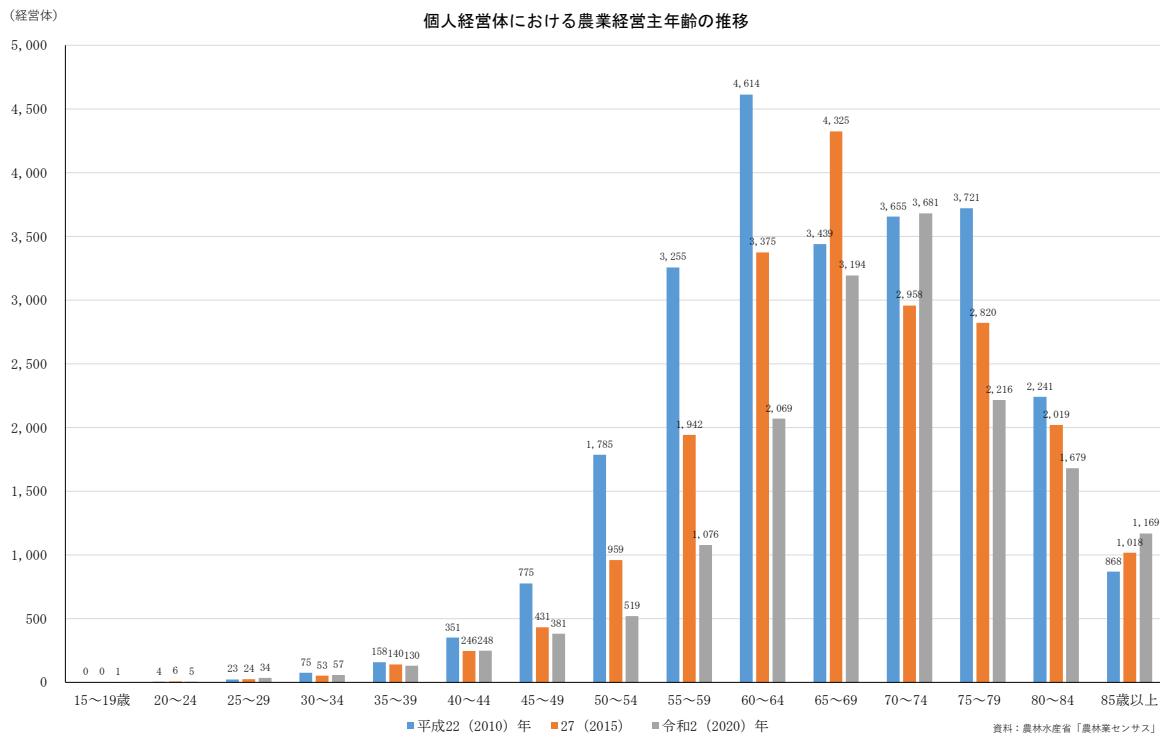
(4) 新規就農者

新規就農者数は、令和2年度～6年度までの平均で約140人となっており、平成30年度から、横ばいで推移しています。

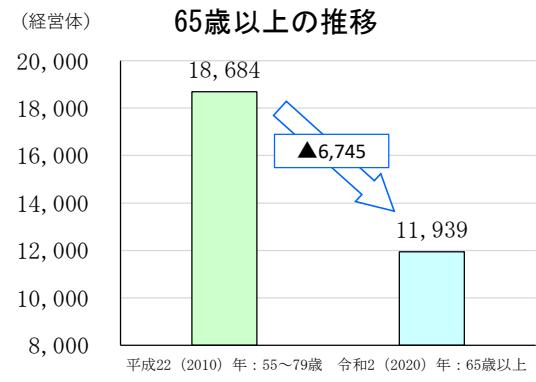
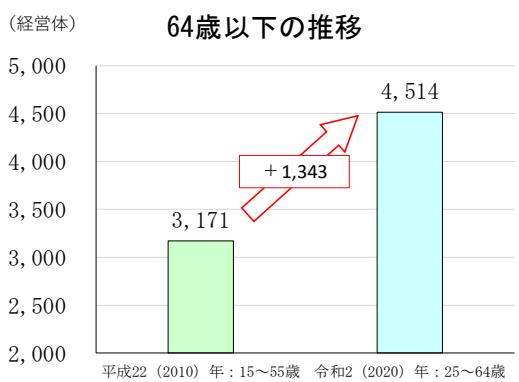


(5) 農業経営主の年齢分布推移

農業経営主の年齢分布のうち、最も多い年齢層は、平成 22 年は 60~64 歳であったものが、平成 27 年は 65~69 歳、令和 2 年は 70~74 歳となり、高齢化が進んでいます。

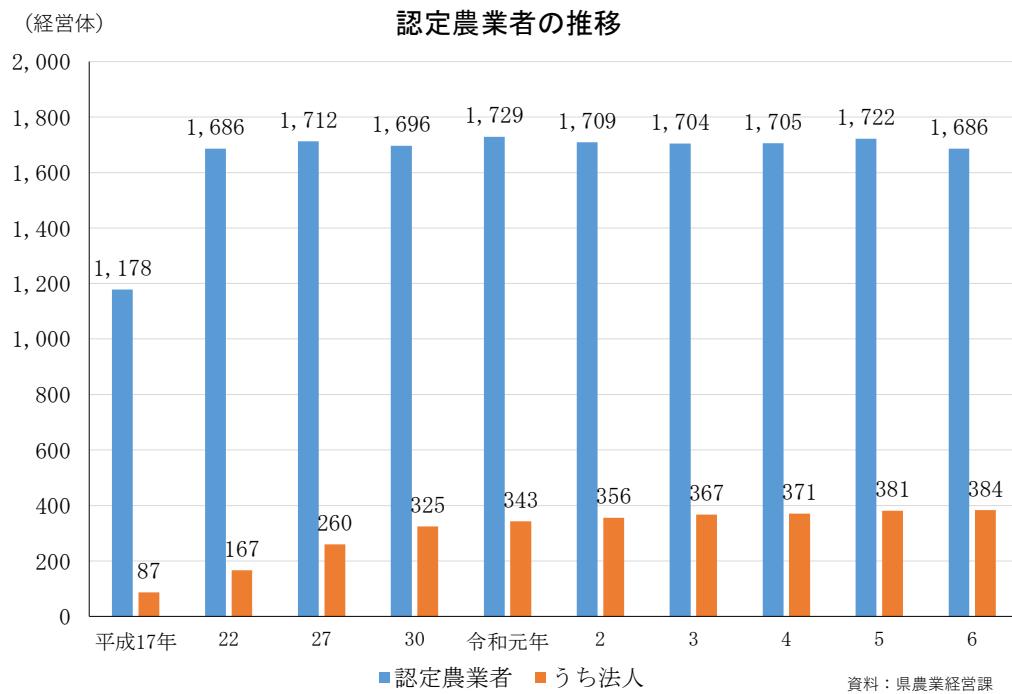


上記のうち、平成 22 年（2020 年）に 25~64 歳になった農業経営主の 10 年間の推移をみると、他産業からの就農等により増加傾向となっている一方、平成 22 年に 65 歳以上となった農業経営主は大幅に減少しています。



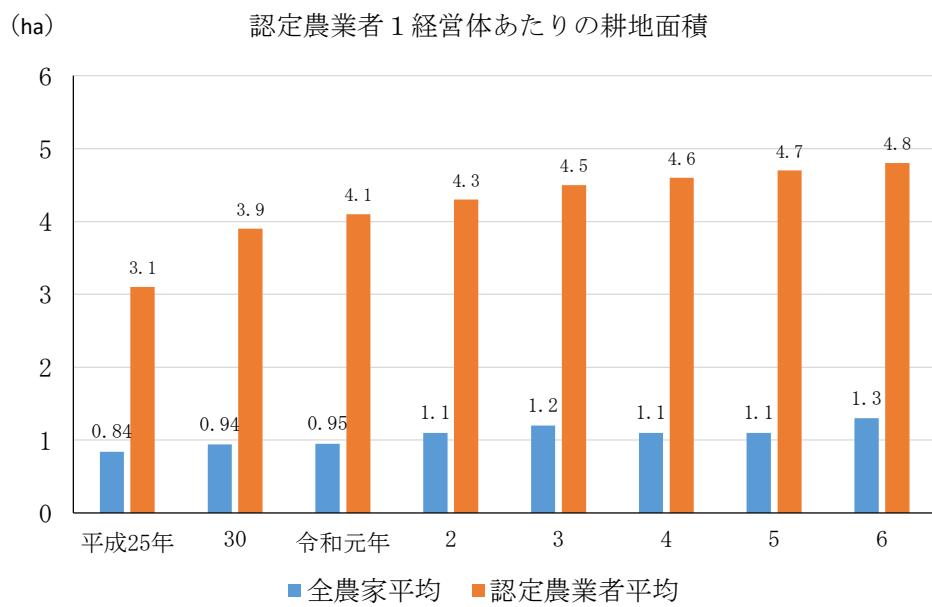
(6) 認定農業者

認定農業者数は、近年、1,700 経営体程度で推移しており、法人である認定農業者は増加傾向にあります。



(7) 認定農業者 1 経営体あたりの経営耕地面積

令和6年の認定農業者 1 経営体あたりの経営耕地面積は 4.8ha であり、増加傾向にあります。

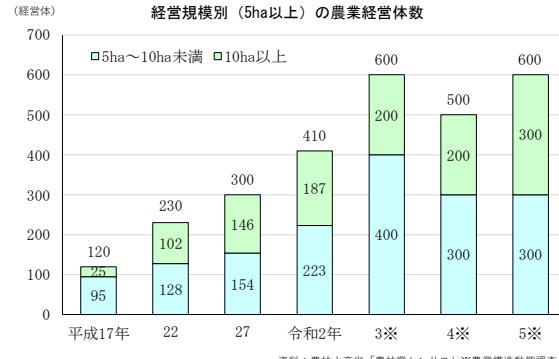
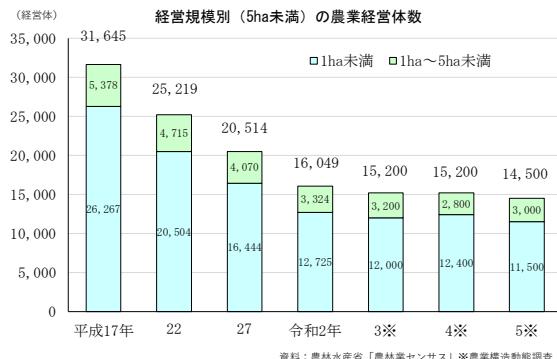


資料：全農家平均：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

認定農業者平均：県農業経営課

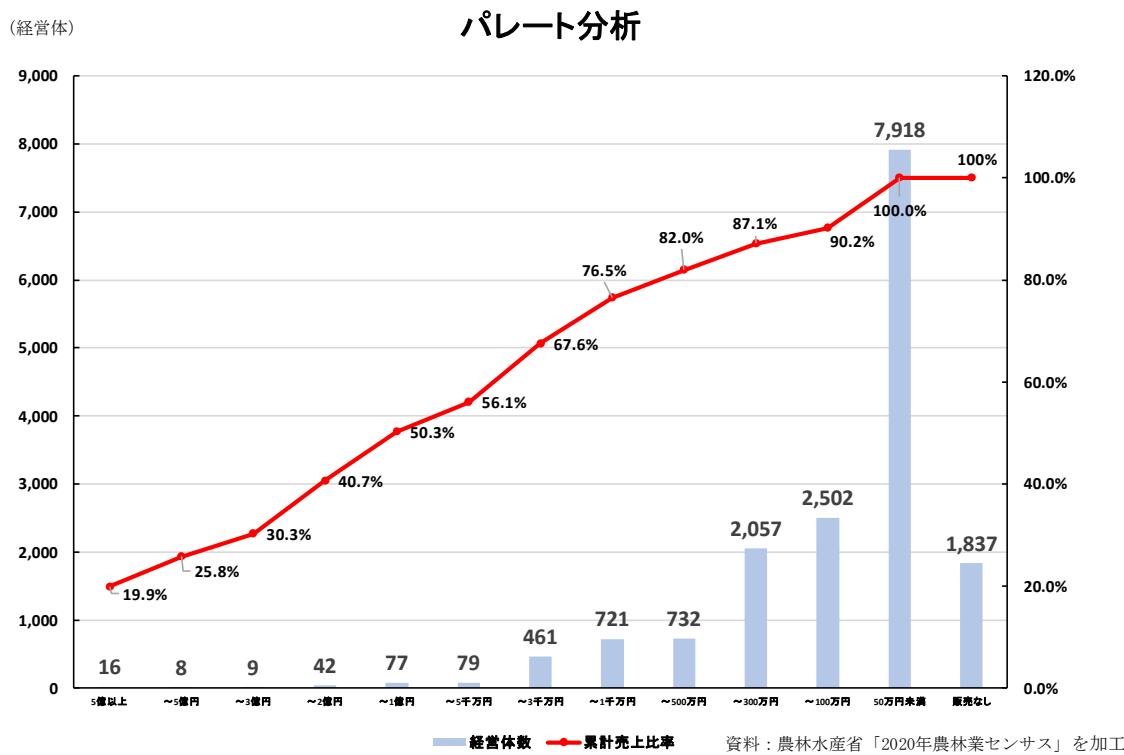
(8) 経営規模別農業経営体数

経営規模が5ha未満の経営体は減少していますが、5ha以上の農業経営体数は増加傾向にあります。



(9) 農産物販売金額規模別経営体数（パレート分析）

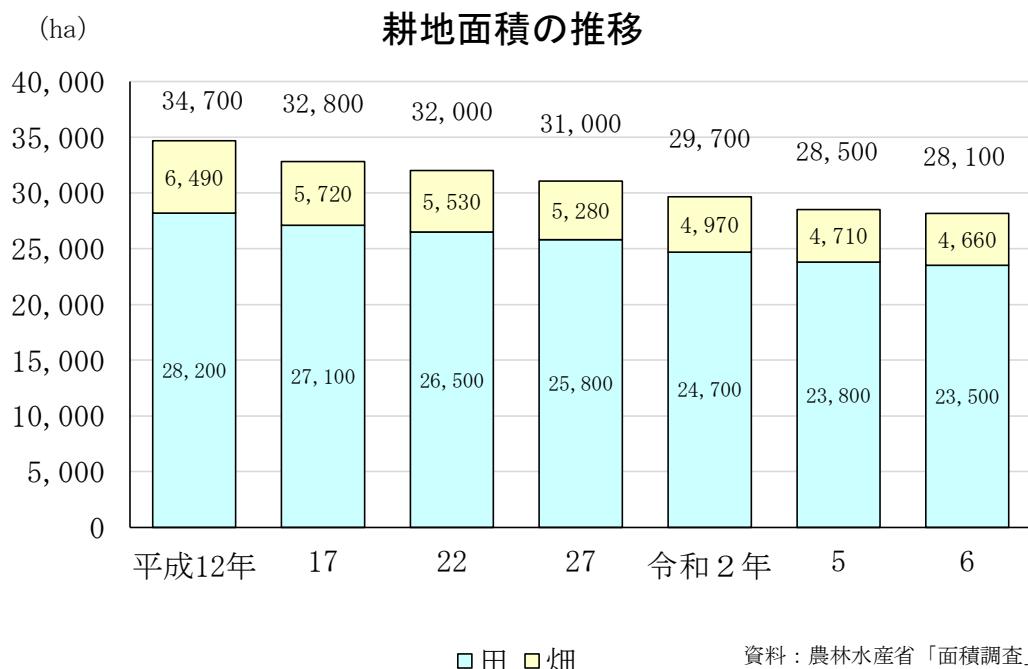
1経営体あたりの販売額500万円以上の農家（全農家の約1割）で、全販売額の約8割を生み出しています。



3 農業生産基盤

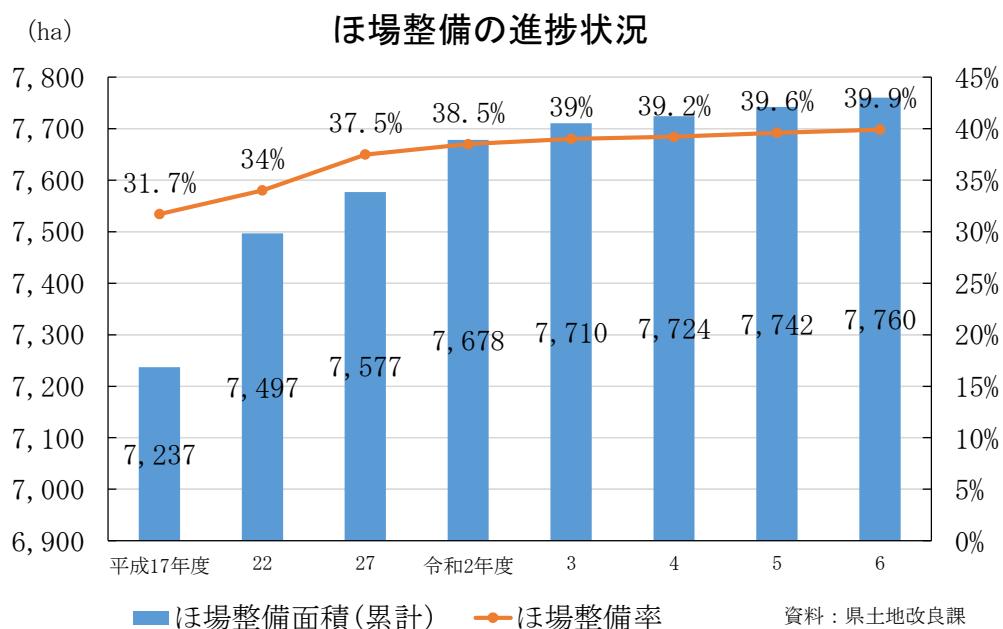
(1) 耕地面積

耕地面積は、毎年減少傾向にあります。令和6年は、前年より400ha減少し、28,100haとなっています。



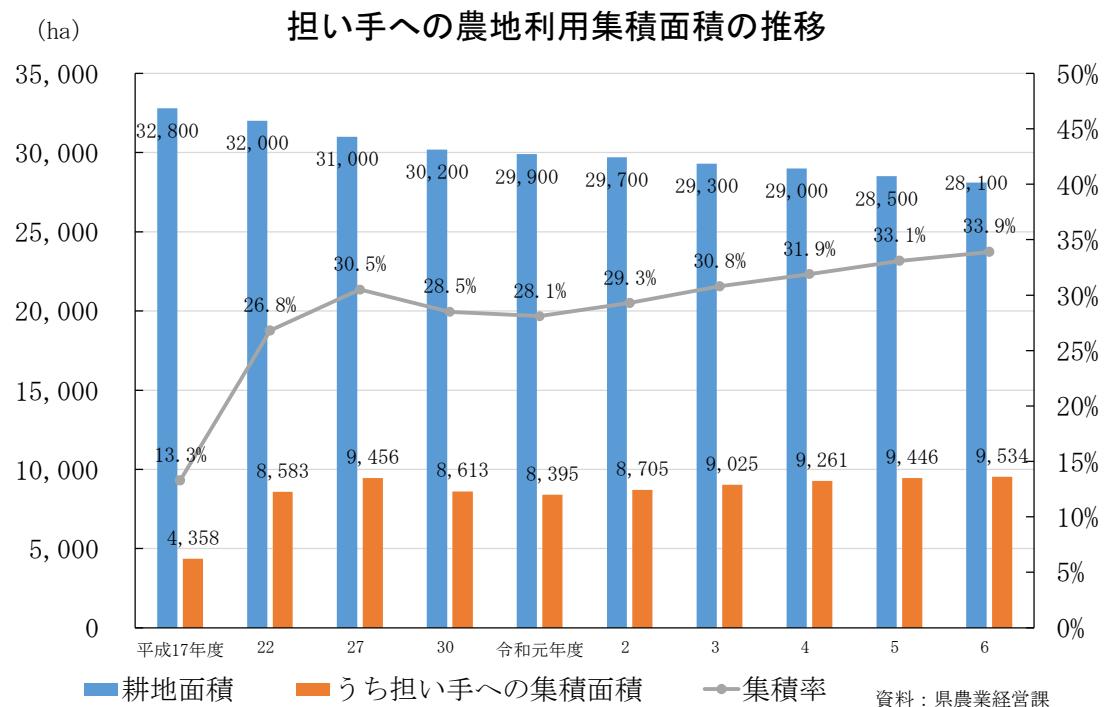
(2) ほ場整備

令和6年度末のほ場整備率は、39.9%（令和4年度末の全国平均68.7%）となっています。



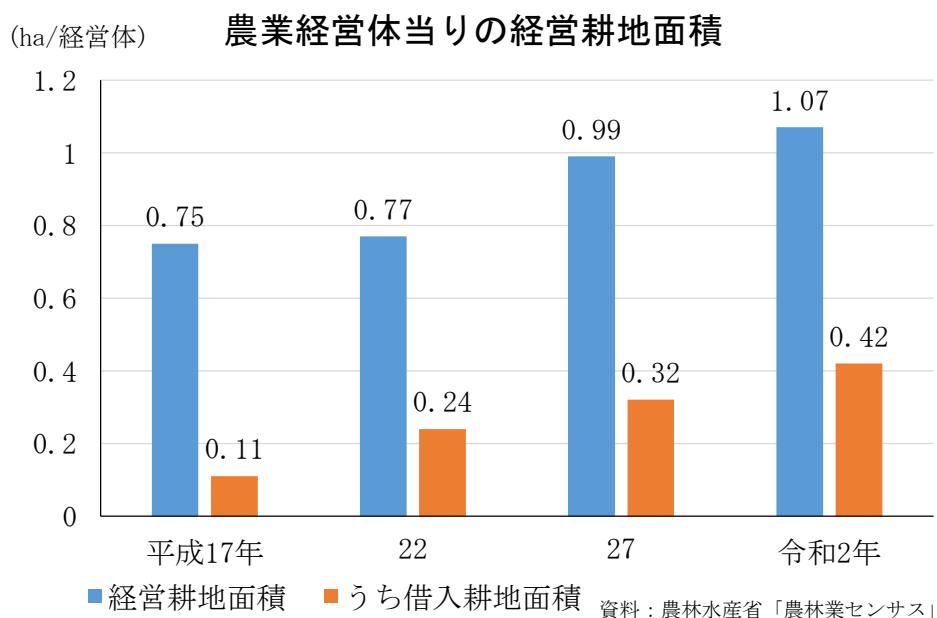
(3) 農地の集積

担い手への農地利用集積率は、近年、30%前半（令和5年度全国平均60.4%）で推移しています。



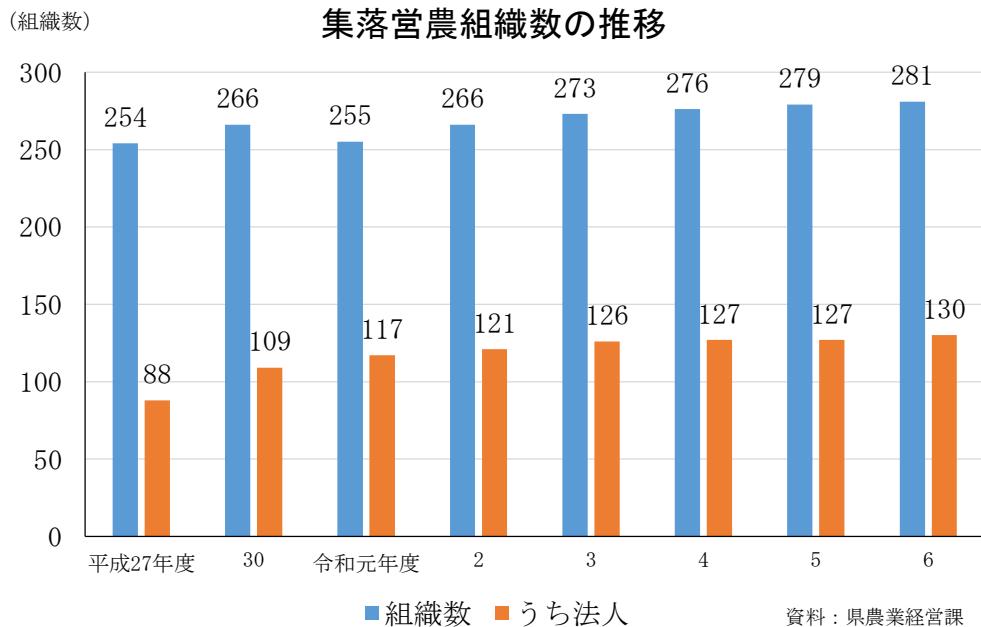
(4) 農業経営体あたりの経営耕地面積

1 経営体当たりの経営耕地面積は1.07ha（全国3.01ha）で10年前に比べて約23%（全国41%）増加しました。また、経営耕地面積に占める借入耕地面積の割合は39.5%となっています。



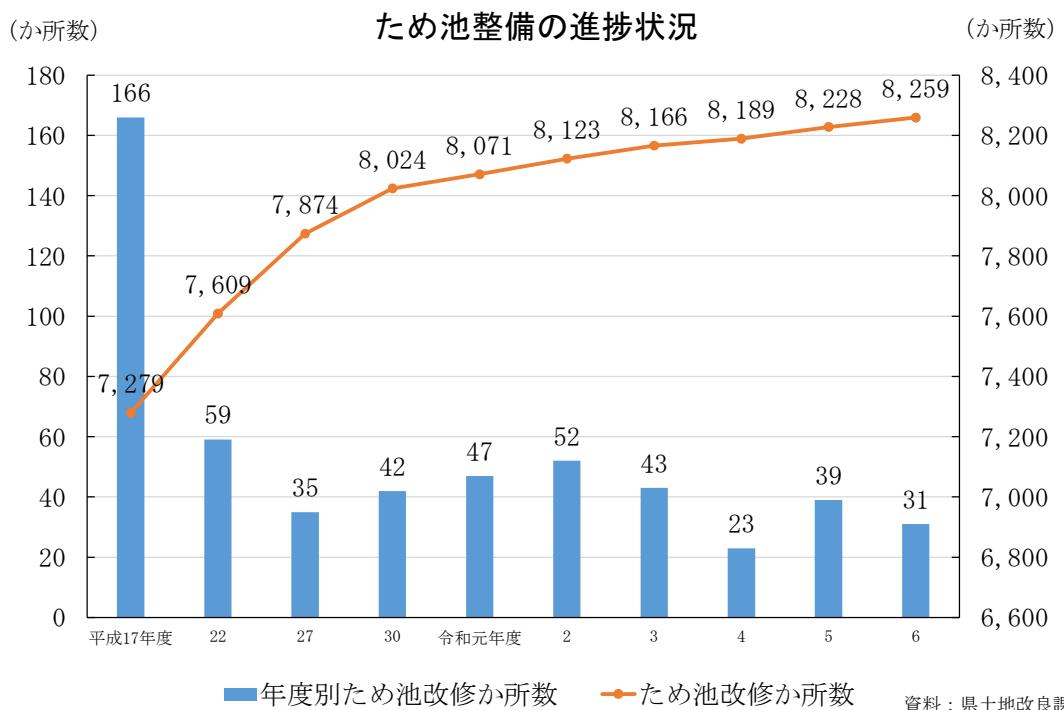
(5) 集落営農組織

集落営農組織数は、近年、270組織程度で推移しており、約半数が法人化しています。



(6) ため池の整備

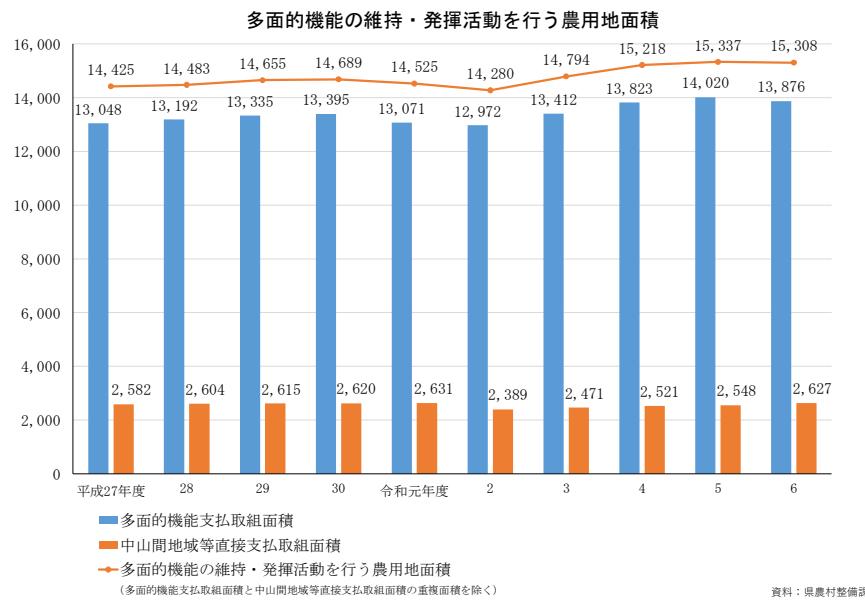
保全や整備の必要性が高いため池については、地域の実情に即し、計画的に整備を進め、令和6年度までに8,259か所（全面改修3,593か所）の整備を完了しています。



4 農村

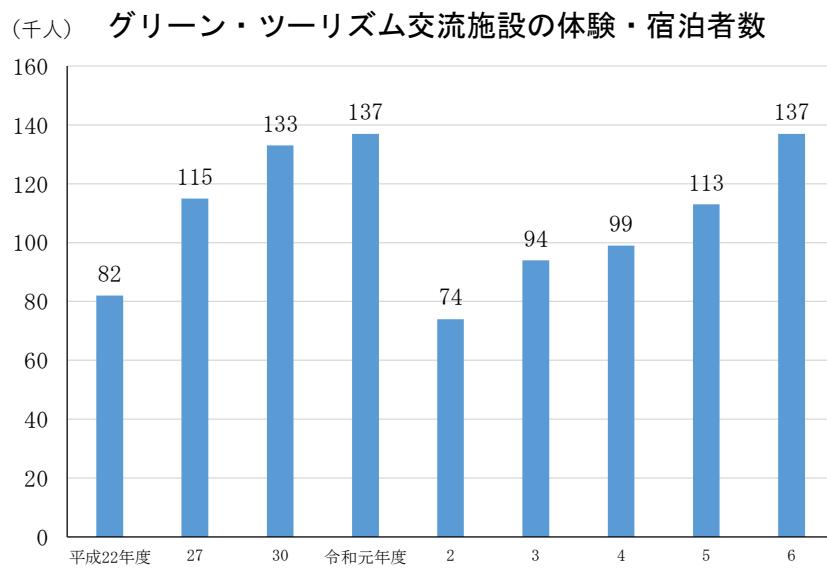
(1) 多面的機能の維持

平成 26 年度の日本型直接支払制度の創設を契機に、多面的機能支払制度及び中山間地域直接支払制度の取組みによる多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積は、大幅に増加しました。近年は、15,300ha 前後の農用地面積で取り組まれています。



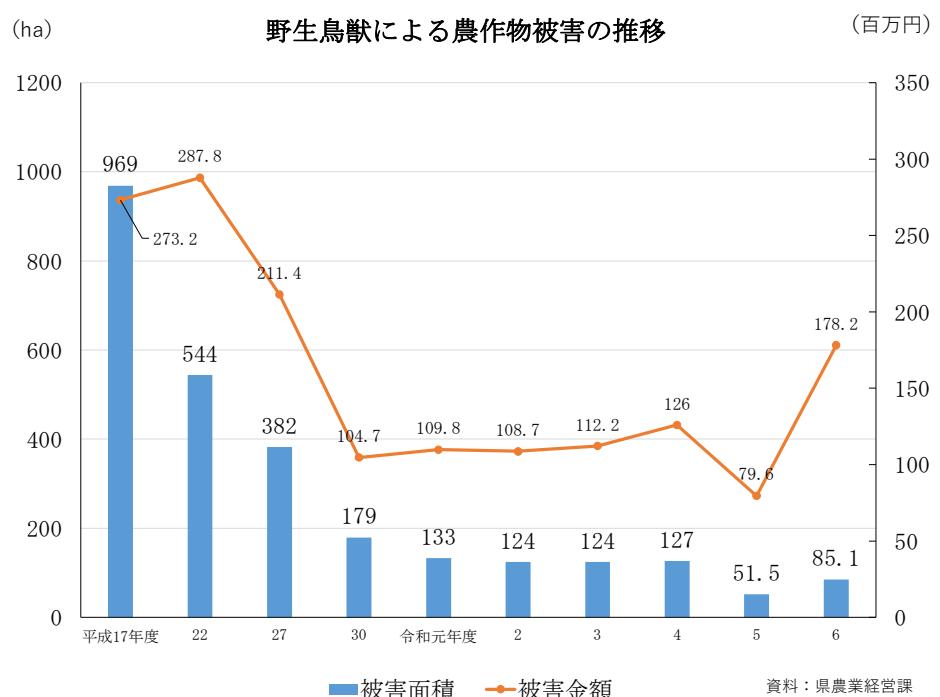
(2) グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数

観光農園や農林漁業体験施設等の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度に落ち込みましたが、令和 6 年度に令和元年度の水準まで回復しました。



(3) 鳥獣による農作物被害

野生鳥獣による農作物被害面積は減少傾向にありましたが、令和6年度には被害面積85.1ha、被害金額約1億8千万円となりました。



5 農政へのニーズ

県政モニターアンケートによると、本県農業の課題は農家数の減少や遊休農地の拡大等となっています。こうした中、本県農業の果たすべき役割や取組むべきこととして、食料の安定供給や合理的な価格形成による農業経営の安定が求められています。

また、収入の安定性や所得水準が低い等の理由により、子ども達へ農業を職業として勧めたくない方が一定の割合で存在します。このような状況の中で、農業の魅力向上のためには、農業所得の向上が必要であり、少なくとも400～600万円程度の農業所得の確保が求められています。

また、食育事業の実施や県産食材に関するイベントの実施により本県農業の関心を高めることも求められています。

県政モニターアンケート (R7.2)

Q 1. 香川県の農業の課題（上位5つの抜粋）	
・ 農家数の減少	94.2%
・ 遊休農地の拡大	58.3%
・ 農村の過疎化	56.3%
・ 肥料や飼料などの海外依存・価格高騰	54.6%
・ 異常気象等による農作物被害、品質や収量の低下	53.8%

Q 4. 農業を職業として魅力を上げる方法は何か（上位5つの抜粋）	
・ 農業所得の上昇	83.5%
・ 気象変動の影響が少ない技術による安定生産	53.0%
・ 農業DX（デジタルトランスフォーメーション）による省力化・効率化	46.7%
・ 農産物の合理的な価格形成	44.6%
・ 生産量の拡大	36.8%

Q 2. 香川県の農業が果たすべき役割または取り組むべきことは何か（上位5つの抜粋）	
・ 食料の安定的な供給	80.0%
・ 農産物の合理的な価格形成による農業経営の安定	62.6%
・ 担い手への農地集積など農地の適正管理	53.9%
・ 産業としての発展	46.1%
・ 新品種開発やブランド化を通じた特産品開発	35.7%

Q 5. 農業者1人あたりの農業所得の目標設定はどの程度が望ましいか	
・ 200万円未満	1.4%
・ 200～400万円未満	15.9%
・ 400～600万円未満	47.2%
・ 600～800万円未満	24.1%
・ 800万円以上	11.0%
・ 無回答	0.3%

Q 3. 次世代を担う子ども達に、農業を勧めたくない理由	
・ 収入が安定しない	91.2%
・ 肉体的な負担が大きい	70.8%
・ 所得水準が低い	63.7%
・ 天候の影響を受けやすい	48.7%
・ その他	5.3%

Q 6. 香川県の農業について、関心を高めるために何が必要か（上位5つの抜粋）	
・ 学校での食育授業	59.1%
・ 県産農畜産物を使った食のイベントの実施	55.4%
・ 県産農畜産物を提供する県内小売店や飲食店などの拡大	53.3%
・ マスコミやSNSなどで県産農畜産物の情報発信	49.9%
・ 学校給食での県産農畜産物の利用	49.0%

第3章 農政の基本方向

1 基本目標 「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承

本県農業・農村を取り巻く環境が大きく変化する中にあっても、将来にわたって本県農業の強みを生かした、儲かり、魅力ある農業の実現をはじめ、生産基盤の整備・保全、担い手に優良農地を集積するなど次世代の担い手を確保・育成とともに、農業・農村に関わる全ての人々が活躍し、本県農業・農村を次世代に継承するため、基本目標を「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承とします。

本県農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や、気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化により大きく変化しています。

このような中、県では、担い手の確保・育成をはじめ、農産物の安定供給や需要拡大に取組むほか、生産性の向上に必要な基盤整備の進展を図るとともに、都市と農村の交流の促進など農村づくりを進めてきました。

その結果、ブランド化を進める農産物を中心に農業産出額の増加や、毎年140人程度の新規就農者の確保・育成に結び付けてきました。

一方で、農業産出額の大半を担い手が産出しているほか、基幹的農業従事者数は20年間で半減し、その年齢構成のピークは75歳以上の層となるなど、農業者の減少や、高齢化に歯止めがかかっていません。

パレート分析によると、約1割の主業・準主業農家で販売額の約8割を生み出している一方、農家の約9割を自給的・副業的農家が占めていることから、儲かっている農家が、さらに成長するための「攻め」の施策とともに、農業・農村を守っている約9割の農家を支援する「守り」の施策の両面を推進することと併せて、県民への食の安定供給を実現することが、この計画の目的です。

今後、本県の強みを生かした園芸や畜産など収益性の高い農業の推進をはじめ、農業生産基盤の整備を進めるとともに、地域計画に基づき優良農地を担い手に集積し、次世代の担い手を確保・育成するほか、6次産業化などで所得向上を図り、「儲かる！魅力と未来のある農業」の実現を目指します。

また、集落営農や土地改良区など農業・農村に関わる人財が活躍し、全ての農地で米麦をはじめとする農産物を生産するほか、ため池を含む農業水利施設を適切に保全するとともに、今後とも農業の有する多面的機能が発揮されるよう、「農村を守り、地域を支える農業」を推進します。

さらに、耕畜連携による資源循環型農業や、環境に配慮した農業の普及をはじめ、地産地消や、幅広い年齢を対象とした食育を推進することで「持続的な農産物の供給」を目指します。

2 基本方針

新たな基本計画では、基本目標である『「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承』に向けた歩みを確かなものとするため、以下の3つを基本方針とします。

I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

本県農業の強みを生かし、意欲ある担い手や農業法人を中心に、子ども達が目指したくなる、収益性が高い農業の実現を目指す。

II 農村を守り、地域を支える農業の推進

集落営農や土地改良区など農業・農村に関わる全ての人財が活躍し、持続可能な農業及び農村の活性化を目指す。

III 持続的な農産物の供給

生産者と食の供給者が連携し、持続可能で安全・安心な農産物を供給し、県民の食を支える。

基本目標



「かがわの農業・農村」の 未来を拓き、次世代へ継承



(1) 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

本県農業の強みを生かした園芸や畜産など収益性の高い農産物と、水稻など土地利用型作物を組み合わせた生産を振興するとともに、さぬき讃シリーズやオリーブ畜産物などブランド力強化や販路拡大を図るほか、6次産業化や農商工連携により、儲かる！かがわ型農業を推進します。

また、担い手のニーズに応じた農業生産基盤をはじめ、栽培温室や畜産施設など生産性を高める基盤整備を推進するとともに、地域計画に基づく担い手への農地集積や農地機構による優良農地の貸借を促進するほか、スマート農業や新品種・新技術等の開発・普及など、農業の魅力を高める未来投資を行います。

さらに、農業法人等の経営基盤の強化をはじめ、外国人材を含めた雇用労働力を確保するなど核となる担い手を確保・育成するとともに、幅広い年齢層での就農や親元就農、雇用就農などを促進するほか、農業大学校など教育機関や、トレーニングファームの充実を通じて、新規就農者を確保・育成し、次世代の担い手の確保・育成につなげます。

(2) 農村を守り、地域を支える農業の推進

農業・農村を守っている副業的経営体など多様な農業人材をはじめ、他産業を含めた農業支援サービス事業体を確保するとともに、農福連携や短時間労働など柔軟な働き方を推進するなど農村を支える人財の確保に努めます。

また、農業生産基盤を保全管理する土地改良区等の体制強化をはじめ、農業水利施設の長寿命化や防災重点農業用ため池の整備を推進するハード対策とともに、ため池の監視・管理体制を強化するソフト対策により、農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策に取り組みます。

さらに、集落営農組織への支援をはじめ、小規模農業者が農業を継続できるよう、産地直売所などで販売する農産物栽培や特用作物の栽培など、地域資源を活用したスマート農業の普及を通じて、農業と農地の維持・継続を支援します。

農業が有する多面的機能の発揮や中山間地域農業の活性化、鳥獣害対策の推進により農地・農村環境の保全管理を図るとともに、グリーン・ツーリズムなどによる関係人口の拡大や農村の伝統や文化などの継承・情報発信を通じ、農村の振興に努めます。

(3) 持続的な農産物の供給

食品事業者など食の供給者と連携して、地産地消の推進や、全世代を対象とした食育・花育の推進、集出荷施設の再編など流通の合理化・効率化により、農産物の安定供給を推進します。

また、G A P やH A C C P の推進をはじめ、家畜伝染病の発生予防等の強化や病害虫対策など防疫体制を整備し、食の安全・安心を推進します。

さらに、家畜排せつ物等の有効利用や、県産飼料の生産・利用など耕畜連携による資源循環型農業を推進するほか、みどりの食料システムの普及を通じて、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ります。

3 施策展開

施策展開は、基本方針を実効性のあるものとするため、以下の観点から施策展開を図ります。

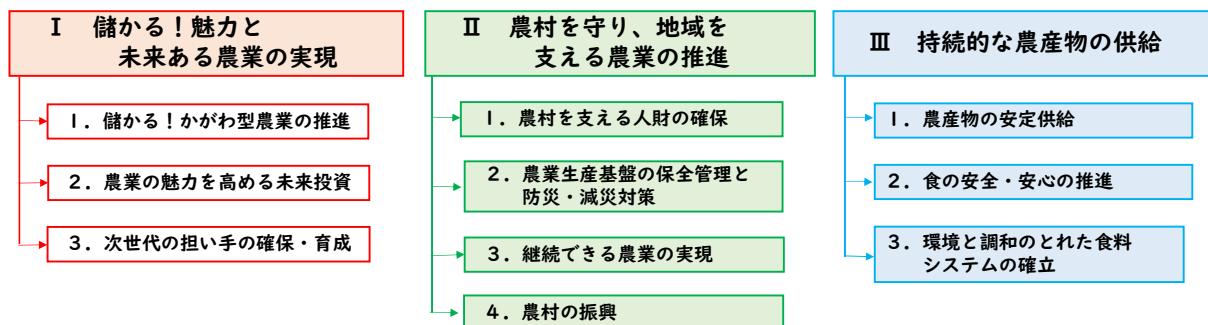
「基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現」では、本県農業の強みを生かし、収益性の高い農産物を中心に消費者ニーズに応じた生産振興やブランド化、6次産業化による儲かる！かがわ型農業の実現をはじめ、生産性を高める基盤整備や担い手への農地集積、スマート農業や新技術の普及など農業の魅力を高める未来投資を実施するとともに、農業法人等の核となる担い手や幅広い年代の新規就農者など次世代の担い手の確保・育成を図ります。

また、「基本方針 II 農村を守り、地域を支える農業の推進」では、副業的経営体など多様な農業人材や農業支援サービス事業体など農村を支える人財の確保をはじめ、農業水利施設や、ため池など農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策、集落営農組織やスマート農業の普及により継続できる農業の実現、多面的機能の発揮など農地・農村環境の持続的な保全管理等により農村の振興を図ります。

さらに「基本方針 III 持続的な農産物の供給」では、地産地消や流通の合理化などによる農産物の安定供給、家畜伝染病や病害虫など防疫体制の整備による食の安全・安心の推進、耕畜連携による資源循環型農業の推進等による環境と調和のとれた食料システムの確立を図ります。

これらの取組みについて、農業者をはじめ、県民や関係機関・団体と協働し、基本目標である『かがわの農業・農村の未来を拓き、次世代へ継承』することを目指します。

— 施策展開のイメージ —



4 施策体系

本県の進むべき基本的方向を明らかにする「基本目標・基本方針」を実現するため、以下の展開方向に沿って、施策の展開を図ります。

基本目標	「かがわの農業・農村」の未来を拓き、次世代へ継承
------	--------------------------

基本方針Ⅰ 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向1 儲かる！かがわ型農業の実現	
1 消費者ニーズに応じた生産振興	1) 収益性の高い農産物づくり (1) 施設園芸（さぬき姫他） (2) 露地園芸（ブロッコリー他） (3) 畜産（オリーブ畜産物他） (4) 特産物（オリーブ、盆栽他） 2) 持続可能な水田農業の推進 (1) 水稻（病害虫抵抗性・多収性品種等による生産性の向上） (2) 麦類（さぬきの夢他）
2 ブランド力の強化と販路拡大	1) ブランド力の強化 (1) さぬき讃シリーズ (2) オリーブ畜産物 (3) かがわオリーブオイル品質表示制度 (4) 盆栽 (5) おいでまい、さぬきの夢 2) 販路拡大 (1) 各種登録店制度の推進 (2) 登録店等での効果的なプロモーションの強化 (3) 商談会の実施 (4) 農産物の輸出拡大 (5) 農産物の栄養成分に着目した訴求力の向上
3 6次産業化・農商工連携の推進	1) 6次産業化等による高付加価値化 2) 農業と食品産業の連携強化
展開方向2 農業の魅力を高める未来投資	
1 生産性を高める基盤整備の推進	1) 担い手のニーズに応じた農業生産基盤の整備 2) 栽培温室や畜産施設などの整備の加速化
2 農地の集積・集約化と優良農地の確保	1) 地域計画に基づく担い手への農地集積 2) 県農地機構による優良農地の貸借の促進
3 新技術等の開発・普及による技術革新	1) スマート農業の推進（DX） 2) 新品種・新技術の開発・普及 3) 低コスト・省力化技術の開発・普及 4) 高温対策技術の開発・普及

展開方向3 次世代の担い手の確保・育成

1 核となる担い手の育成	1) 農業法人等の経営基盤の強化 2) 県外法人や農外企業の誘致 3) 雇用の確保に必要な環境整備 4) 外国人材を含めた雇用労働力の確保 5) 女性農業者の活躍推進
2 新規就農者の確保・育成	1) 幅広い層の新規就農者を確保・育成 2) 農地や農業施設を経営継承する仕組みづくり 3) 農業大学校など教育機関の充実 4) お試し就農制度によるトライアル環境の充実 5) トレーニングファームや里親登録制度の充実 6) 親元就農や雇用就農の促進

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 農村を支える人財の確保

- 1 多様な農業人材の確保・育成
- 2 他産業を含めた農業支援サービス事業体の確保
- 3 農福連携の推進
- 4 短時間労働など柔軟な働き方の推進

5 セーフティネットの確保・整備	1) 農業保険制度の普及 2) 生産資材費の高騰対策 3) 野菜価格安定制度の推進 4) 農作業安全の確保
------------------	--

展開方向2 農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策

1 農業水利施設の保全管理	1) 農業水利施設の長寿命化 2) 農業生産基盤の保全管理の体制強化
2 ため池の防災・減災対策	1) 防災重点農業用ため池の整備推進 2) 監視・管理体制の強化

展開方向3 繼続できる農業の実現

- 1 集落営農組織の持続的発展
- 2 地域資源を活用したスマート農業の推進
- 3 農地を一元管理する地域まるっと方式の導入

展開方向4 農村の振興

1 農地・農村環境の持続的な保全管理	1) 多面的機能の維持・發揮 2) 中山間地域農業の活性化 3) 鳥獣害対策の推進
2 農村の活性化	1) ケーラン・ツーリズム、農泊、二地域居住等による関係人口の拡大 2) 農村の伝統や文化等の継承及び魅力発信

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 農産物の安定供給	
1 安定した食料システムの確立	1) 主食用米等の安定供給 2) 地産地消の推進
2 全世代を対象とした食育・花育の推進	
3 インバウンドによる食関連消費の拡大	
4 流通の合理化・効率化	1) 集出荷施設などの再編 2) サプライチェーンの効率化
5 合理的価格の形成を啓発・普及	
展開方向 2 食の安全・安心の推進	
1 G A P など生産工程管理の推進	
2 H A C C P など食品衛生管理の推進	
3 防疫体制の整備	1) 家畜伝染病の発生予防等の強化 2) 病害虫対策の推進
展開方向 3 環境と調和のとれた食料システムの確立	
1 耕畜連携による資源循環型農業の推進	1) 家畜排せつ物等の有効利用 2) 県産飼料の生産・利用を推進
2 みどりの食料システムの普及 (G X)	1) みどり認定制度の推進 2) 環境負荷低減技術の普及・定着 3) 環境にやさしい農産物の販路開拓と理解醸成

第4章 施策の展開方向

指標一覧

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1：儲かる！かがわ型農業の実現

No.	指標	単位	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
1	県オリジナル品種の作付面積	ha	263 (R5 年度)	313
2	和牛子牛生産頭数	頭	1, 862	2, 050
3	主食用水稻の生産量	t	48, 000 (R6 年産)	52, 000
4	麦類の生産量	t	8, 946 (R6 年産)	11, 400
5	オリーブの生産量	t	338	480
6	県がサポートした農産物の輸出額	億円	4	(調整中)
7	GFP コミュニティサイト登録者数	者	112	142
8	盆栽の輸出額	万円	5, 900	7, 200
9	さぬき讃フルーツの出荷額	億円	29. 6	32. 6
10	農業産出額	億円	978 (R5 年)	1, 183
11	新たに 6 次産業化や農商工連携に取り組む経営体数	経営体	167	227

展開方向 2：農業の魅力を高める未来投資

No.	指標	単位	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
12	ほ場整備面積	ha	7, 760	7, 989
13	地域計画において将来の受け手が位置づけられた農地の割合	%	28	66
14	農業振興地域農用地区域内の農地面積	ha	24, 363	23, 900(仮)
15	農地中間管理事業による貸付面積	ha	4, 221	6, 000
16	スマート農業技術導入経営体数 (累計)	経営体	148	300

展開方向 3：次世代の担い手の確保・育成

No.	指標	単位	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
17	新たな認定農業者数	経営体/年	76. 3 (R4～R6 年度)	80 (R8～R12 年度)
18	認定農業者である農業法人数	法人	384	440
19	新規就農者数 (累計)	人	692 (R2～R6 年度)	750 (R8～R12 年度)

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1：農村を支える人財の確保

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
20	多様な農業人材経営計画認定制度の認定者数	人	109	700
21	農業支援サービス事業体数	事業体	24	40
22	農福連携地域協議会に参加する市町数	市町	1	3
23	収入保険加入率（収入保険加入経営体数÷青色申告実施農業経営体数）	%	36.5	50.0

展開方向2：農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
24	基幹水路保全対策延長	km	155	181
25	水土里ビジョンを策定した土地改良区数	土地改良区	一	60
26	老朽ため池の整備箇所数（全面改修）	箇所	3,593	3,730

展開方向3：継続できる農業の実現

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
27	集落営農法人への農地集積面積	ha	1,540	1,640
28	新たな集落営農組織の設立数	組織	36 (R2～R6年度)	50 (R8～R12年度)
29	農地を一元管理する地域の支援箇所数	地域	一	7

展開方向4：農村の振興

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
30	多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積	ha	15,308	16,000
31	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカによる農作物被害金額	百万円	113	78以下
32	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数	人	137,200	149,200

基本方針Ⅲ 持続可能な農産物の供給

展開方向1：農産物の安定供給

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
33	かがわ地産地消協力店の登録店舗数	店舗	401	491
34	CE・集出荷施設の機能強化・再編数	施設	0	6（累計）

展開方向2：食の安全・安心の推進

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
35	GAP指導員による指導・助言を行った農家数	件	99 (R5年度)	104 (R8～R12年度年平均)
36	飼養衛生管理指導等計画に定める重点的指導事項の遵守率	%	95.7	100

展開方向3：環境と調和のとれた食料システムの確立

No.	指標	単位	現状（R6年度）	目標（R12年度）
37	耕畜連携マッチングによる青刈りとうもろこし作付面積	ha	45	100
38	みどり認定者数	経営体	64	256
39	公的分析機関における精密な土壤測定診断件数（累計）	検体	6,566 (R2～R6年度)	7,200 (R8～R12年度)

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1 儲かる！かがわ型農業の実現

- 本県のオリジナル品種の普及や収益性の高い品目の生産振興に取り組みます。
- 収益力の向上のため、水稻と麦や露地野菜との複合経営など、多様な二毛作を推進します。
- 「さぬき讃シリーズ」サポート店等でのフェアのほか、様々なコンテンツを活用した効果的なプロモーション活動により、県産農産物の認知度向上によるブランド力の強化に取り組みます。
- 海外市場のニーズを踏まえながら、ターゲットとなる国・地域ごとの輸入制度等に応じた輸出品目の選定などにより、輸出に取り組む事業者をサポートし、農産物の輸出を促進します。
- 6次産業化による高付加価値化を図るとともに、食品産業との連携強化を進め、農業経営の発展と所得向上を図ります。

【施策】

1) 消費者ニーズに応じた生産振興	(1) 収益性の高い農産物づくり ①施設園芸（さぬき姫他） ②露地園芸（ブロッコリー他） ③畜産（オリーブ畜産物他） ④特産物（オリーブ、盆栽他） (2) 持続可能な水田農業の推進 ①水稻（病害虫抵抗性・多収性品種等による生産性の向上） ②麦類（さぬきの夢他）
2) ブランド力の強化と販路拡大	(1) ブランド力の強化 ①さぬき讃シリーズ ②オリーブ畜産物 ③かがわオリーブオイル品質表示制度 ④盆栽 ⑤おいでまい、さぬきの夢 (2) 販路拡大 ①各種登録店制度の推進 ②登録店等での効果的なプロモーションの強化 ③商談会の実施 ④農産物の輸出拡大 ⑤農産物の栄養成分に着目した訴求力の向上
3) 6次産業化・農商工連携の推進	(1) 6次産業化等による高付加価値化 (2) 農業と食品産業の連携強化

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	県オリジナル品種の作付面積	263ha (R5 年度)	313ha	新規就農者等への支援により年 2.4%程度の増加を目指します。
2	和牛子牛生産頭数	1,862 頭	2,050 頭	和牛子牛生産頭数の 10%の増頭を目指します。
3	主食用水稻の生産量	48,000t	52,000t	高温耐性のある多収性品種の導入等により、生産量の増加を目指します。
4	麦類の生産量	8,946 t	11,400 t	小麦「さぬきの夢 2023」に全面切替し、需要に応じた生産を目指します。
5	オリーブの生産量	338t	480t	オリーブの生産拡大と安定生産を目指します。
6	県がサポートした農産物の輸出額	4 億円	(調整中)	県がサポートし、農畜産物の輸出額の増加を目指します。(年 2%)
7	GFP コミュニティサイト登録者数	112 者	142 者	輸出に意欲的に取り組む事業者等を支援し、年 5 事業者の登録を目指します。
8	盆栽の輸出額	5,900 万円	7,200 万円	米国への輸出拡大等を通じて輸出額の増加を目指します。
9	さぬき讃フルーツの出荷額	29.6 億円	32.6 億円	さぬき讃フルーツの出荷額の 10%増加を目指します。
10	農業産出額	978 億円 (R5 年)	1,183 億円	農産物の生産振興及び需要拡大に取り組み、年 3 %の増加を目指します。
11	新たに 6 次産業化や農商工連携に取り組む経営体数	167 経営体	227 経営体	年間 10 経営体(直近 5 年間の実績)の新規取組みを目指します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1	1) 消費者ニーズに応じた生産振興 (1) 収益性の高い農産物づくり
--------	---------------------------------------

- 野菜、果樹、花きなどの園芸品目については、県オリジナル品種の普及を推進するとともに、スマート農業技術や気候変動に対応した品種・技術の導入など生産性の向上に取り組み、本県の強みを生かした高品質で特色のある品目・品種の生産拡大を図ります。
- 畜産については、収益を向上させるために必要な施設・機械等の導入を支援するとともに、省力化・省エネ化・暑熱対策を進めます。
- オリーブについては、生産力の強化を図るため、苗木代や未収益期間等の支援の継続とともに、高品質・安定生産技術の普及に取り組みます。
- 盆栽については、輸出拡大を図るため、検疫条件に対応した生産環境の整備や防除技術の確立を図ります。

現状と課題

①施設園芸（さぬき姫他）

＜共通＞

- 施設園芸については、県オリジナル品種のイチゴ「さぬき姫」、アスパラガス「さぬきのめざめ」、うんしゅうみかん「小原紅早生」、ラナンキュラス「てまりシリーズ」、カーネーション「ミニティアラシリーズ」など、収益性が高い品目が生産されていますが、生産費の上昇が新規就農や規模拡大の阻害要因になっており、収穫量の向上とともに生産費の低減を図る必要があります。
- 気候変動の影響を受け、生育不良、開花・結実の遅延等により、需要期に出荷ができなくなるとともに、品質が低下しており、市場のニーズに応えられる栽培技術が求められています。

②露地園芸（ブロッコリー他）

＜共通＞

- 野菜、果樹では生産者の高齢化や生産費の上昇により、作付面積や収穫量が減少していることから、省力化に資する技術・品種の導入、低コスト化、労働力確保の取組みが必要です。
- 気候変動の影響により生育期の気温が上昇し、露地栽培では収穫期の果菜類の着果不良、定植期の葉菜類の活着不良や初期生育不良、果樹の果実の着色不良等の果実障害、花きの開花遅れや生育障害のほか、病害虫の被害が増加していることから、気候変動の影響を受けにくい生産・出荷体系を確立する必要があります。

＜野菜＞

- 県オリジナル品種や金時にんじんなど、特産野菜の安定供給のため優良種苗を安定的に供給する体制を引き続き維持していく必要があります。

<果樹>

- 果実の価格は上昇傾向にあるものの、気候変動による品質の低下や生産者の高齢化等による生産量の減少により、供給が需要に応えきれていないことから、気候変動に対応し、なおかつ省力化やコスト削減につながる品種や技術が求められています。

<花き>

- 高温・乾燥による栄養不足や生育後期の長雨により日保ち性が低下しているため、気候変動の影響を受けにくい品種の導入が求められています。

③畜産（オリーブ畜産物他）

- 飼養戸数はすべての畜種で減少傾向である一方、1戸当たり飼養頭羽数は増加傾向にあります。経済連携協定等の発効や配合飼料・資材費・労働費の高騰に加えて、家畜伝染病の発生によるサプライチェーンの寸断、気候変動による夏場の気温上昇、畜産環境問題への対応など、畜産経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、安定的な畜産物の供給に向けて、生産性・収益性の向上が課題となっています。
- 酪農経営は、周年拘束性が強く、特に家族経営では、過重な労働負荷、高齢化・後継者不足に直面しており、労働負担の軽減、乳量、乳質などの泌乳形質の向上や効率的な後継牛の確保、経営体の強化を図る必要があります。
- 肉用牛においては、高能力雌牛群の整備のほか、種雄牛との適切な交配指導、さらに分娩間隔の短縮による生産性の向上を図り、高い産肉能力を持つ子牛の生産に取り組む必要があります。また、肥育素牛は、県外に依存している状況にあり、地域内や経営内における繁殖・肥育一貫生産体制の構築を進める必要があります。
- 養豚では、1戸当たりの飼養頭数は増加し、大規模化しており、繁殖性や増体量、肉質の改良など生産性の高い養豚経営を進める必要があります。
- 採卵鶏・ブロイラーの経営は、大規模化・集約化が進んでいる状況にありますが、鳥インフルエンザ等の防疫対策費は増加しており、生産性の高い経営を進める必要があります。
- 養蜂では、蜂蜜や花粉交配用蜜蜂の安定的な供給を維持するため、蜜源植物の確保、気候変動への対応や耐病性の向上等を進める必要があります。
- 国内でも産地間のブランド競争が激化するなか、本県を代表する畜産ブランドであるオリーブ畜産物（オリーブ牛、オリーブ夢豚・オリーブ豚、オリーブ地鶏）は、県内外から高く評価されており、市場等のニーズに応じた生産量の確保と品質の向上が求められていることから、オリーブ飼料の安定的な供給体制の構築と高品質化のための技術改善や素畜、素雑の生産体制の強化に取り組む必要があります。

④特産農産物（オリーブ、盆栽他）

- オリーブの栽培面積は国内1位であるものの面積のシェアは約4割で漸減傾向にあります。このため、生産拡大と高品質化による、競争力の強化が求められています。
- 盆栽では、国内需要の低迷や担い手不足、苗木の不足等が懸念され、黒松盆栽の輸出量も減少しつつあることから、輸出拡大に向けて生産量の確保・拡大が必要です。また、輸出先の検疫条件に即した生産環境の整備や病害虫対策の確立・普及が必要です。
- 茶は、国産茶葉の需要が高まっていますが、生産者の高齢化により、生産の継続と産地の維持が難しい状況になっています。

具体的な施策

①施設園芸（さぬき姫他）

<共通>

- 施設園芸の生産向上を図るため、栽培環境や生育量等のデータを見る化し、その活用により最適な環境に制御するデータ駆動型技術の導入を支援します。また、蓄積されたデータに基づき栽培技術を改善し収益性の高い施設園芸を推進します。
- 燃料価格の高騰に対応するため、施設園芸セーフティネットへの加入を生産者に促すとともに、ヒートポンプの導入など燃料の消費量を削減する取組みを支援します。
- 施設園芸における高温対策に必要な機械・施設等の導入を支援するとともに、開花調整等の生産技術の導入や高温障害を回避する資材・機材を活用した栽培管理技術の普及を推進します。
- 低コストで、かつ作業性の良い「レイズドベッド」を活用した、イチゴやラナンキュラスなどの栽培体系の確立・普及に努めます。
- 県オリジナル品種等の種苗を安定的に供給するため、園芸総合センターで優良種苗の原種の養成やウイルスフリー化により、優良種苗の供給体制を維持します。

②露地園芸（ブロッコリー他）

<共通>

- 労働力不足や生産費が上昇するなかで経営効率を高めるため、スマート農業の推進や労働力の確保を進めます。
- 気候変動に対応するため、果樹の品質や野菜の生育初期に影響する夏季の高温対策に取り組みます。

<野菜>

- 露地野菜栽培において、スマート農機等による省力化や栽培管理アプリを活用した「見える化」による低コスト化・効率化を支援するとともに、労働力不足に対応した収穫や出荷調整等の支援体制づくりを促進します。
- 気候変動の影響下でも秋冬野菜を安定的に生産するため、育苗ハウスの温度上昇の抑制や定植後の活着促進などの高温対策とともに、早期畝立及び排水性向上等の長雨対策技術の導入を支援します。また、気候変動に対応する品種選定に取り組むとともに、ニンニク新品種の導入・普及を図ります。
- 本県において野菜生産量の少ない夏季を中心に、スイートコーン、ナスや県オリジナル品種のモロヘイヤ「さぬきのヘイヤ」など消費者ニーズに即した品目・品種の普及を推進します。
- 県オリジナル品種や特産野菜の優良種苗の生産体制を維持するため、JA香川県、種苗会社、採種農家などと連携し、優良系統の選抜と種苗の生産技術の向上に取り組みます。

<果樹>

- 気候変動に対応するための資材・機材の導入や環境適応性の高い品種・台木の開発・導入を推進します。
- これまでに開発した「さぬきエメラルド」、「さぬきキウイっこ[®]」などの袋掛けが不要で従来品種より低コストで栽培できる優良品種や、鳥獣被害等が少ないレモン等への転換を推進するとともに、病害抵抗性があり農薬費等を削減できる優良品目・品種の実証と普及を推進します。
- 労働生産性を高められるよう、作業動線の単純化や機械化等に対応した省力樹形の導入を推進するとともに、スマート農業技術の導入により省力化や品質の高位平準化を図ります。

<花き>

- 土壤消毒や耐病性品種の導入等による病害虫対策とともに、高温耐性品種等の導入を進め、花きの生産性及び品質の向上を促進します。

③畜産（オリーブ畜産物他）

<家畜共通>

- 地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する畜産クラスター事業等の国の事業を活用し、収益性の向上のために必要な施設・機械等の導入や畜舎・堆肥舎の増改築を支援します。

- 畜産農家へのスマート機器、再生可能エネルギーを活用した機器・省エネルギー化のための機器、家畜の暑熱対策に必要な機器の導入促進により、家畜の飼養管理等の省力化・省エネ化・暑熱対策を進めます。
- 畜産物の価格下落時に補給金等を交付する畜産経営の安定対策事業（肉用子牛、肉用牛、肉豚及び鶏卵）への加入を促進します。

<酪農>

- 生産性向上のため、乳量、乳質等を管理する乳用牛群検定や、後継牛の育成、乳業メーカー等と連携した生産技術指導等を推進し、酪農家の経営安定を図ります。
- 性選別精液や受精卵移植を活用した効率的な後継牛の確保体制を構築するとともに、生乳生産と肉畜生産を組み合わせた持続的な酪農経営の確立を推進します。

<肉用牛>

- 高品質な香川県産オリーブ牛の増頭を促進するため、遺伝子解析により脂肪の質などに優れた繁殖雌牛の選抜や、受精卵移植等を活用した育種の効率化と高品質な子牛生産体制づくりを支援します。
- 優良な県内産子牛を県内保留することにより、香川県産オリーブ牛の生産を推進します。
- 肉用牛生産農家の畜舎の増築・改修を支援し、生産基盤の強化を図ります。

<養豚>

- 県産豚肉の高品質化のため、畜産試験場において種豚の改良を図るとともに、優良種豚の子豚及び精液を広く県内に配付して、さらなる生産性の向上を推進します。

<養鶏>

- 採卵鶏については産卵率や卵質の改良、肉用鶏については増体量や育成率の向上など、生産性の向上による安定的な収益の確保に資する取組みを支援するとともに、安全・安心な鶏卵・鶏肉の生産を進めます。

<養蜂>

- 養蜂については、蜜源植物の保護増殖や、気候変動によって大きな問題となっているダニへの対策などを支援し、甘味源としての蜂蜜の提供、花粉交配用蜜蜂の安定供給を進めます。

④特産農産物（オリーブ、盆栽他）

<オリーブ>

- オリーブの苗木代や未収益期間に対する支援のほか、炭疽病に耐病性のある県オリジナル品種「香オリ3号」、「香オリ5号」の作付面積の拡大やオリーブアナアキゾウムシの適切な防除を推進します。また、採油機や大規模栽培に必要な機械等の整備を支援し、生産力の強化に取り組みます。

<盆栽>

- 盆栽の生産量を確保するため、健全な苗木等の安定供給に向けた育苗・養成施設の整備を支援します。また、若い世代への生産技術の継承を進めるため、体系的な研修プログラムの実践を支援します。
- 盆栽の輸出のために必要な隔離のための網室等の整備を支援するとともに、検疫条件に対応した病害虫防除技術等の確立・普及を図ります。

<茶>

- 国産茶葉の需要が高まっていることから、産地の取り組みに応じて、栽培管理用機械などの導入を支援し、生産の継続と産地の維持を図ります。
- とりわけ国産抹茶の需要が大幅に高まっていることから、これを取り込める方策を検討します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1	1) 消費者ニーズに応じた生産振興 (2) 持続可能な水田農業の推進
--------	---------------------------------------

- 主食用水稻については、単収の向上を図るため、高温耐性のある多収性品種の導入や再生二期作を検証・検討するとともに、生産コスト低減技術を導入します。
- 麦類については、品質向上に取り組むとともに、需給のミスマッチが生じないよう、需要に応じた生産を推進します。
- 収益力の向上のため、水稻と麦や露地野菜との複合経営など、多様な二毛作を推進します。
- 高性能な農業用機械の整備により、労働生産性の向上を図ります。
- 多様な水稻の育苗体制を構築するとともに、種子生産者を確保するため、種子生産に必要な専用機械等の整備を支援します。

現状と課題

①水稻（病害抵抗性・多収性品種等による生産性の向上）

- 本県は、水田比率が約8割と高く、基幹作物として水稻が作付されていますが、生産者の高齢化や本県特有の水利慣行などにより、作付面積が減少しており、平成26年から令和6年までの10年間で4,430ha(31%)減少しています。
- 本県の主食用米の単収は、全国平均より40kg/10a(7%)程度低く、また、温暖化等により主食用米の1等米比率は2割程度と、全国平均より大幅に低い状況で推移しており、単収と品質の向上が課題となっています。
- 主食用米の生産は、経営規模の小さい兼業農家が主体となっており、生産性が低いことから、生産コストの低減が課題となっています。
- 本県に作付けされている主要な品種については、いもち病などに対する病害抵抗性が高くななく、減農薬栽培による特別栽培米などの高付加価値化の取組みが少ない状況です。
- 飼料用米やWCS用稻など、多様な水稻の育苗体制の構築が課題となっています。
- 種子生産者の高齢化や種子専用機械等の高騰などにより、種子生産者の確保が課題となっています。

②麦類（さぬきの夢他）

- 本県産の小麦はタンパク質含有率が低い傾向にあり、地域間や生産者間でバラつきがあるなど、品質の向上と均一化が課題となっています。また、実需者の求める品質を確保して安定的に生産するためには、複数回の追肥が必要となるなど、労働生産性の向上が課題となっています。
- はだか麦については、需要量が減少していることから、需給のミスマッチが生じないように取り組んでいく必要があるほか、パン用小麦や二条大麦についても需要に応じた生産が求め

られています。

- 麦類の赤かび病は、人畜に有害なかび毒「DON (デオキシニバレノール)」や「NIV (ニバレノール)」の原因となることから、実需者からは、赤かび病防除などの徹底が求められています。
- 種子生産者の高齢化や種子専用機械・器具の整備コストの高騰などにより、種子生産者の確保が課題となっています。

具体的な施策

①水稻（病害抵抗性・多収性品種等による生産性の向上）

- 需要に応じた生産量を確保するため、JA香川県等の関係機関と連携して、地域別・品種別の作付計画を作成し、その計画に基づき作付けを推進します。
- 単収の向上を図るため、高温耐性のある多収性品種の導入や再生二期作を検証・検討とともに乾田直播などの生産コスト低減技術を導入します。
- 1等米比率の向上を図るため、高温耐性品種を導入するとともに、いもち病に対する抵抗性品種を導入します。
- 収益力の向上のため、麦類や露地野菜との複合経営など、多様な二毛作を推進します。
- 病害抵抗性品種の導入や栽培技術指導の徹底などにより、特別栽培米の生産などを伴走支援し、高付加価値化を支援します。
- スマート農機等の高性能な農業機械の導入を促進します。
- 飼料用米やWC S用稻などの多様な水稻の育苗体制を構築するとともに、種子生産者の確保を図るため、種子専用機械・器具の整備を進めるほか、採種ほの設置・指導・審査を通じて、優良な種子を安定的に確保します。

②麦類（さぬきの夢他）

- 小麦「さぬきの夢」は、実需者の求める品質の確保に向けて「さぬきの夢 2009」から「さぬきの夢 2023」に全面品種転換を行います。
- 共同乾燥調製施設等での小麦原麦の品質のモニタリングやドローンによる追肥などにより、タンパク質含有率の向上と、品質の均一化を図ります。
- はだか麦やパン用小麦、二条大麦については、香川県麦民間流通地方連絡協議会などの产地と実需者の意見交換を踏まえ、需給バランスをとりつつ、需要に応じた生産を促進します。
- ドローンを活用した赤かび防除の徹底などにより、省力化を図りつつ、安心・安全な麦類の生産を進めるとともに、スマート農機等の高性能な農業機械の導入や活用を促進します。
- 種子生産者の確保を図るため、種子専用機械・器具の整備を進めるほか、採種ほの設置・指導・審査を通じて、優良な種子を安定的に確保します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1 2) ブランド力の強化と販路拡大 (1) ブランド力の強化

- 「おいでまい」や「さぬきの夢」、「さぬき讃フルーツ」をはじめとした「さぬき讃シリーズ」の認知度向上によるブランド力の強化に取り組みます。
- 「オリーブ畜産物」、「オリーブオイル」、「盆栽」については、特長や魅力などの強みを生かし、ブランド力の強化を図ります。

現状と課題

①さぬき讃シリーズ

- 県内における「さぬき讃シリーズ」の認知度（令和6年度県政モニターアンケート）については、「さぬき讃フルーツ」は71.4%、「さぬき讃フラワー」は12.0%、「さぬき讃ベジタブル」は42.7%、「さぬき讃レモン」は33.5%と、制度創設の時期やプロモーションの期間などによって違いがあり、さらなる認知度の向上を図ることが重要です。
- 今後も、それぞれの特長や魅力などを県内外の実需者や消費者に向けてPRし、認知度向上を図るとともに、マーケットインの発想のもと、実需者や消費者のニーズを把握し、生産者・産地にフィードバックすることにより、さらにブランド力を向上させる継続的な取組みが求められています。

②オリーブ畜産物

- オリーブ牛の県内認知度は90.7%（令和6年度県産品認知度調査）まで高まり、オリーブ畜産物の県内認知度は一定の成果が出ている一方、香川県内で生産される畜産物には、オリーブ畜産物以外の牛肉、豚肉、鶏肉をはじめ、牛乳、鶏卵、ハチミツなどがありますが、オリーブ畜産物のPRにとどまっているのが現状です。
- オリーブ畜産物が香川県産畜産物全体を牽引することにより、香川県産畜産物の認知度向上と消費拡大を進める必要があることから、オリーブ畜産物を含めた香川県のブランド畜産物である讃岐三畜を一体的にPRするための取扱店の拡大等の流通・販売対策が求められています。

③かがわオリーブオイル品質表示制度

- 平成26年度に「かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度」を創設し、国際基準を上回る「プレミアム基準」を設定していますが、消費者の認知度が低いことから「プレミアム基準」の周知を図り、高品質なオリーブオイルであることをPRしていく必要があります。

④盆栽

- 盆栽の国内需要の低迷や担い手不足、苗木不足が懸念される一方、海外では盆栽需要が高まっており、担い手の確保による産地基盤の強化、国内需要の拡大、輸出の振興が急務となっています。

⑤おいでまい、さぬきの夢

- 米を取り巻く情勢は大きく変化しており、令和6年には米不足により米価が高騰し、消費者の米離れ等も懸念されていますが、今後も「おいでまい」等の県産米が選ばれるよう、実需者や消費者にPRしていく必要があります。
- 小麦「さぬきの夢 2023」については、「さぬきの夢 2009」に比べてうどんへの製麺適性が向上しており、うどん店での利用拡大を図るとともに、安定した需要を確保することが必要です。

具体的な施策

①さぬき讚シリーズ

- 「さぬき讚シリーズ」の制度については、対象品目・品種の見直しや新たな認定生産者を確保するとともに、品質基準のある「さぬき讚フルーツ」については流通段階での品質検査等を実施します。
- 「さぬき讚シリーズ」を積極的にする県内量販店を『さぬき讚シリーズ』サポート店として登録し、各店舗の自主的なPRや販売促進活動を支援します。
- 生産者や市場関係者などと連携し、「さぬき讚サンはなやか（花野果）大使」による『さぬき讚シリーズ』サポート店での対面によるPRや試食の提供等を行い、県産農産物の特長や魅力を伝えるとともに、実需者や消費者のニーズを把握します。
- マスメディアや「かがわ農産物応援団」・「LOVE さぬきさん」などの県のSNS、県広報誌などの積極的に情報発信を行うとともに、消費者の農業・農産物に対する理解醸成を図るため、生産者や関係機関と連携して県内の学生等を対象とした講座や産地交流会等を行います。

②オリーブ畜産物

- オリーブ畜産物を含めた牛乳、鶏肉、ハチミツなどの香川県産畜産物について、小中学校等での出前授業や各種イベントでPRを行うとともに、讃岐三畜として一体的に、消費拡大に向けた県内外へのPR活動を行い、県産畜産物の理解醸成及び消費拡大を図ります。
- オリーブ採油業者とオリーブ飼料製造業者とのマッチングや、オリーブ牛、オリーブ夢豚・オリーブ豚、オリーブ地鶏の各オリーブ飼料利用団体間の調整を図り、オリーブ飼料の安定的な供給体制を構築します。
- オリーブ畜産物の収益拡大を図るため、飼育管理技術の指導や調査研究を進め、オリーブ畜産物のより一層の高品質化に取り組みます。
- オリーブ牛やオリーブ豚の付加価値を高めるため、高度な衛生管理基準を満たした食肉処理

施設の整備を支援します。



オリーブ牛

産肉性に優れた子牛生産や肥育技術の改善指導に努めます。



オリーブ夢豚・オリーブ豚

生産性と品質の向上を図るため、畜産試験場において交配方法の改良試験など遺伝的な側面からの改良を行います。



オリーブ地鶏

安定的な生産供給体制を確立するため、畜産試験場において、生産コストの低減や品質向上を図る飼育管理の検討を行います。

③かがわオリーブオイル品質表示制度

- 県産オリーブオイルについては、IOC（インターナショナル・オリーブ・カウンシル）など国際機関との連携により、官能評価パネルなど品質管理体制の強化に取り組み、「かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度」の一層の信頼性と優位性を確保します。
- 同制度を消費者に効果的に周知することで、国際基準を満たす確かな品質であることへの理解醸成を図り、消費拡大に繋げます。

④盆栽

- 高松市や関係機関と連携して、若手生産者への生産技術の継承を支援します。
- 交流拠点施設「高松盆栽の郷」を核とした情報発信や交流活動を促進し、他産業や観光とも連携して地域資源である「盆栽」を活用した取組みを推進します。
- 盆栽ワークショップや盆栽教室等の開催を支援し、盆栽に取り組むきっかけ作りを進めるとともに、SNS 等を用いた若い世代への情報発信により、広い世代への盆栽の普及を推進します。
- 令和9年に神奈川県横浜市で開催される「2027年国際園芸博覧会」の機会を活用し、香川県盆栽生産振興協議会と連携しながら「盆栽」の魅力を国内外にPRします。

⑤おいでまい、さぬきの夢

- 「おいでまい」については、(一社)日本穀物検定協会が実施する米の食味ランキングにおいてこれまで6回の「特A評価」を得てきましたことから、食味の良さをPRするとともに、イベント等の開催を通じて県産米全体のブランド力の向上に取り組みます。
- 「さぬきの夢 2023」については、タンパク質の含有率やグルテンの質の特長をPRして製麺事業者やうどん店での利用を拡大するほか、うどん以外にも素麺や中華料理、菓子等でも幅広く利用されるよう取り組みます。
- 生産者、生産団体、卸業者、実需者、消費者団体、メディア関係者等で構成される「おいでまい」委員会や「さぬきの夢」推進協議会で、情報共有、意見交換を行い、関係機関一丸となつた取組みを行います。
- 「おいでまい」等の県産米や「さぬきの夢」の生産状況や魅力等を、マスメディア、SNS、県広報誌等を活用して広く情報発信します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1 2) ブランド力の強化と販路拡大 (2) 販路拡大

- 県内外の主要市場でのトップセールスや、「さぬき讃シリーズ」サポート店等でのフェアのほか、SNSなどの様々なコンテンツを活用した効果的なプロモーション活動により県産農産物の販売を促進します。
- 「全国高校生花いけバトル」や「生け花」など花き文化の振興を通じて、県産花きの需要拡大を図ります。
- 海外における現地ニーズなどの情報収集や輸出ルートの開拓を進めるほか、輸出先国の規制やニーズに対応するための生産体制の構築などを支援し、輸出事業者や輸出産地の取組みを支援します。また、盆栽の魅力を積極的に国外へ発信し、輸出拡大を図ります。
- 県産農産物に含まれる栄養成分を調査・分析するとともに、栄養をキーワードに消費者に健康との関連性に着目したPRや、消費者が価値を感じるストーリーなどを発信し、さらなる消費拡大を図ります。

現状と課題

① 各種登録店制度の推進

- 県産農産物のPR及び販路拡大に向けて、「おいでまい」取扱店制度、「さぬきの夢」取扱店制度、「さぬき讃シリーズ」サポート店登録制度、「香川県産花き取扱協力店」制度、「かがわ地産地消協力店」制度等の登録店制度を広く周知・募集し、制度への登録を推進するとともに、必要に応じて現行制度の改定や新規制度の創設を図る必要があります。

② 登録店等での効果的なプロモーションの強化

- 各種登録取扱店において各品目の取扱量の拡大が図られるよう、生産側からの農産物の安定供給とともに、店舗と関係者が連携した販売促進に向けた取組みが必要です。

③ 商談会の実施

- 東京市場及び大阪市場の駐在員等を通じて大都市部の実需者や消費者のニーズを把握し、県産農産物の利用拡大につなげるトップセールス等の取組みが必要です。
- 県内外の商談会等に参加し、「オリーブ畜産物」の効率的な認知度向上、販売促進を図る必要があります。

④ 農産物の輸出拡大

- 人口減少による国内市場の縮小を見据え、県産農産物の重要な販路として海外市場へ積極的に進出する必要があることから、輸出に係る様々な課題、障壁をクリアできるよう、関係機関と連携して取り組み、意欲ある事業者等を支援して輸出額を増加する必要があります。

- 米は、大手加工事業者と連携し、県産米の包装米飯(パックご飯)の輸出に取り組んでいますが、国内の主食用米との価格差などにより、今後、輸出用米の生産意欲の低下が懸念されています。
- 果樹や野菜等は、海外のニーズを踏まえ、防除暦の見直しなど、輸出先国・地域の規制に対応する輸出ができるよう、産地の育成を進める必要があります。
- さぬきうどんは、まだまだ海外での知名度が低いこともあり、県産小麦「さぬきの夢」を使った特徴ある商品の輸出を進めていく必要があります。
- 盆栽は、近年、住宅環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、国内市場は伸び悩んでいるものの、海外では「BONSAI」として世界的に有名になっており、アジアや欧米向けに輸出されています。米国については、植物検疫の課題があり本県における主要な品目である黒松の輸出ができない状況ですが、米国バイヤーからの強い要請から、生産者の輸出への意欲も高くなっています。
- オリーブ牛は、現在、米国やタイを中心に輸出されていますが、食肉の輸出においては、輸出国向けに応じた食肉処理施設を整備する必要があることから、対応できる施設の整備が急がれます。
- 鶏卵は、香港を中心に輸出していますが日本国内の産地間競争の激化による取引価格の低下が懸念されており、輸送コストの削減や新たな輸出先国の確保が必要となっています。

⑤農産物の栄養成分に着目した訴求力の向上

- 本県産農産物の需要拡大を図るため、日頃、利用する学校給食や社員食堂、小売店などにおいて、県産農産物に含まれる栄養成分やおいしさや品質などの特徴を啓発する必要があります。
- 県オリジナル品種のうちビタミンCなどが一般品種に比べて多く含まれているものは、栄養機能食品として表示して差別化を図るなど機能性成分に着目した情報発信に取り組み、栄養をキーワードとして、消費者へのイメージアップを図る必要があります。

具体的な施策

①各種登録店制度の推進

- 「おいでまい」取扱店制度、「さぬきの夢」取扱店制度、「『さぬき讃シリーズ』サポート店」登録制度、「香川県産花き取扱協力店」制度、「かがわ地産地消協力店」制度等について、制度内容、店舗の活動内容等を広く周知し、新規店舗の登録を推進します。

②登録店等での効果的なプロモーションの強化

- 「『さぬき讃シリーズ』サポート店」では、生産者や生産者団体等と連携して、「かがわ『旬のイチオシ』農産物フェア」などのプロモーション活動を行い、「さぬき讃シリーズ」など県産農産物の販売を促進します。

- 「おいでまい」の提供・取扱いを行う販売店や飲食店、宿泊施設などを「おいでまい」取扱店として登録し、家庭での消費以外にも外食や中食用の利用を推進します。
- 「さぬきの夢取扱店」に登録されたうどん店については、キャンペーンやイベントの開催、新商品・新メニューの開発、製麺研修会やうどん技能グランプリを通じて、認知度向上と消費拡大を図ります。
- 「香川県産花き取扱協力店」については、県産花きの利用拡大のため、各店舗での県産花きPR活動を支援します。
- 量販店や飲食店を中心に県産農産物の利用を促すため、「かがわ地産地消協力店」の登録を促進するとともに、協力店に対し、旬の県産農産物や、生産者などの情報を提供するほか、PRフェアを開催するなど、県産農産物の利用拡大を図ります。

③商談会の実施

- 東京市場及び大阪市場の駐在員等を通じて、農産物の市況の動向や県産農産物に対する評価を把握します。
- 「さぬき讃シリーズ」の出荷量が多い東京市場、大阪市場及び飲食店等において、市場関係者やバイヤー等に向けたトップセールスや商談会等を行い、有利販売につなげます。
- 「オリーブ畜産物」については、第11回全国和牛能力共進会で「脂肪の質・日本一」として高く評価された「オリーブ牛」や、「オリーブ夢豚・オリーブ豚」、「オリーブ地鶏」を、本県独自の高品質なブランドとして、各種イベントや商談会においてPRを行い、一層の販売力強化に努めます。

④農産物の輸出拡大

- 関係機関と連携して、輸出先国の規制や市場ニーズの把握などに取り組むとともに、輸出に意欲的に取り組もうとする生産者等のサポートと事業者間の連携を図るため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへの登録を進めるほか、海外のニーズや規制に対応するためGFPグローバル産地計画や輸出事業計画の策定を支援します。
- 米は、主食用米の動向に留意しつつ、輸出用米の需要に応じた生産が安定的に行われるよう、複数年契約などによる生産を進めます。
- 果樹や野菜等は、海外のニーズや農薬等の規制を把握するとともに、こうした規制に対応できるよう防除暦の見直しや栽培指導を行い、面的な広がりを支援します。
- さぬきうどんは、海外向けのパンフレットやPR動画により、海外での認知度を向上させるとともに、県内の輸出向け製麺工場の整備を支援して県産小麦「さぬきの夢」を原材料とした製品の輸出拡大に取り組みます。
- 盆栽は、米国向け黒松盆栽の輸出拡大に向けて、関係機関と連携し、国へ要望を行い、令和6年6月に国の輸出検討リストに掲載されましたが、早期の輸出解禁に向けて今後も国へ働き

きかけます。また、米国が懸念する病害虫の発生調査及び防除技術の確立のための試験を実施するほか、EU向け等の輸出拡大や苗木養成のセミナーを開催します。

- 畜産物については、香川県から複数の国へ直接輸出できる食肉処理施設の整備を支援し、相手国の需要に応じた輸出を実現するとともに、オリーブ牛、鶏卵、それ以外の畜産物について、各事業者と協力し、各国の動向を踏まえ、輸出に取り組みます。

⑤農産物の栄養成分に着目した訴求力の向上

- 県オリジナル品種（野菜、果物）等については、機能性成分の分析データを蓄積し、強みを発見し、幅広い消費者に対して健康との関連性に着目したPRや消費者が価値を感じるストーリーなどを発信することにより、消費拡大を図ります。
- 畜産物については、おいしさや品質、機能性に関する研究、オリーブ・希少糖等の機能性成分を有する地域資源を活用した高付加価値化に関する研究、メタボローム解析等による品質に関する研究などを実施し、情報発信や技術の普及を図ります。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1 3) 6次産業化・農商工連携の推進 (1) 6次産業化等による高付加価値化

- 6次産業化の相談窓口の設置や優良事例を情報発信するとともに、人材育成を進めるほか、初期投資の支援を行うなど、6次産業化に取り組む経営体を確保・育成し、農業の高付加価値化を推進します。

現状と課題

- 農業経営の発展と所得向上のためには、農産物の加工・販売などの6次産業化により、農業を高付加価値化することが重要となっています。
- 本県で6次産業化に取組む1経営体あたりの年間販売額は全国上位となっていますが、経営体数は全国平均を大幅に下回っています。
- 本県で6次産業化に取組む経営体を増やしていくためには、6次産業化の相談窓口を設置するとともに、人材育成や初期投資に対する支援が必要です。

具体的な施策

- 6次産業化の相談窓口である「地域資源活用・地域連携都道府県サポートセンター」を主体として、商品開発・販売力の向上を目的とした研修会や専門家の派遣により、売れる商品づくりや経営改善などに関する指導・助言を行い、新たな商品開発や販路開拓を支援します。
- 経営感覚をもって6次産業化に取組む人材を育成するため、6次産業化の進度に応じて、6次産業化の基礎知識をはじめ、マーケティングや、渉外・企画力など販売力の強化をテーマとした研修会を開催するほか、農産物の加工・販売などに必要な初期投資費用についても支援を行い、6次産業化を推進します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 1 3) 6次産業化・農商工連携の推進 (2) 農業と食品産業の連携強化

- 農業者と食品事業者等をマッチングするネットワークを構築し、県産農産物の利用拡大を図ります。地域の多様な関係者が参画する「地域ぐるみの農商工連携」を支援し、地域農産物を活用した持続的なローカルフードサービスを創出します。

現状と課題

- 食品産業は、農産物の重要な供給先であるとともに、食料供給においても重要な役割を果たしており、農業と密接な関係性を有しています。
- 一方、世界的な食料需要の増加や、気候変動等に起因する国内外の農産物生産の不安定化等により、食品産業における原材料の調達リスクも増大しています。
- このような中、本県は冷凍食品など、優れた加工技術を有する食品事業者が多く立地しているほか、地産地消に理解のある飲食店、産地直売所なども数多くあることから、農業者と食品事業者等との連携を強化し、原材料の安定調達や、これを契機とした新しいビジネスの展開を促進するなど、本県の強みを生かした農商工連携を推進する必要があります。

具体的な施策

- 食品産業等における県産農産物の利用拡大に向け、県内食品事業者等に県産農産物の供給を希望する農業者や、県産農産物を利用したい県内食品事業者等が参画する「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク」により、農商工連携を推進します。
- 「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク」の登録者に対して、マーケティング力や販売力を高めるための研修会の開催や、産地商談会などの開催を通じたマッチング活動を通じ、原材料の県産化を推進します。
- 食品事業者等が県産農産物等の調達を拡大するため、県産農産物等を活用した新商品の開発等を支援します。
- 地域の農産物を活用した持続的なローカルフードサービスを創出するため、国の地域型食品企業等連携促進事業等を活用し、地域の食品事業者や農業者等の多様な関係者が参加した「地域ぐるみの農商工連携」の仕組みづくりを行い、地域の核となる食品事業者や農業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組みを支援します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 農業の魅力を高める未来投資

- 担い手のニーズや地域の特性に応じて、良好な営農条件を備えた優良農地の確保に向けた農業生産基盤の整備を行います。
- 施設園芸や畜産の生産性向上のため、栽培温室や牛舎の整備と併せて、スマート農業技術や省エネルギー化等の機器・設備の導入を支援します。
- 守るべき農地での営農を維持するために、関係機関・団体と連携して地域計画の継続的なブラッシュアップを支援し、受け手が位置づけられた農地の割合を高めます。
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度を適切に運用することで、優良農地を確保・維持し、担い手への農地集積に努めます。
- 本県農業の持続的な発展に向け、スマート農業の推進、新品種・新技術、低コスト・省力化技術、高温対策技術等の開発と普及に取り組み、農業の魅力を高めます

【施策】

1) 生産性を高める基盤整備の推進	(1) 担い手のニーズに応じた農業生産基盤の整備 (2) 栽培温室や畜産施設などの整備の加速化
2) 農地の集積・集約化と優良農地の確保	(1) 地域計画に基づく担い手への農地集積 (2) 県農地機構による優良農地の貸借の促進
3) 新技術等の開発・普及による技術革新	(1) スマート農業の推進（DX） (2) 新品種・新技術の開発・普及 (3) 低コスト・省力化技術の開発・普及 (4) 高温対策技術の開発・普及

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	ほ場整備面積	7,760ha	7,989ha	優良農地の確保と農地の集積促進を図るため、年間40haの整備を目指します。
2	地域計画において将来の受け手が位置づけられた農地の割合	28%	66%	令和7年3月策定時点の地域計画区域内の農地面積のうち、農業振興地域農用地区域（守るべき農地）の割合を元に設定
3	農業振興地域農用地区域内の農地面積	24,363ha	23,900ha(仮)	仮) 令和4年作成の県基本方針における令和12年に確保すべき目標値
4	農地中間管理事業による貸付面積	4,221ha	6,000ha	300ha／年の貸付面積の増加を目指します。
5	スマート農業技術導入経営体数（累計）	148 経営体	300 経営体	R6年度の実績から2倍以上を目指します（累計）。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 1) 生産性を高める基盤整備の推進

(1) 担い手のニーズに応じた農業生産基盤の整備

- 良好な営農条件を備えた優良農地を確保し、農地の集積・集約化を促進するため、地域や農家の要望及び実情に応じたほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤の整備を重点的に推進します。
- 条件不利地が多い中山間地域においては、地形条件や地域のニーズに即したきめ細やかな生産基盤の整備を推進します。
- 条里制の農地形状を活用し、生産性の向上に資する耕作道等の整備や畦畔除去による区画の統合を推進し、優良農地の確保に努めます。

現状と課題

- 人口減少・高齢化の進行による農業者の減少はもとより、狭小な農地や特殊な水利慣行といった本県特有の事情もあいまって、遊休農地の増加が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、農地の集積・集約化を促進する生産基盤の整備が重要です。
- 特に、生産条件のみならず定住条件も不利な中山間地域においては、生産基盤の整備とともに生活環境の整備もあわせて行う必要があります。
- 一方で、農地集積に有効なほ場整備の進捗は、農地の担い手への集積・集約率に応じた農家負担の軽減制度が導入されたことから、整備要望が増加しているものの、工事費の高騰などにより事業完了までの期間が長期化していることから、緩やかな伸びにとどまっています。
- 農業を振興し、持続的に発展させるためには、担い手の確保・育成とあわせて、担い手のニーズや地域の状況に応じたほ場整備や農業用水のパイプライン化などの生産基盤の整備が必要です。
- また、条里制の遺構が残る農地では耕作道や農業用排水路が未整備となっていますが、複雑な水利慣行やコンクリートによる区画割が行われているなどの課題もあることからほ場整備が進んでおらず、良好な営農条件が確保されていないことから、担い手が借り受けしづらい状況にあります。

具体的な施策

- 担い手への農地の集積・集約化による規模拡大や農作業の効率化、収益性の高い作物の導入に加え、ICTを活用して効率的に水管理等を行うスマート農業の実装が可能となるよう、担い手や地域のニーズに即したほ場整備や農業用水のパイプライン化、暗きよ排水などの生産基盤の整備を推進します。

- 狹小農地や条件不利地が多い中山間地域においては、地域の特性を生かしながら、小規模な整備や場整備や農業水利施設など、地形条件や地域のニーズに即したきめ細やかな生産基盤の整備とともに、農業集落道や農業集落排水施設などの生活環境を改善する農村生活環境整備を一体的に推進します。
- 担い手が多大な労力を要している水管理や畦畔・農業用施設法面の草刈りなどの維持管理について、農業用水のパイプライン化やカバープランツ、除草機械への支援などの防草対策により、水管理や法面の維持管理の省力化を推進します。
- 形状は整っているものの1区画が10a程度の小規模な農地が集まっている条里制の地域において、担い手のニーズに応じた畦畔除去による区画の統合と、耕作道や農業用用排水路の整備を組み合わせて実施するなど、農地の形状を生かした一定規模の優良農地の確保を推進します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 1) 生産性を高める基盤整備の推進

(2) 栽培温室や畜産施設などの整備の加速化

- 収益性の高い施設園芸を推進するため、栽培温室とともに、スマート農業技術や省エネルギー機器・設備の導入を支援します。
- 生産現場における高齢化や労働力不足等に対応するため、家畜の飼養管理等の省力化・省エネ化・環境対策等を推進し、安定的な畜産物の供給に向けて、生産性・収益性の向上に努めます。

現状と課題

- さぬき讃シリーズの対象品目であるイチゴ「さぬき姫」やアスパラガス「さぬきのめざめ」、ラナンキュラス「てまりシリーズ」、カーネーション「ミニティアラシリーズ」、ぶどうの「シャインマスカット」、「ピオ一ネ」などが栽培温室や雨除け施設で生産されており、高品質なこれらの農産物は市場で高く評価されています。
- 栽培温室等の建設費は、建設資材や人件費の上昇等の影響により年々上昇しており、新規就農希望者や規模拡大を行う認定農業者等も慎重に対応せざるを得ない状況であり、支援の拡充等が必要です。
- 施設園芸を推進するためには、収穫量や品質の向上が見込める技術に対応した栽培温室の導入や、生産コスト低減のための省エネルギー機器等の導入が必要であるとともに、収益性向上の阻害要因である夏季の高温対策技術の導入も進める必要があります。
- 畜産経営は担い手不足による高齢化が進んでいるなか、労働力不足、収益力低下や気候変動など、その取り巻く環境は悪化し、深刻な問題が発生しています。畜産経営を強化し、高品質な生産を維持するためには、省力化・軽労化・効率化など経営環境を改善することが必要となっています。

具体的な施策

- 生産性の高い施設園芸を推進するため、より収益性を高めるスマート農業技術や省エネルギー機器・設備を取り入れた栽培温室等の整備を支援します。併せて、夏季の高温対策のため、ミストや夜冷育苗施設等の導入を支援します。
- 栽培温室等の建設費や資材費の上昇に対応するため、中古資材や空きハウスの活用などを促進します。
- オリーブ牛の繁殖・育成・肥育用として使用される牛舎の増築・改修、畜産農家へのスマート畜産機器、再生可能エネルギーを活用した機器及び省エネルギー化のための機器、及び家畜の暑熱対策に必要な機器の導入を支援します。

基本方針Ⅰ 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向2 2) 農地の集積・集約化と優良農地の確保 (1) 地域計画に基づく担い手への農地集積

- 地域計画の継続的なブラッシュアップや計画の実現に向けた取組みを関係機関・団体と連携して進めることにより、受け手が位置づけられた農地の割合を高めます。
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度を適切に運用することにより、優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。

現状と課題

- 農業者の減少や高齢化が進行する中、農業の持続的発展を図るために、地域の農業者が話し合いを通じて地域の将来のあり方について定めた地域計画に基づき、農地の適正利用を推進していくことが不可欠です。
- 地域計画については、令和7年3月末までに、県内188地区で策定されましたが、将来の受け手が位置付けられた農地の割合は28%（令和7年6月時点）にとどまっていることから、計画の継続的なブラッシュアップを図り、担い手への農地の集積・集約などを推進することが必要です。
- 本県の耕地面積は、直近5年間で約1,600ha減少するなど、減少傾向が続く中、転用や遊休農地化した農地は、簡単に耕作できる農地に戻すことはできず、周辺農地に与える影響も大きいことから、まとまった一団の農地や耕作条件の良い農地を優良農地として、今後も確保していく必要があります。

具体的な施策

- 県は、関係機関と協力して、市町における地域計画の継続的なブラッシュアップや実現に向けた取組みを伴走支援することで、地域計画に将来の受け手を位置付けるとともに、担い手への農地集積などにつなげます。
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度を適切に運用することにより、地域計画の実現に向けた優良農地の確保・維持と有効利用の取組みを推進します。
- 集落営農組織や農業法人などが、農地中間管理事業などを活用して地域単位で一元的に農地を管理する取組みに対し、農地の集約化や効率的な営農の推進に係る活動などを支援することで農地の有効活用を図ります。
- 市町農業委員会等による遊休農地等の調査と農地所有者に対する指導や所有者不明農地対策を進め、遊休農地の発生を防止します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 2) 農地の集積・集約化と優良農地の確保 (2) 県農地機構による優良農地の貸借の促進

- 農地中間管理事業等を活用し、核となる担い手を中心に農地の集積・集約化を図ることで、農地活用の効率化や遊休農地の発生防止に取り組みます。

現状と課題

- 地域計画に基づく農地の貸借事務が令和7年度から県農地機構に一元化され、貸借件数が倍増したことに加え、今後は契約数の増加に伴って解約等の事務手続きの増加も予想されることから、県農地機構の体制を強化し、併せて事務の効率化をさらに進める等により、農地中間管理事業を円滑に推進していくことが求められています。
- 認定農業者等の核となる担い手が生産性の向上を伴いながら持続的発展を図るために、地域計画に基づく農地の集積・集約化や分散錯闇の解消を推進することが求められています。また、本県農業の維持・発展のためには、核となる担い手への集積のほかにも、兼業農家等の多様な農業者が継続して営農できる地域づくりも必要となっています。
- 核となる担い手への集積・集約化の進行により、1戸当たりの経営面積は拡大しており、営農に必要な農業機械も大型化が進んでいますが、基盤整備が進んでいない地域も多く、効率的な営農の妨げになることから、地域の状況に応じた基盤整備等の実施により大区画化するなど、将来にわたって担い手が活用しやすい農地として維持していく取組みが必要です。

具体的な施策

- 県は、市町、農業委員会及び県農業会議、県農地機構、JA香川県、土地改良区等の関係機関に加え、地域のその他の団体・関係者も一体となって農地の流動化を推進します。また、地域計画の実現に向けて、県農地機構を介した農地貸借の実施を後押しします。
- 貸借事務の一元化によって県農地機構に集約される農地情報を関係機関で共有・活用し、核となる担い手の規模拡大・経営の効率化に向けた農地集積・集約化を行う地域等に対して支援を行うとともに、多様な農業者による営農の維持や遊休農地の発生抑制につながる農地の結びつけの取組みを推進します。
- 各種の基盤整備事業との連携強化により、農地中間管理事業を活用した利用集積の促進を図り、核となる担い手等が活用しやすい優良農地を確保するとともに効率的な営農が行われるよう支援します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 3) 新技術等の開発・普及による技術革新 (1) スマート農業の推進 (DX)

- 生産現場における高齢化や労働力不足等に対応するため、ロボット技術やAI、IoTなどの農業機械等の導入支援に取り組み、地域の実情に合ったスマート農業技術の普及に努めます。
- 施設園芸などにおいて、更なる品質向上や収量増加を図るため、「見える化」された生産工程や栽培環境の客観的なデータを分析・活用し、高度な指導ができる人材の育成及び体制づくりに努めます。
- 家畜の飼養管理等、畜産物の安定的な供給に向けて、生産性・収益性の向上を図るため、省力化・省エネ化・環境対策等を推進します。

現状と課題

- 本県においてデータを活用している農業経営体数の割合は10.7%で、全国平均の17.0%を下回っています(2020年農林業センサス)。生産現場における高齢化や労働力不足等に対応するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術のより一層の導入を推進していく必要があります。
- 一方でスマート農業機械等は非常に高価であることから農業者段階での初期投資を抑える対策のひとつとして、機械の「所有」から「利用」への転換を図っていく必要があり、農業支援サービスを提供する事業体の育成・拡大等が求められています。
- 園芸分野において、さぬきファーマーズステーションをはじめ、環境モニタリングシステムの導入は進んでおり、各農業者の段階での生産工程や栽培環境データの「見える化」は一定程度進んでいるものの、より高度なデータ駆動型農業を実現するためには、蓄積された環境データを分析・活用する必要があります。
- 畜産経営は担い手不足から高齢化が進んでいる中、家畜の生体や飼育環境の管理などの労働力不足を補うため、省力化・軽労化・効率化を進めつつ、高品質な畜産物の生産を行うことが求められています。

具体的な施策

- スマート農業に対する理解促進を図るため、県域での推進大会を開催するとともに、農業改良普及センターにスマート農業の相談窓口を設置し、情報の収集や農業者への情報提供等に努めます。
- 地域の実情に即したスマート農業技術の導入・普及を促進するため、関係機関と連携を図りながら、スマート農業に関する情報の共有や人材の育成に取り組むほか、地域での実演会や操作体験を通じて、スマート農業技術の導入に向けた機運の醸成を図りつつ、採算性を考慮

し、本県の生産現場に合った技術を導入できるよう、水田の水管理システムやロボット農機などの着実な導入を支援します。

- 園芸分野においては、農業者のニーズに合ったさぬきファーマーズステーションの運用・改良を進めていくとともに、環境モニタリング等により得られたデータを分析・活用し、高度な指導ができる人材の育成及び体制づくりに取り組みます。
- 農業支援サービスを提供する事業体を育成・拡大するため、スキルや資格習得などの人材育成やサービス提供に必要なスマート農業機械の導入などを支援します。
- スマート機器の導入コストを軽減するための補助事業や優良事例の紹介などにより、省力化・効率化のメリットを畜産農家に広く周知し、家畜飼養管理の最適化や労働力不足改善を推進します。
- 摺乳ロボットや哺乳ロボット等、省力化や生産性向上につながるスマート機器の導入支援により、作業の身体的負担の軽減や安全性の確保、生産管理の効率化・省力化を図り、担い手の経営改善だけでなく、高齢者や農業経験の少ない新規就農者でも安心して農業経営に取り組むことができる環境づくりと経営発展を促進します。
- ICT 機器や各種センサー、Web カメラ等により得られた情報を AI 等で分析するスマート技術の活用を支援することで、家畜の繁殖・飼育管理の最適化・省力化を推進します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 3) 新技術等の開発・普及による技術革新 (2) 新品種・新技術の開発・普及

- 本県農業の持続的な発展に向け、競争力のある県オリジナル品種の育成や新たな栽培方式の開発、環境負荷低減技術の開発に取り組みます。
- 試験研究を担う人材の育成、研究施設・機器等の整備、研究成果の効果的な情報発信、知的財産のマネジメント等に取り組むとともに、試験研究によって得られた成果は、関係機関・団体等が十分に連携を図りながら、現場への速やかな普及に努めます。
- 新たに普及しつつある手法を用いて畜産物の生産性向上や魅力向上及び生産現場の課題解決に資する技術開発や育種に取り組みます。特に、オリーブ牛についてはさらなるブランド力向上のため、ゲノミック評価や採卵技術等を活用することで、高品質なオリーブ牛の増頭を図ります。

現状と課題

- 高齢化の進行による農業従事者の急減が進む中、良質な農産物が安定的な価格により、持続的に供給が図れるよう、「利用しやすく」、「導入しやすい」新品種・新技術の開発が必要です。
- 人口減少社会を迎える市場が縮小するうえ、海外からの農産物との競争も激化していることから、農業者の生産性向上はもとより、消費者ニーズに即し、「おいしい」「食べやすい」に加え、新たな高付加価値化や、新たな需要の創出につながる新品種・新技術の開発が必要です。
- 研究開発によって得られた成果が農業現場で有効に活用されるよう、研究開発の企画・立案段階から知的財産戦略を描き、試験研究に取り組むとともに、研究成果のわかりやすい情報発信が重要です。
- 研究員が世代交代を迎える中、試験研究を担う人材の育成が急務となっています。また、試験研究を円滑に進めるための環境整備や、得られた成果が農業現場で有効に活用されるための体制整備が重要です。
- 多様な消費者・実需者ニーズに対応し、さらなる低コスト生産を促進するため、泌乳量や増体量などの畜産物の生産の効率化や畜産物の高品質化を図り、畜産経営の収益確保につながる形質の改良を進めることができます。

具体的な施策

＜競争力あるオリジナル品種の育成と新たな栽培方式の開発＞

- うどん用小麦、アスパラガス、ニンニク、キウイフルーツ、ラナンキュラスなど、本県農業の強みとなっている品目を中心に、DNA マーカー等の最新の育種技術を活用しながら、市場ニーズ等を踏まえた競争力のある県オリジナル品種を育成します。
- 県オリジナル品種など主要品種について、優良な原種生産と安定供給に取り組みます。

- 中山間地域等も含め香川県に合った新たな品目・品種の探索と栽培技術を開発します。
- 本県に適した水稻の「再生二期作」栽培体系の確立、タマネギなど野菜の新たな作型の開発、キウイフルーツやビワなど果樹の新たな台木や樹形の開発など、本県農業の未来を見据え、柔軟な発想による新しい栽培方式の開発に取り組みます。

<試験研究の推進体制>

- 試験研究や原種生産に必要な機器・施設等の計画的な整備・更新により試験研究等の効率化を図るとともに、大学等への研究員派遣による高度・最新技術の習得、連携体制の構築や共同研究の推進を通じて、試験研究を担う人材の確保・育成に努めます。
- 品種開発や特許技術について、研究開発の企画・立案段階から知的財産戦略を描き、試験研究に取り組みます。

<普及体制>

- 研究成果の現場への速やかな普及を図るため、農業革新支援センター、試験場、普及組織、行政機関が十分に連携し、現場が直面する課題等に即応できる体制を整備します。
- 普及組織においては、JA 香川県や農業士など関係団体と連携し、地域への速やかな普及を図ります。
- 研究成果としての知的財産の有効活用と研究成果のわかりやすい情報発信に努めます。

<畜産関係>

- 家畜の持つ遺伝的能力の指標である「育種価」を活用することで県内外より優良繁殖牛を確保し、高能力繁殖基盤の強化を図ります。
- 県内で飼養されている、全国トップクラスのゲノミック評価を有する高能力繁殖雌牛から優良受精卵を作成し、県内の優良繁殖雌牛を増頭します。
- 畜産試験場において、遺伝子解析技術を用いた新たな育種技術やアニマルウェルフェアに対応した飼養管理技術に関する研究など、生産性向上や魅力向上に資する技術開発に取り組み、技術の普及に努めます。
- 畜産試験場と生産者が協力し、家畜改良や地域に適した生産性の高い飼料作物・穀物の開発や選定・栽培・保存技術の向上に取り組みます。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 3) 新技術等の開発・普及による技術革新 (3) 低コスト・省力化技術の開発・普及

- 農業者の減少や高齢化、労働力不足が深刻化する中、本県農業の持続的な発展に向け、誰もが活用可能な低コスト・省力化安定生産技術の開発に取り組むとともに、高収益・省力生産を可能とするスマート農業技術の開発に取り組みます。

現状と課題

- 食料生産を支える農業者の高齢化や労働力不足が深刻化する中、労働力不足を補完する省力化技術の開発が求められています。
- 燃料・肥料や輸入飼料等の生産資材価格の高騰による農畜産物の生産コストの急激な上昇に対応した農業技術の開発が求められています。
- 開発された技術を、展示会等を活用しながら速やかに普及させるとともに、現場の気づきを技術開発につなげる手段として、農業改良普及指導員による調査研究を活用していく必要があります。

具体的な施策

- 誰もが活用可能な低コスト・省力化安定生産技術や、高収益・省力生産を可能とするスマート農業技術の開発に取り組みます。
- イチゴ、ミニトマト、アスパラガス、ラナンキュラス等を対象に、NN（片屋根式）ハウスを核とした施設園芸における栽培様式の共通規格化に取り組み、コスト低減を図ります。
- 栽培管理しやすい果樹の省力型樹形の開発に取り組みます。
- ドローンや常温煙霧機（ハウススプレー）の活用、民間事業者と連携した自動防除機の開発などの省力的防除技術の確立に取り組みます。
- 今後の本県における露地アスパラガスの普及を見据え、露地アスパラガスの収穫機の研究開発に取り組みます。
- 生産資材コストの低減に向けて混合堆肥複合肥料による土づくり効果や肥効の調査に取り組むとともに、減化学農薬・減化学肥料栽培技術の開発に取り組みます。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 2 3) 新技術等の開発・普及による技術革新 (4) 高温対策技術の開発・普及

- 地球温暖化による気候変動により農業生産に様々な影響が生じる中、本県農業の持続的な発展に向け、高温対策技術の開発に取り組みます。
- 畜産分野においては、耐暑熱性や耐高湿度性に注目した育種改良・開発に取り組みます。
- 気象災害（台風、豪雨、豪雪等）等のリスクに備え、迅速な技術指導が行えるよう、普及指導体制を整備します。

現状と課題

- 農作物の収量・品質の低下や病害虫の増加などをもたらす気候変動等の環境変化に対応した新品種・新技術の開発が必要です。
- 家畜への暑熱ストレスは、特に乳牛では研究や対策が行われてきましたが、近年の異常気象により家畜全体への影響の評価や対策技術の開発・普及が喫緊の課題となっています。
- 近年、頻発する気象災害等による農作物被害のリスクに備えるため、関係機関と連携した事前・事後対策の技術指導の重要性がますます高まっています。

具体的な施策

- 気候変動等や自然環境に適応・配慮した生産体系への転換に向けた技術開発に取り組むとともに、夏季高温下でも収量と品質が優れる品種の普及に取り組みます。
- 水稲、カンキツ、ニンニク、ラナンキュラス、オリーブ等について、地球温暖化による気候変動に対応したオリジナル品種の育成や、土壤水分の適正管理など安定生産技術の開発に取り組みます。
- 水稲の再生二期作栽培技術の確立に取り組みます。
- 新たな園芸品目や品種の探索を行い、本県に適する栽培技術の開発に取り組みます。
- 換気性能に優れるNNハウスについて、農研機構等とも連携しながら、導入品目の拡大に向けた改良や栽培試験等に取り組みます。
- 脱炭素化を促進するため、家畜ふん堆肥の農地への施用による炭素貯留効果を検証します。
- 畜産試験場において、暑熱が家畜の繁殖成績や飼料作物の生産性に及ぼす影響に関する調査・研究、耐暑熱性や耐高湿度性の高い家畜や飼料作物の育種改良・開発に取り組みます。
- 近年、頻発している気象災害等による農作物被害のリスクに備えるため、台風・大雨・長雨・少雨・強風・高温・低温・大雪・霜などの気象予報に基づき、事前・事後を含めた栽培管理の対策技術を品目ごとに整理した「気象災害対策栽培技術マニュアル」を作成し、ホームページに掲載するとともに、電子メール、SNS等により迅速に技術情報を提供するなど、普及指導体制を整備します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 3 次世代の担い手の確保・育成

- 農業経営の法人化や雇用労働力の確保により、認定農業者等の核となる担い手の経営発展を支援します。
- 本県独自の「新規就農者の里親登録制度」による研修体制や経営継承の仕組みづくりなどにより、幅広い層の新規就農者を確保します。

【施策】

1) 核となる担い手の確保・育成	(1) 農業法人等の経営基盤の強化 (2) 県外法人や農外企業の誘致 (3) 雇用の確保に必要な環境整備 (4) 外国人材を含めた雇用労働力の確保 (5) 女性農業者の活躍推進
2) 新規就農者の確保・育成	(1) 幅広い層の新規就農者を確保・育成 (2) 農地や農業施設を経営継承する仕組みづくり (3) 農業大学校など教育機関の充実 (4) お試し就農制度によるトライアル環境の充実 (5) トレーニングファームや里親登録制度の充実 (6) 親元就農や雇用就農の促進

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	新たな認定農業者数	76.3 経営体/年 (R4～R6 年度)	80 経営体/年 (R8～R12 年度)	直近3ヶ年の平均 76.3 経営体/年 を上回る 80 経営体/年の確保を目指します。
2	認定農業者である農業法人数	384 法人	440 法人	10 法人/年の確保を目指します。
3	新規就農者数（累計）	692 人 (R2～R6 年度)	750 人 (R8～R12 年度)	地域計画における将来の受け手を確保するため、150 人/年の確保を目指します。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 3

- 1) 核となる担い手の確保・育成
 - (1) 農業法人等の経営基盤の強化
 - (2) 県外法人や農外企業の誘致
 - (3) 雇用の確保に必要な環境整備
 - (4) 外国人材を含めた雇用労働力の確保
 - (5) 女性農業者の活躍推進

- 経営発展の段階に応じて直面する課題に対し、専門家等と連携したサポートを行います。
- 農業経営の規模拡大や経営改善に対する農業者の資金調達を支援します。
- 新規就農者や認定農業者に加え、県外法人や農外企業なども担い手として幅広に捉え、本県農業の魅力や支援策など必要な情報をワンストップで提供し、本県での円滑な農業参入を推進します。
- 柔軟な雇用人材の確保を推進するとともに、労働環境の整備を支援します。
- 外国人材の住環境や労働環境を整備し、雇用労働力の確保を図ります。
- 女性農業者の地域リーダーとしての活躍や経営参画を促進します。

現状と課題

- 露地野菜・畜産の経営を中心に法人化が進み、認定農業者である農業法人は令和6年度末で384法人に増加しており、農業法人の確保・育成を図るとともに、国内外の情勢変化に柔軟に対応し、生産規模の拡大や生産性の向上に取り組むなど経営発展を図ることができる農業経営者の育成が必要です。
- 農業従事者の高齢化や減少が進行する中で、担い手が所有している農地や経営資源を後継者へ引き継ぐ経営継承を支援するとともに、後継者自らも経営基盤の強化を図る必要があります。
- 主要な農業制度資金の融資実績は、近年横ばいで推移していますが、このうち農業近代化資金は、20年前に比べて3分の1まで減少しており、資材価格の高止まりが続く中で金利が上昇しているため、農業経営の規模拡大や経営改善に必要とされる資金が円滑に調達できるよう支援する必要があります。
- 農業の労働力不足が進む中、本県農業を持続的に発展させるためには、核となる担い手を将来にわたり確保しつつ、企業参入を促進する取組みを進めていく必要があります。
- 農業法人等への短期雇用者や、子育て世代、外国人材等の雇用人材など、地域内外の様々な人材が農業に関わり、担い手を支えることができるよう、関係機関と連携して環境づくりを推進する必要があります。
- 令和6年10月末現在、県内の外国人労働者数14,428人のうち、農業分野における雇用は1,198人で過去最高となっています。外国人材を確保することは、県内の農畜産業の人手不足という課題解決や農畜産業の持続的発展にとって非常に重要です。

- 女性農業者や次代を担う若手農業者が、農業経営に参画し、地域のリーダーとして活躍することが期待されていますが、農業従事者の約4割を占める女性農業者のうち、認定農業者は約1割にとどまっています。女性農業者の確保・定着と経営参画の促進に向けて、地域のリーダー的農業者とのつながりや研鑽の場の提供が必要です。

-

具体的な施策

(1) 農業法人等の経営基盤の強化

- 法人化と経営の効率化を促進するため、必要とされる労務・経営管理知識の研修や個別相談等を行い、農業者の経営マネジメント能力の向上を支援します。
- 経営発展の段階に応じて直面する大規模化・多角化などの課題に対し、県農地機構や県農業会議、農業改良普及センター等で構成される農業経営に関する相談体制を中心に、個々の経営状況や取り巻く環境に応じた適切な対策を提案します。また、担い手の農地や経営資源を後継者(第三者、親子・親族間)へ引き継ぐ経営継承も支援します。
- 融資を希望する農業者のニーズに応じた資金を提供できるよう、日本政策金融公庫と連携した融資相談会を農業改良普及センターで定期的に開催するとともに、経済環境の変化によって、農業法人等の資金繰りに支障が生じることがないよう、関係機関と連携して返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に対応します。

(2) 県外法人や農外企業の誘致

- 県外法人や意欲ある農外企業の農業参入を推進するため、本県における農業の魅力や県の支援策など必要な情報を提供、周知するとともに、ワンストップでの相談から参入までの継続的なサポート体制を強化します。
- 経営発展に意欲的な法人に対し、農業試験場で開発した新品種や新技術導入のための栽培技術指導や国等の研究機関の研究情報などの提供を行います。

(3) 雇用の確保に必要な環境整備

- 認定農業者、認定新規就農者など核となる担い手の経営を支える、子育て中の方や定年退職者の短期雇用など、柔軟な雇用人材の確保を推進するとともに、労働環境の整備を支援します。
- 関係機関・団体等と連携し、マッチングアプリの活用等により農業で働きたいと考えている方と人手不足の産地や担い手とのマッチングを支援します。

(4) 外国人材を含めた雇用労働力の確保

- 農畜産事業者が雇用する外国人材の住環境整備を支援するとともに、外国人材を農作業の中心的な役割を担う人材として育成するために必要な支援を行うなど、雇用労働力の確保を図ります。

(5) 女性農業者の活躍推進

- 女性農業者に研修会や研鑽の場の提供を行い、地域のリーダーとしての活躍や経営参画を促進するとともに、家族経営協定の締結を推進するなど、女性農業者が活躍できるよう支援を行います。

基本方針 I 儲かる！魅力と未来ある農業の実現

展開方向 3	2) 新規就農者の確保・育成 (1) 幅広い層の新規就農者を確保・育成 (2) 農地や農業施設を経営継承する仕組みづくり (3) 農業大学校など教育機関の充実 (4) お試し就農制度によるトライアル環境の充実 (5) トレーニングファームや里親登録制度の充実 (6) 親元就農や雇用就農の促進
--------	---

- 本県独自の「新規就農者の里親登録制度」による研修体制を充実させ、円滑に独立就農で
きるよう支援します。
- 親子や親戚など親族のみならず、県内外の第三者を含めた経営継承が円滑に進められるよ
う、農地情報・施設情報を一元化し、継承希望者へ提供する仕組みを構築します。
- 農業大学校においては、就農後に早期に経営を確立させられる人材を育成するとともに、
必要な施設や指導体制を整備します。
- 就農に必要な技術と知識の取得から就農までを一体的に支援できる研修施設（トレーニン
グファーム）の整備を推進します。
- 機械等の経営資源の継承支援により親元就農を促進するほか、農業法人等への雇用就農を
促進します。

現状と課題

(1) 幅広い層の新規就農者を確保・育成

- 農業従事者の高齢化や減少により、労働力不足が進行する中、本県農業を持続的に発展させ
るためにには、幅広い年齢層の新規就農者を将来にわたり確保するとともに、兼業農家や定年
帰農者のほか、外国人材や短時間労働者など農業現場を支える幅広い人材を確保し、担い手
の活躍を促進する取組みを進めていく必要があります。
- 地方への移住や農業・食への関心が高まる中、移住就農先として本県を選んでいただくため、
県外からの呼び込みを行うとともに、県内外の就農希望者が地域・産地へ確実に定着するた
め、本県独自の「新規就農者の里親登録制度」による先進農家への受入制度を活用したサポ
ート体制を充実させつつ、就農希望者のニーズにあわせた支援を行う必要があります。

(2) 農地や農業施設を経営継承する仕組みづくり

- 基幹的農業従事者のうち、50歳未満の若手従事者はわずか6%となっており、先進的な農業
経営者が保有する優れた技術や経営ノウハウを若手農業者や後継者に伝承し、次世代の育成
に繋げる必要があります。
- 今後、高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれる中、親子や親戚など親族のみならず、
県内外の第三者を含めた経営継承を円滑に行い、所有している農地や農業機械・施設等経営

資源を有効活用することにより、新規就農者の初期投資負担の軽減を図り、スムーズな経営発展をサポートすることが必要です。

（3）農業大学校など教育機関の充実

- 農業大学校において、今後も核となる担い手や指導的役割を果たす人材を継続的に輩出するため、先進農家や農業高校・関係機関と連携し、学生の可能性を広げる柔軟なカリキュラムの充実を図ることにより、新たな課題について学ぶ機会を提供するとともに、充実した就農支援体制を強化する必要があります。
- 地域の担い手となる人材を育成するため、現場の状況やニーズに即した十分な技術習得と専門家の指導等により経営感覚を養うとともに、より実践的なリカレント教育を実施するほか、兼業農家や定年帰農者などに加えて、非農家や移住者にも対応した就農支援体制を強化する必要があります。

（4）お試し就農制度によるトライアル環境の充実

- 農業・農村を支える人材として、中高年齢者や他産業従事者、移住者など、多様な人材を幅広く確保・育成する必要があり、まずは農業を体験する機会を提供することで、本県の次代を担う新規就農者の確保につなげていく必要があります。
- 就農希望者が栽培技術や農業経営を農家で働きながら学べる、里親となっている先進農家等を紹介し、就農希望者自らが、希望する品目や地域、里親の経営方針等により、研修先を選ぶことができるよう、円滑に就農できる環境を整備する必要があります。

（5）トレーニングファームや里親登録制度の充実

- 独立就農には、実践的な生産技術や経営に関する専門的な知識やノウハウの習得が必須であることから、技術面と資金面の両課題をクリアする必要があります。
- 近年は、物価高騰により、特に施設園芸における就農希望者の初期投資が大きくなっていることから、「新規就農者の里親登録制度」と初期投資の軽減を組み合わせた施策の充実が必要です。

（6）親元就農や雇用就農の促進

- 独立就農のみならず、親元就農や雇用就農についても、安定した就農手段として就農を促進することが必要です。

具体的な施策

(1) 幅広い層の新規就農者を確保・育成

- 県内外から意欲ある担い手を確保するため、新規就農専用サイトにより本県農業の魅力や支援策などの必要な情報を提供するとともに、オンライン等を活用した就農相談会、先進農家との交流及び農業体験などの機会を充実させ、幅広い層の就農希望者に香川県の農業をイメージいただけけるよう、効果的なリクルート活動を実施します。
- 幅広い層の新規就農者を確保するため、国の支援策を活用するとともに、50歳以上への支援など国の施策の届きにくい対象については、県独自で支援します。
- 「新規就農者の里親登録制度」による研修体制を充実させ、円滑に独立就農できるよう支援するとともに、就農後も農業改良普及センターによる伴走支援を実施し、新規就農者の継続的な経営発展を支援します。

(2) 農地や農業施設を経営継承する仕組みづくり

- 農業士や青年農業士と連携して、新規就農者や後継者との交流の機会を設け、優れた農業経営と卓越した栽培技術の普及を図ります。
- 県農業会議や県農地機構、農業改良普及センター等で構成される「香川県新規就農・農業経営相談センター」を中心に、経営継承に向け、移譲希望者の農地情報・施設情報を一元化するとともに、継承希望者の要望などを整理し、後継者（親子・親族間、第三者）の希望に応じたマッチングを行う仕組みを構築します。

(3) 農業大学校など教育機関の充実

- 農業高校等との情報交換や連携を強化し、農業大学校への進学や就農意欲の向上を図ります。
- 最先端の農業技術や畜産技術を活用した講義や実習など、学生や現場のニーズに対応したカリキュラムの充実や必要な施設の整備を行います。
- 機械の操作やメンテナンスに関する研修など、現場で活用できる実践的な教育を実施します。
- 独立就農に向け、関係機関と連携して、技術・農地・資金などについて定期的に相談できる体制を確立するとともに、就農後を見据えた実践的な栽培実習や現地研修により、早期に経営を確立できる人材を育成するため、指導体制や栽培施設を整備します。
- 畜産試験場では、農業大学校の専攻実習の他、家畜人工授精師及び受精卵移植師養成講習会等を定期的に開催し、畜産の技術者の育成に貢献するとともに、児童生徒の職場体験やふれあい学習を通して畜産という産業や職業への理解の醸成を図るため、職員の育成や必要な施設の整備を行います。

(4) お試し就農制度によるトライアル環境の充実

- 農業に関心のある方が、気軽に農業体験や短期研修が実施できるよう、お試し就農制度の充実を図ります。
- 研修受入先と研修生のミスマッチを防ぎ、効果的な研修が実施できるよう、本格的な研修の開始前に短期間の研修を推進するとともに、短期研修を通じて地域の農業者との交流を促進し、就農に向けて地域が一体となった支援体制を構築します。

(5) トレーニングファームや里親登録制度の充実

- 就農に必要な技術と知識の習得から就農までを里親とともに一体的に支援する研修施設（トレーニングファーム）の整備を進めるとともに、研修修了後には、当該施設でそのまま就農し、かつ新設で施設整備するよりも安価に施設利用できる仕組みを確立することによって、より実践的な研修の実現と就農後の経営安定の促進に繋げます。
- 就農希望者が円滑に就農し、早期に経営安定が図れるよう、経験豊富な新規就農者の里親のもとで栽培の基本から実践的な技術まで、就農に必要な技術と知識の習得ができる実地研修、農業簿記や販売戦略等の経営管理に必要な知識・ノウハウの習得、さらには、就農後の経営フォローまで、総合的な支援が実施できるサポート体制を強化します。

(6) 親元就農や雇用就農の促進

- 農地や機械等の経営資源の継承や修繕等による有効活用を支援することにより、確実な親元就農を促進します。
- 独立就農を目指しているものの資金が不足している就農希望者や安定的な収入を求める就農希望者を対象に農業法人等とのマッチング支援により雇用就農を促進します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 農村を支える人財の確保

- 地域農業を支える多様な農業人材の営農継続・発展に向けて、リスクリング等の推進や、農業機械・施設導入等の初期費用の負担軽減に取り組みます。
- 高齢農業者や兼業農家等を支援する農業支援サービス事業体（農外企業を含む）の育成と活動の促進を図るため、組織の立ち上げや活動に必要な農業機械等の導入を支援します。

【施策】

1) 多様な農業人材の確保	
2) 他産業を含めた農業支援サービス事業体の確保	
3) 農福連携の推進	
4) 短時間労働など柔軟な働き方の推進	
5) セーフティネットの確保・整備	(1) 農業保険制度の普及 (2) 生産資材費の高騰対策 (3) 野菜価格安定制度の推進 (4) 農作業安全の確保

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	多様な農業人材経営計画認定制度の認定者数	109名	700名	100名／年の増加を目指します。
2	農業支援サービス事業体数	24事業体	40事業体	3事業体／年の増加を目指します。
3	農福連携地域協議会に参加する市町数	1市町	3市町	農福連携等推進ビジョン2024改訂版のKPI(200市町村)の1%を上積み。
4	収入保険加入率 (収入保険加入経営体数 ÷ 青色申告実施農業経営体数)	36.5%	50.0%	これまでの増加傾向を基にした推計値(46.3%)を約1割上回る50.0パーセントの加入率を目指します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 1) 多様な農業人材の確保

- 兼業農家、定年帰農者などの農業人材の確保・育成を図るため、「多様な農業人材経営計画認定制度」のより一層の周知を図るとともに、農外企業も認定対象とするなど、制度の拡充を図ります。
- 営農の継続・発展に向けて、多様な農業人材のリスクリミング等の推進や、農業機械・施設導入等の費用負担軽減に取り組みます。

現状と課題

- 認定農業者等の核となる担い手への農地集積率が約3割と伸び悩む中、本県の耕地面積の約7割を支えているのは、兼業農家や定年帰農者などの多様な農業人材です。こうした状況を踏まえると、核となる担い手だけでなく多様な農業人材にも農業を担っていただき、地域の農地を支えていただく必要がありますが、地域計画には十分に位置付けられていないことから、規模の大小にかかわらず、営農の意向を反映させ、将来の農地の受け手に位置付けていく必要があります。
- このことから、本県独自の「多様な農業人材経営計画認定制度」を創設し、経営計画の達成に必要な支援に取り組んでおり、令和6年度末までに109人が認定されています。今後10年の間には、農業に携わる経営体数が半減することが見込まれることを踏まえると（農林水産省試算）、多様な農業人材のより一層の確保が必要です。
- 多様な農業人材が、将来にわたって地域の農地を活用するためには、引き続き、生産技術、経営力向上に向けた知識・技術の習得を促進し、営農の継続や発展に向けた取組みを進めていく必要があります。
- また、農業機械・施設の導入費の高騰を理由に、機械等の故障を機に営農継続を断念する農業者も見られることから、農業機械等の初期投資の抑制を図る必要があります。

具体的な施策

- 県内外から意欲ある多様な農業人材を確保するため、新規就農専用サイト等により本県農業の魅力や県の支援策など必要な情報の提供を行うとともに、関係者と連携し、多様な農業人材経営計画認定制度のより一層の周知を図ります。兼業農家や小規模農家等の多様な農業者の地域計画への位置付けを推進し、一定の役割を果たしながら持続的な農業生産や農地の保全等が行われるよう支援し、地域における農地等の利用の最適化を推進します。
- 多様な農業人材に対しては、農業改良普及センターを中心とした生産技術や経営改善の伴走型支援や、農業大学校での講座や研修等の充実を図り、生産技術、経営力向上に向けたリスクリミング等を推進します。

- 経営の継続や発展を図る多様な農業人材に対して、市町と連携して農業機械・施設の導入を支援します。また、農作業や農地の維持管理の一部を請け負う農作業支援を充実するとともに、農業用機械のレンタルなど共同利用を推進することにより農業機械の「所有から利用」への転換を進めることで、機械更新や農作業の負担を軽減し、営農を継続できる環境整備に努めます。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 2) 他産業を含めた農業支援サービス事業体の確保

- 農作業を補完する受託組織や農業支援サービス等の設立・拡大を促進し、活動に必要となる農業機械等の導入を支援することで、農業者の作業負担低減を図ります。
- 農業支援サービスとして、酪農ヘルパーの推進、家畜人工授精師養成講習会、家畜商講習会の開催を実施します。

現状と課題

- 狹小な農地や特殊な水利慣行など、本県の特性を踏まえると、認定農業者等の核となる担い手だけで地域の農地やため池・水路などを守ることは困難であり、集落営農の組織化や高齢化した既存組織の次代への円滑な経営継承に向けた後継者育成を進めるほか、農業者の作業負担低減を図るため、農作業や農地管理作業の外部委託など、地域農業を支える農業支援サービス事業体の更なる育成が必要です。
- 現在、兼業農家や定年帰農者などの農業人材が共同で地域の農地の維持管理を受託する農業支援グループが24団体（令和6年度末現在）設立されているが、地域偏在が見られることから、空白地域の解消を図る必要がある。
- 農業支援サービスによる農作業の省力化・効率化を図るため、農業支援サービス事業体が作業受託に必要なスマート農機等の導入を支援することが必要です。
- 畜産業は高齢化が進み、畜産農家は後継者不足、人材不足という深刻な課題に直面しており、高齢化の進展は、畜産経営において新たな技術や知識の継承が難しくなることを意味し、経営を継続していくうえで大きな障害となっています。

具体的な施策

- 農業支援グループについては、農作業支援サービスの空白地域を埋めるために広域的な農業支援サービスを行う法人などの多様な農業支援サービス事業体を育成するため、立ち上げに必要なニーズ調査やサービス試行、サービス提供に必要な人材の育成等について支援します。
- 作業受託に必要なスマート農業用機械等の導入の支援に取り組むとともに、農業用機械などのシェアリングなど初期投資を抑制する取組みを関係機関と連携して推進します。
- 後継者不足、人材不足対策として、酪農ヘルパーの推進に努め、酪農家の業務代行、人材不足の酪農家へのサポートを実施します。
- 家畜人工授精師養成講習会や家畜商講習会を開催し、技術や知識の普及及び専門資格の取得を図ることで、家畜の適正な取引をサポートし、営農継続を図ります。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 3) 農福連携の推進

- 農作業を担う人材として障害者を位置づけ、参加する障害者就労施設や作業人数の増加を促進します。
- 各地域の事情に応じた農福連携を進めるため、農業者、障害者就労施設、行政等の連携を図る体制づくりを進めます。

現状と課題

- 全国的には、農業者が障害者を直接雇用する又は障害者就労施設内において農業に取り組む事例が多い中、本県では、施設外での農作業を障害者就労施設が請け負う点に特徴があり、農業者と障害者就労施設間の斡旋はNPO法人香川県社会就労センター協議会（セルプ）が行っています。
- 農作業の需要が多いにもかかわらず、農福連携に参加する障害者就労施設の減少や移動時間の増加等により、セルプの斡旋実績は近年停滞しています。
- 農作業の繁閑の差が大きいことも農福連携を推進する阻害要因となっており、年間を通して農福連携に従事できるよう農業者と障害者就労施設との関係の強化が必要です。

具体的な施策

- 農福連携に参加する障害者就労施設の掘起しとサポート体制の充実により、参加施設数の増加を図り、セルプと連携した農福連携の拡大を促進します。
- 各地域の事情に応じた持続的な農福連携を進めるため、地域内で農業者、障害者就労施設、行政、JA香川県等とセルプの連携を図る農福連携地域協議会などの体制づくりを促進します。
- 農業者が周年で農作業を依頼するなど、障害者就労施設の運営にも配慮するとともに、農業法人が自ら障害者就労施設を設立して行う農福連携を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 4) 短時間労働など柔軟な働き方の推進

- 農業法人において、副業等により短時間労働を望む方を受け入れられる体制を整備します。
- 農業を学びたいと考えている人に対し、農業の知識や技術を気軽に習得できる環境を整備します。

現状と課題

- 全国的な生産年齢人口の減少や他産業との労働条件・就業環境の違いなどから、今後、農業における労働力の確保は一層厳しい状況になると見込まれています。一方、副業や兼業を認める企業は増えており、農業においても短時間労働など柔軟な働き方を望む方々を受け入れる体制づくりが必要です。

具体的な施策

- マッチングアプリの活用等により、会社員の副業など、短時間労働を望む方が、農業を手伝うことができる仕組みを整備し、企業の副業人材等の受入れを促進します。
- 農業法人等における雇用環境を整備するため、必要な施設等の整備を支援します。
- 農業大学校の基礎講座の充実等により、農業を学びたい会社員等が気軽に知識や技術を習得できるよう学習環境を整備します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 5) セーフティネットの確保・整備 (1) 農業保険制度の普及

- 災害による被害や市場価格の低下に備える農業経営のセーフティネットとして、収入保険や園芸施設共済など農業保険制度の普及促進に取り組みます。

現状と課題

- 収入保険は、災害や病気・けがによる収穫量の減少のほか、経済環境の変化に伴う市場価格の低下など、経営努力では避けられないさまざまなりスクで生じる収入の減少を補てんする制度であり、平成31年に始まって以来、加入者数は着実に増えていますが、伸び率は年々鈍化しています。
- 全ての農業者が加入できる農業共済（収穫共済・資産共済）は、自然災害による収穫量の減少等の損失を保険の仕組みにより補てんする制度であり、デジタル技術を活用した効率的な事業運営に向けて、全国農業共済協会による農業保険システムのWeb化が段階的に進められています。
- 園芸施設の損害を補償する園芸施設共済は、47都道府県中第3位の高い加入率（令和6年度：87.3パーセント）となっており、引き続き、自然災害のリスクに対する農業者の備えとして、収入保険と併せて普及していく必要があります。

具体的な施策

- 農業保険制度の認知度を高めるため、最近の自然災害における農業経営への影響や制度加入によるメリットについて、県政テレビやSNSなどを使って分かりやすく情報を発信します。
- 収入保険については、農業共済組合やJA香川県、農業関係団体と連携して、新規就農者や認定農業者が集まる機会などをを利用して効果的な加入の働き掛けを行います。
- 農業保険システムのWeb化に当たっては、当該システムへの移行に合わせて、農業共済関係事務の効率化とともに、収入保険のようなオンライン手続きを設けて、加入者の利便性向上を図ります。
- 補助事業で整備された施設が被災した場合の修繕や復旧に備えて、園芸施設共済を中心とした農業保険の加入について、県の補助事業の採択要件とすることを検討します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 5) セーフティネットの確保・整備 (2) 生産資材費の高騰対策

- 化学肥料を低減する取組みを支援するとともに、施設園芸の農業者に対して施設園芸セーフティネットへの加入を推進します。
- 畜産経営の安定対策等に対する支援を行います

現状と課題

- OPEC 等原油産出国等の原料産出国の情勢や外国為替等の影響を受けて、燃料、プラスチック製品、化学肥料等の価格は変動しますが、その推移は長期にわたり上昇基調にあり、農業における生産費上昇の要因になっています。
- 化学肥料の使用量削減などの対策や施設園芸における、燃料の急激な価格上昇に対応する必要があります。
- 畜産経営において、生産費に占める配合飼料費の割合が高いことから、配合飼料価格安定制度が設けられており、令和3年以降、シカゴ相場の上昇等を背景にウクライナ情勢や円安も重なったことによる配合飼料価格の高騰により発動が継続し、新たな特例も設けられましたが、令和5年度第4四半期以降、配合飼料価格の高止まり状態は継続しているものの発動されていません。

具体的な施策

- 燃料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金が交付される施設園芸セーフティネットへの加入を促進するため、当該事業をPRするとともに、加入を希望する支援対象団体や参加農業者に対して申請手続き等のサポートを行います。
- 化学肥料の低減のために必要な堆肥散布車や局所施肥用の機械の導入、土壤診断に基づく施肥などの取組みを支援します。
- 今後も畜産経営の安定対策として設けられた各制度への生産者積立金等に対する支援を行います。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 5) セーフティネットの確保・整備 (3) 野菜価格安定制度の推進

- 野菜価格安定制度を周知して加入を促進するとともに、制度の充実を支援します。
- 実需者との契約取引に取り組む法人等に対し、契約野菜安定供給事業の加入を促進します。

現状と課題

- 野菜価格安定制度は、野菜の種類や産地規模により国や県から野菜の市場価格低落時に価格差補給金が交付される制度です。野菜の生産は自然条件に左右され、計画的に作付けしてもその年の作柄によって需給バランスが崩れることが多く、市場価格が低迷したときの補給金は野菜経営の下支えになっています。
- 国はこの制度でレタス、たまねぎ、きゅうりなど国民の消費生活上、重要な野菜を指定野菜と定めていますが、令和8年度からブロッコリーが追加される予定です。
- 実需者（食品加工メーカー、外食産業、量販店等）との契約取引を行う農業法人等が、不作時に契約数量を確保するために不足分を市場等から調達する場合等に支援を受けられる「契約野菜安定供給事業」については、本県では2経営体の参加に留まっています。

具体的な施策

- 他の農作物と比べて価格変動が大きい野菜については、市場価格の低下が野菜経営に多大な影響を及ぼすことから、野菜生産者が安心して農業経営を継続できるよう、国や県の野菜価格安定事業を周知して加入を促進します。
- ブロッコリーは本県の主要な野菜であり、令和7年度は「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」の対象ですが、令和8年度中に「指定野菜価格安定対策事業」に移行できるよう出荷団体等の取組みを支援します。
- 実需者との契約取引に取り組む法人等に対し、「契約野菜安定供給事業」の加入を促進します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向1 5) セーフティネットの確保・整備 (4) 農作業安全の確保

- 農業者の農作業安全を確保するため、農作業リスクに備えた知識や技能の普及・啓発を推進します。

現状と課題

- 農業者の高齢化や農業機械の大型化、地球温暖化に伴い、農業機械や熱中症等による農作業にかかるリスクが高まっており、関係機関と連携して、農作業安全に対する農業者の意識向上のための啓発活動や研修等により、国の掲げる「農作業事故死者数を今後3年間で直近の件数から半減する」ための取組みを推進する必要があります。

具体的な施策

- 農業者の農作業安全を確保するため、JA **香川県**、香川県農機具商工業協同組合などで構成する「香川県農作業安全推進協議会」と連携して、農作業安全対策に関する情報の周知や、全国一斉に実施している熱中症対策研修実施強化期間及び農業機械作業研修実施強化期間を設け、集中的な啓発活動を行います。
- 主な事故要因である農業機械作業にかかる死亡事故の半減を目指して、「香川県農作業安全推進協議会」と連携し、農業経験の少ない新規就農者や多様な担い手等を対象とした農業機械安全使用セミナーを開催し、農業者の農作業安全の確保に努めます。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2 農業生産基盤の保全管理と防災・減災対策

- 農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保するため、農業水利施設の機能保全に向けた適時・的確な長寿命化対策を進めます。
- 基幹から末端までの農業水利施設の継続的な保全体制を構築するため、土地改良区の運営体制の強化を推進します。
- 防災重点農業用ため池の改修、耐震補強やハザードマップの作成・活用、ため池管理者への指導・助言など、ハード整備とソフト対策の両面で総合的なため池の防災・減災対策を行います。

【施策】

1) 農業水利施設の保全管理	(1) 農業水利施設の長寿命化 (2) 農業生産基盤の保全管理の体制強化
2) ため池の防災・減災対策	(1) 防災重点農業用ため池の整備推進 (2) 監視・管理体制の強化

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	基幹水路保全対策延長	155km	181km	年間5kmの計画的な施設の補修・更新を目指します。
2	水土里ビジョンを策定した土地改良区数	—	60 土地改良区	関係者協議に積極的に参画し、6割の策定を目指します。
3	老朽ため池の整備箇所数（全面改修）	3,593 箇所	3,730 箇所	ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進し、年間23箇所の全面改修を目指します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2 1) 農業水利施設の保全管理 (1) 農業水利施設の長寿命化

- 農業用水の安定確保や効率的な利用、豪雨時の排水対策、維持管理費の節減を図るため、農業用水路等の適時・的確な長寿命化対策を進めます。
- 連携管理保全計画（水土里ビジョン）に基づき、基幹から末端までの一連の施設を適切に保全・管理できるよう、土地改良区に対して必要な支援を行います。
- 気候変動に伴う豪雨災害リスクが高まる中、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれのある排水機場の補強や更新を進めます。

現状と課題

- 農業者が安定的に営農を継続するには、農地へ農業用水が安定供給されるとともに、豪雨時の雨水等が適切に排水されるよう、農業水利施設を適切に保全していく必要がありますが、高度経済成長時代に整備された水路や排水機場等の農業水利施設は、整備から長期間が経過しており、老朽化した農業水利施設が増加しています。
- 令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町、多面的機能支払の活動組織等の関係者が共同して、将来の農業用水利施設の保全体制を構築するための「連携管理保全計画（水土里ビジョン）」が位置付けられたことから、農業水利施設の劣化状況に応じてあらかじめ補修・更新の工法や時期等を定め、基幹から末端にわたる施設の計画的な対策を通じて、機能の継続的な保全に取り組めるような仕組みを設ける必要があります。
- 豪雨が激甚化・頻発化している状況を踏まえ、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、農業水利施設を活用した流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進する必要があります。

具体的な施策

- 基幹的な農業水利施設の更新については、農業用水の安定確保や効率的な利用、ライフサイクルコストの低減を図るため、農業用水路の点検、機能診断、監視などを通じた適切なリスク管理のもとで、計画的かつ効果的な補修、更新を行うなど、施設の適時・的確な長寿命化対策を推進することで、持続的な農業生産を確保します。
- 老朽化に伴う農業用水路の突発事故や機能喪失による通水停止等の事態に備え、状況に応じた速やかな復旧等により機能保全を図る仕組みを設けることで、営農への影響を最小限にします。

- 都市化・混住化の進展等を踏まえ、土地改良区等の地域の関係者が役割を明確化し、連携して農業水利施設の計画的・効率的な保全管理に取り組むための水土里ビジョンの策定と活用を推進するとともに、土地改良区が水土里ビジョンに位置付け保全管理に取り組む、基幹から末端にわたる施設を対象に、国の事業も活用しながら、保全管理に必要な経費について、農家負担を軽減するきめ細やかな支援を行います。
- 安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、降雨等による余剰水をポンプで河川等に排水する排水機場等の、排水施設が果たす地域全体の排水の役割が効果的・効率的に発揮・活用されるよう、流域治水の一環として排水施設の長寿命化を推進します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2

- 1) 農業水利施設の保全管理
- (2) 農業生産基盤の保全管理の体制強化

- 農業水利施設等の保全活動の中心となる土地改良区の運営体制が脆弱化していることから、合併等による体制強化を促進します。
- 土地改良区や市町等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築するための「連携管理保全計画（通称：水土里ビジョン）」の策定を支援し、土地改良区の運営体制の強化を推進します。

現状と課題

- 農地へ安定的に水を供給するための事業や施設の保全を行う土地改良区は、農業生産基盤を支えるうえで欠かせない存在ですが、農業集落の小規模化、営農の多様化が進む中、基幹水利施設から末端の水路等施設にわたる一連の施設全体の保全活動やその実施体制が脆弱化し、小規模な土地改良区では、専任職員の不在等、施設の保全に必要な体制が脆弱化しています。
- 土地改良区の体制を強化するため、県内の土地改良区の合併や合同事務所の設置による事務統合の取組みを、地元市町や香川県土地改良団体連合会と連携して、平成9年度から進めており、その結果、当時144あった土地改良区は、令和6年度末現在95まで統廃合が進み、2つの地域で合同事務所が設置されています。
- 本県においては、国が合併後の受益面積の目安とする300ヘクタールに満たない小規模な土地改良区が全体の6割、専任職員不在の土地改良区が約2割存在し、適切な運営のためには、引き続き体制強化を進めが必要です。
- 令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区や市町、多面的機能支払の活動組織等の関係者が連携して、将来の農業用水利施設の保全体制を構築するため策定する水土里ビジョンが位置付けられました。

具体的な施策

- 「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、土地改良区が20年から30年後の将来を見通して、① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組み（地域の農業生産基盤の保全）② 保全の取組みを確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組み（土地改良区の運営基盤の強化）に関する計画である水土里ビジョンの策定を促進します。
- 土地改良区が、水土里ビジョン策定や運営の効率化に向けて、香川県土地改良事業団体連合会等による「経営診断」や「改善指導」を受け、主体的に将来の在り方を検討するなどの自助努力を促します。

- 国、県、市町及び香川県土地改良事業団体連合会で構成する「香川県土地改良区運営基盤協議会」において、関係機関が連携・協力して土地改良区が直面する課題や組織・運営体制に応じた対応策を検討し、土地改良区への適切な助言を行う支援体制を構築します。
- 水土里ビジョン策定においては、区域の設定段階から積極的に参画し、提案や助言を行うとともに、策定だけでなく、水土里ビジョンに基づく取組みが円滑に進むよう、必要な支援を行い、合併も含めた土地改良区の体制強化を推進します。
- 土地改良区と活動範囲が重なる多面的機能支払の活動組織との水土里ビジョン策定の議論を通じた、連携・協力による配水管理と維持管理の効率化や、活動組織からの事務受託費による運営基盤の安定化を働きかけます。
- 土地改良区の工事執行における透明性、競争性、公平性の確保、また、事務負担の軽減の観点から入札事務を香川県土地改良事業団体連合会で一括して行うための電子入札システムの導入・運用を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2 2) ため池の防災・減災対策

(1) 防災重点農業用ため池の整備推進

- 災害の発生を未然に防止するため、「香川県老朽ため池整備促進計画」や「ため池工事特措法の防災工事等推進計画」に基づき、老朽化した防災重点農業用ため池の整備や、受益地がない防災重点農業用ため池の貯水機能の廃止や統廃合、必要な耐震補強工事など、防災対策を計画的に進めます。

現状と課題

- 県内には、農業用水の主要水源として、数多くのため池が存在しますが、その多くは江戸時代に築造されており、老朽化が進行しています。近年、豪雨災害が頻発化・激甚化するなど、自然災害発生のリスクも高まっており、ため池の防災・減災対策は急務となっています。
- 平成30年7月の西日本豪雨など、近年、豪雨により多くのため池が被災し、下流に甚大な被害が発生している状況を受けて、「ため池管理保全法」や「ため池工事特措法」が施行され、適正な保全管理や計画的な防災工事の実施が求められています。
- 受益農地が減少あるいはなくなり、管理者不在などにより、管理が行き届かず、災害の発生が懸念される防災上危険な中小規模ため池については、地域で将来的なため池の保全管理や活用方法等について話し合いを行い、防災工事等が必要な場合は計画的な工事実施が必要です。
- 南海トラフ地震が、今後30年内に60%～90%程度以上の確率で発生すると予測されている中、これまで完了した大規模ため池や甚大な被害が想定される防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備と同様に、地震により決壊した場合、浸水区域に緊急輸送路等があり、その機能に支障が生じるおそれがある中小規模ため池についても震災対策が重要であり、早急な耐震化整備が必要です。

具体的な施策

- 「ため池工事特措法」に基づき指定した「防災重点農業用ため池」について、劣化状況評価の結果をもとに、老朽度や下流への影響度を考慮のうえ、優先度の高いため池から計画的に防災工事を推進します。防災工事が完了するまでの当面の間、被害軽減のための低水位管理について、ため池管理者に対して助言や技術的な支援を行います。
- 既に改修済みの防災重点農業用ため池についても、改修から相当年数が経過しているものについては、劣化状況評価を実施し、「香川県老朽ため池整備促進計画」や、「ため池工事特措法」における防災工事等推進計画にその結果を反映させ、計画的な整備を推進します。
- 受益農地が減少あるいはなくなり、管理者不在などにより、管理が行き届かず、災害の発生が懸念される放置できない中小規模ため池において、地域の将来的なため池のあり方について

て貯水機能の廃止も含めて、地域で協議・合意形成を図り、適切な防災措置が講じられるよう努めます。

- 南海トラフ地震に備え、決壊により緊急輸送路等の機能に支障が生じるおそれのある中小規模ため池について、耐震性点検及び必要な耐震補強工事の早期完了に向けて取り組みます。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向2 2) ため池の防災・減災対策 (2) 監視・管理体制の強化

- 「香川県ため池保全管理協議会」において、関係者間の情報共有や役割分担を行いながら、ため池の適正な管理や防災重点農業用ため池の整備等を連携して推進するとともに、「香川ため池保全管理サポートセンター」により、定期的な現地パトロールや管理者等への指導・助言等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- ハザードマップの作成や普及啓発、遠隔監視機器の導入を促進し、ハード対策とソフト対策を一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を計画的・積極的に推進します。

現状と課題

- 平成30年7月豪雨では、広島県を中心として32か所のため池が決壊し、ため池の下流に大きな被害を与えたことから、国では同年11月にため池対策の進め方の方針を取りまとめ、県では市町等と連携し、緊急時の迅速な避難行動につなげる対策と施設機能の適切な維持・補強に向けた対策を進めてきましたが、この対策を継続的に実施するとともに、充実させていく必要があります。
- 中小規模のため池には、受益地がなくなり管理者が不在となったものや、管理者の高齢化により十分管理できていないものも多く、こうした防災上放置できない中小規模ため池の保全管理体制の強化が必要となっていることから、令和2年に「香川ため池保全管理サポートセンター」を設立し、ため池管理者に対する技術面での指導や助言などを行っていますが、継続的に実施していくことが重要です。
- ため池ハザードマップについては、平成23年度から市町が防災上必要と判断するため池を対象に作成を支援してきましたが、迅速な避難行動につなげるためには、住民等への充分な周知が必要です。
- 決壊した場合の影響が大きいため池については、ため池の状況を迅速に把握するための遠隔監視機器が必要と考えられることから、令和5年度から設置費や管理費の支援を行っており、引き続き、導入を進めていく必要があります。
- 近年、ため池にホテイアオイをはじめとする外来種等が侵入・繁茂することにより、洪水吐や取水施設からの放流など、ため池の健全な機能確保や管理に支障がでることが危惧されています。

具体的な施策

- 県・市町等で構成する「香川県ため池保全管理協議会」において、ため池の適切な保全管理や防災工事等の計画的な推進を目的として、関係者間での情報共有や課題の協議・検討、連絡調整を行います。
- 「香川ため池保全管理サポートセンター」において、劣化が進んだため池の定期的な現地パトロールや、管理が不十分なため池の管理者等への指導・助言、ため池に関する電話相談、ため池管理者向け技術講習会の開催等を行い、ため池の適正な保全管理を促進します。
- 地震や豪雨による住民被害の回避や迅速な避難行動につなげるため、ハザードマップの作成支援や普及啓発を行うとともに、市町が行う防災訓練での活用等を働きかけます。
- 豪雨や地震時にため池の状況を速やかに把握し、適切な判断や行動につながるよう水位計・監視カメラなど遠隔監視機器の導入を促進します。
- ソフト対策による監視・管理体制の強化と関係者の防災意識の向上を図り、ハード整備と一体的に実施することにより、総合的な防災・減災対策を推進します。
- ため池管理者の理解と協力のもと、ため池の低水管理などによる洪水調節容量の確保やため池の整備などを「流域治水」の取組みの一環としても推進します。
- 取水施設、洪水吐等に悪影響を与え、その機能に支障をきたす外来種等の駆除や予防措置を支援することにより、ため池の健全な機能の発揮を促進します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向3 繼続できる農業の実現

- 地域農業を支える集落営農や農業支援グループの組織化を支援するとともに、法人化等による経営基盤の強化を図り、組織の持続的な発展を支援します。
- 出口戦略を明確化したうえで小規模な農地で、地域資源を活用したスマート農業を支援します。
- 地域の農業者自らが将来の農地利用調整を行う体制を構築していくため、集落などの地域単位で農地を一元的に管理する活動を支援します。

【施策】

1) 集落営農組織の持続的発展	
2) 地域資源を活用したスマート農業の推進	
3) 農地を一元管理する地域まとと中間管理方式の導入	

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	集落営農法人への農地集積面積	1,540ha	1,640ha	集落営農法人への集積面積の100ha増加を目指します。
2	新たな集落営農組織の設立数	36組織 (R2~R6年度)	50組織 (R8~R12年度)	直近5カ年の実績を上回る10組織/年の確保を目指します。
3	農地を一元管理する地域の支援箇所数	-	7地域	5年間で7地域を支援

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向3 1) 集落営農組織の持続的発展

- 地域農業を支える集落営農や農業支援グループの組織化を支援するとともに、法人化等による経営基盤の強化を図り、組織の持続的な発展を支援します。
- 世代交代を見据えた若手構成員の確保や育成を図り、知識や技術の円滑な継承を促進します。
- 地域の担い手や近隣の集落営農組織との連携を支援することで、経営規模の拡大と経営の効率化を図ります。

現状と課題

- 担い手の確保や農地の維持が課題となっている中、集落営農は、農業生産や販売の共同化などを通じて、地域農業の維持・発展や農地利用に大きく貢献しており、今後も、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待されます。
- 県内の集落営農組織数は令和6年度末時点で281組織であり、このうち130組織が法人化しています。また、構成員の平均年齢は70.9歳と高齢化が進んでおり、若手の参画を促し、組織の世代交代と活性化を図ることが急務です。
- 今後も農業従事者の減少が見込まれる中、地域農業を維持するためには、集落営農法人へ農地を集積する必要があります。一方で、経営規模の拡大に伴い、管理業務の増加や作業効率の低下といった新たな課題も顕在化しており、今後、スマート農業の導入等による省力化・効率化の推進が求められます。
- 中山間地域では、農地が狭小で作業条件の厳しい圃場が多く、構成員の高齢化や販売価格の低迷による生産意欲の低下も相まって、集落営農組織単独での農地維持が困難となりつつあります。今後は、地域内外との連携や支援の仕組みを強化し、持続可能な農地管理体制の構築が求められています。

具体的な施策

①集落営農等の組織化の促進

- 集落営農の組織化を目指す集落や、農業支援グループの組織化を目指す団体に対して、話し合い活動による合意形成や、必要な取組みへの支援を行うことにより、新たな組織の立ち上げを支援します。

②人材確保と育成

- 将来の地域農業を担う人材の確保と育成を図るため、新規就農者等の若手農業者の受け入れ体制の整備や研修機会の充実を進めるとともに、ベテラン農業者による技術指導体制の構築を支援し、知識・技術の円滑な継承を促進します。

- 若手リーダーの計画的な育成、外部研修への参加支援、資格取得の奨励等を通じて、構成員のスキル向上と組織の活性化を図ります。
- 世代交代を見据えた組織体制の整備や、定期的な意見交換の場の設置を通じて、組織内のコミュニケーションの活性化と結束力の向上を図ります。

③経営基盤の強化

- 農地の集積・集約化を推進するとともに、地域の実情に応じた共同利用機械の導入支援等を通じて、作業の効率化とコストの削減を図り、集落営農組織の経営安定と生産性の向上を支援します。
- スマート農業や高収益作物の導入により、作業の効率化や経営の安定化を図ることで、若年層にも魅力ある農業環境の整備や、円滑な農業継承につなげます。
- 組織の法人化を支援する体制を整備し、法人化に必要な手続きの支援や、経営改善支援を行うことにより、組織の持続的な発展を図ります。

④外部連携の強化

- 地域の担い手や近隣の集落営農組織との連携・統合を支援することで、経営規模の拡大と経営の効率化を図り、地域農業の担い手としての機能を強化するとともに、関係機関と連携し、補助制度の活用や栽培技術の向上を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向3 2) 地域資源を活用したスマート農業の推進

- 本県農業の大半を占める副業的農家や自給的農家が、小規模な農地でも農業を継続できるよう、地域特産物や産地直売施設などの地域資源を活用したスマート農業を推進します。
- 地域の小規模生産品目や特用作物の探索や情報収集、栽培や商品開発などの産地の取組みを支援します。

現状と課題

- 本県農業は、自給的農家や副業的農家などの兼業農家等が約9割を占めており、小規模な農業を営む農家が多い特徴があります。
- これらの小規模農業者は、産地直売施設等へ出品する農産物づくりなどに取り組んでいますが、年間販売額が50万円に満たない農家が多い現状にあり、その多くが、地域特産物や産地直売所などに出荷する農産物を栽培する、いわゆるスマート農業を営んでいます。
- 中山間地など営農条件の不利な地域では、生薬企業へ供給する契約栽培により薬用作物などが生産されています。
- 市民農園は、県民が手軽に農作業に取り組むことができる場として、また、農地の利活用や食育、県民の農業に対する理解向上の観点からも意義のある取組みの一つです。

具体的な施策

- 定年帰農者などが、小規模農地で露地野菜等を栽培するにあたり、産地直売施設と連携して、小規模農家と産地直売所のマッチングを支援するとともに、農業初心者向けの栽培講習会などを開催します。
- 薬用作物や茶等の特用作物については、商品の開発・製造など、産地の取組みを支援します。
- 中山間地など営農条件の不利な農地において、小規模生産でも持続的な農地の保全につながるよう、地域にあった品目の探索・情報収集・提供を進めます。
- 市民農園へのニーズに対応するため、市民農園の開設方法等を県のホームページに掲載して広く情報提供を行うとともに、農地を有効活用するため、農地所有者が行う市民農園の整備を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向3 3) 農地を一元管理する地域まるっと中間管理方式の導入

- 食料生産の基本となる農地や、農業施設等のインフラを将来にわたって維持していくため、多様な農業者を含めた担い手を確保・育成しながら、地域全体の農業を再設計し、必要に応じて地域外からの担い手等を呼び込む活動を推進します。

現状と課題

- 担い手への農地の集積が進められる一方で、個別の担い手が耕作・農地管理を拡大するには限界があり、遊休農地の増加や農地及び水路等の農業関連施設の維持管理が困難になっています。また、混住化の進行により、地域農業全体への理解が薄まっています。
- 各地域では、地域計画の策定にあたり地域の将来の農地利用の姿について協議が行われていますが、全体の7割の農地が受け手不在（令和6年度末現在）となっており、将来の農地利用に向けた意見集約は、地域の農地に関わる者全てが参画していないなど十分に行われていない状況となっています。
- 農地の受け手となる担い手や集落営農組織等が地域内にいない場合や、地域の農地問題の解決に向けて活動できる人材が不足しているなど、地域農業の将来を描くことが難しい地域においては、地域外から担い手希望者を受け入れる等、将来の農地利用に向けた体制づくりが必要となっています。

具体的な施策

- 地域での話し合いを通じて、基盤整備事業の実施や中山間地域直接支払制度の活用等、各種事業との連携強化により、持続的・効率的な営農や農業施設等のインフラ維持が行われるよう支援します。
- 地域の農地に関わる者全てが参画し、地域の農業者が自発的に将来の農地利用調整を行う体制を構築していくため、既存の集落営農組織や担い手・多様な農業者・農地の出し手など集落単位の関係者が会員となった法人といった農地集約化のために設立された組織等が、地域内の利用可能な農地を一元的に管理していく香川版「地域まるっと中間管理方式の導入」を支援します。
- 地域活動の調整に伴う事務や農作業を行う人材が不足する集落営農組織等に対して、地域の合意形成など調整に係る費用や、地域おこし協力隊など地域外からの人材活用について支援します。
- 将来にわたって地域全体の営農活動を行うために必要となる農業機械等の整備を支援します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向4 農村の振興

- 魅力ある農山村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域のニーズに沿って、特色を活かした基盤整備を進めるとともに、地域協働による農地・農業用施設等の維持・管理を通して、地域活力の向上と都市住民との交流を促進するほか、地域を支える人材の育成・確保や地域課題の解決に向けた取組みを促進することにより持続的な農山漁村の保全を目指します。
- 農山村地域の豊かな自然環境や伝統文化、農林水産物などの魅力あふれる地域資源を発掘・活用し、滞在型旅行・教育旅行の推進や都市住民との交流により、関係人口増加に向けた取組みを推進するとともに、農山村地域の魅力発信を通して、交流の深化、移住・定住の取組みを促進します。
- 鳥獣害対策については、地域に寄せ付けない環境づくり、侵入防止柵の設置などの侵入防止、鳥獣の捕獲による地域ぐるみの対策を推進します。

【施策】

1) 農地・農村環境の持続的な保全管理	(1) 多面的機能の維持・発揮 (2) 中山間地域農業の活性化 (3) 鳥獣害対策の推進
2) 農村の活性化	(1) グリーン・ツーリズム、農泊、二地域居住等による関係人口の拡大 (2) 農村の伝統や文化等の継承及び魅力発信

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	多面的機能の維持・発揮活動を行う農用地面積	15,308ha	16,000ha	R7年度の目標値(15,500ha)を基準とし、毎年度約100haの取組面積の増加を目指します。
2	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカによる農作物被害金額	113百万円	78百万円以下	過去5年間の平均被害金額以下を目指します
3	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数	137,200人	149,200人	R6年度の現状(137,200人)を基準とし、年間2,000人の増加を目指します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向4

1) 農地・農村環境の持続的な保全管理

- (1) 多面的機能の維持・発揮
- (2) 中山間地域農業の活性化

- 農山村地域の多様な主体が日本型直接支払制度等を活用して行う、水路や農道、ため池などの保全管理や、植栽などの周辺景観を保全する協働活動を促進し、多面的機能の維持・発揮に努めます。
- 農山村地域における持続的な多面的機能の維持・発揮に向け、都市との交流や外部人材とのマッチングを促進するとともに、地域のリーダーとなる人材育成や外部人材の取込み、県民の意識醸成に取り組みます。
- 農業生産にかかる条件が不利な中山間地域においては、継続的な農業生産活動への支援のみならず、地域コミュニティの持続可能な発展を目指します。

現状と課題

- 農業・農村は、食料を供給する機能のほか、洪水の防止や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承など、多面的機能を有しています。しかしながら、農業者の減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、営農活動や地域活動によって支えられてきた多面的機能の維持が困難な状況となっていることから、農地や農業用施設、農村環境などの保全・管理等について、農業者や地域住民などが協働で行う必要があります。
- 現在、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度を活用し、多くの組織が各地域で活動を行っていますが、農業者の高齢化や減少が進行する中、活動への参加者の減少や組織のリーダーや事務処理を担う人材が不足し、活動自体を継続できない組織も増えています。このことから、リーダーや事務を担う人材、活動への参加者を確保するため組織の広域化や外部人材の取込みを進め、協働活動を継続していく必要があります。
- 農業・農村が有する多面的機能は、広く都市住民にも恵沢をもたらしていますが、混住化の進行により農業・農村への意識低下が進行していることから、都市住民をはじめとする県民の農業・農村が有する多面的機能への更なる理解促進が必要です。
- 気候変動による豪雨の増加で洪水リスクが高まる中、水田の貯留機能を生かす「田んぼダム」が注目されている一方、畦畔や作物への影響への懸念、地域の合意形成の難しさ等が課題となっており、制度の周知と関係者の連携強化が求められています。
- 中山間地域では、不利な生産条件や高齢化により農地の維持管理が困難になっていることから、農業生産基盤と環境基盤の一体的整備や、除草作業の機械化による労力削減が急務となっており、削減により生じた時間を活用し、農産物の加工などにより付加価値創出につなげていく必要があります。

- 中山間地域は平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であるため、担い手の減少、荒廃農地の増加等による多面的機能の低下が懸念されていることから、中山間地域等直接支払制度により、農業生産活動の継続や地域共同で行う多面的機能の維持・発揮につなげていく必要があります。
- すでに中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落においては、集落協定の運営にともなう事務負担や担い手不足による活動継続が危惧されるとともに、高齢化や人口減少に伴い活動参加者数の減少が喫緊の課題となっています。

具体的な施策

(1) 多面的機能の維持・発揮

- 多面的機能支払制度を活用して、農業者をはじめ、自治会など多様な主体が参画し協働で行う、農地や農道、水路、ため池の草刈りや「いでざらい」、景観作物の植栽による周辺環境を保全する活動、水路等の軽微な補修、施設の長寿命化を図るための取組みなどを促進します。
- 既に協働活動を行っている組織については、土地改良区や旧市町単位での合併・併合を推進し、広域化などによる組織の維持・強化とともに、企業や農業支援グループなどの外部人材の受入れを促進します。
- ホームページや SNS を活用した情報発信に加え、将来を担う子供たちや地域外の非農業者を対象に農業体験や環境学習、地域の清掃活動などの機会を提供し、農業・農村が有する多面的機能の理解醸成を促進します。
- 流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の一環として、一時的に雨水を貯留することにより、水田の持つ洪水防止機能の効果的な発揮を図るため、畦畔が強固である基盤整備済みエリア等に対し、説明会の実施や活動状況の横展開等を通して、多面的機能支払制度を活用した「田んぼダム」の取組みを促進するとともに、広く地域の理解醸成を図ります。

(2) 中山間地域農業の活性化

- 中山間地域において、農業生産基盤と環境基盤の一体的な整備を行うとともに、農業生産基盤の整備を行う際は、農地や農業用施設の維持管理が行いやすいよう、長大法面への小段の設置や幅広畦畔などの整備を行い、除草作業を機械化・効率化することにより、維持管理労力を削減し、そこで生じた時間を活用した農産物の加工等による付加価値の創出を支援します。
- 平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域等において、中山間地域等直接支払制度を活用し、集落で活動内容等を定めた「集落協定」に基づく耕作放棄地の発生防止や鳥獣被害の防止などの、継続的な農業生産活動を支援します。
- すでに活動している集落については、参加者による課題等の話し合いを通じて、共同活動を継続できる体制整備が行えるよう、複数の集落協定間のネットワーク化や統合を推進し、事

務負担軽減に向けた取組みや多様な組織が参画する組織づくりを支援します。

- 高齢化や人口減少が顕著な中山間地域については、社会貢献を行う企業や団体とのマッチングを行い、共同活動の人才確保に結び付けるとともに、中山間地域の農業者に対して、将来にわたる農業生産活動の継続を促すため、地域活性化に取り組む組織との意見交換会や後継者向けの視察研修会、特色ある作物の栽培指導を通じて意識造成を図るほか、保全活動面積の拡大や新たに体制整備を行う組織に対し支援を行います。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向4 1) 農地・農村環境の持続的な保全管理 (3) 鳥獣害対策の推進

- ①野生鳥獣への餌付けにつながる耕作放棄地や作物残渣の放置などの防止・地域に寄せ付ける環境づくりのための追い払い、②侵入防止柵の設置などの侵入防止、③有害鳥獣の捕獲の3本柱による地域ぐるみの対策について、市町等と連携して総合的に推進します。

現状と課題

- 令和6年度のイノシシやニホンザルなどの野生鳥獣による農作物被害額は1億7,822万円となっており、平成14年度をピークに平成30年度にかけて農作物被害金額は減少し、ここ数年は平均すると1億1,200万円前後で推移していますが、営農意欲の減退による耕作放棄地の増加要因にもなっており、農山村における生産活動の維持に深刻な影響を与えています。
- 野生鳥獣による農作物の被害は、耕作放棄地の増加や集落コミュニティの弱体化などに伴い、中山間地域のみならず平野部においても広がるなど、県内全域で深刻化しており、一層の対策が求められています。
- これまで、①地域に寄せ付けない環境づくり、②侵入防止対策、③捕獲の3本柱の取組みへの支援を行っており、効果を上げているモデル的な対策の事例も見られます。しかし、ニホンジカによる新たな地域での被害発生やニホンザルの生息域の拡大などもあり、より一層の被害対策を進める必要があります。
- 有害鳥獣捕獲を担う狩猟者や農作物被害が多く発生している地域の高齢化が進んでいることから、捕獲方法や侵入防止対策の効率化が求められています。

具体的な施策

- 侵入防止柵や捕獲資機材を整備する市町の取組みを支援するとともに、侵入防止柵設置後の維持管理についても、市町と連携した啓発や技術的支援を行います。
- 有害鳥獣捕獲については、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカを対象に、国の事業も活用し、効果的かつ効率的な捕獲につなげてまいります。
- 農業改良普及センター、市町等において鳥獣被害防止に関する専門的知識を有する指導者の育成を図るとともに、「香川県農作物獣害対策指導の手引き」を活用した研修会等の実施により、地域住民の知識や技術の向上を図り、将来にわたって地域での鳥獣被害防止対策を実践する中心的な役割を担うリーダーやモデルとなる集落の育成を推進します。
- これまで設置してきた侵入防止柵の情報や有害鳥獣による農作物被害データ、捕獲データのほか、生息調査の結果等を活用し、GISシステムと連携した分析を行い、効果的かつ効率的な被害防止対策に取り組みます。
- 捕獲及び侵入防止柵の設置後の管理等について、ICT等を活用した遠隔監視や捕獲データの

収集・分析等による見回作業の省力化など、スマート鳥獣被害対策の普及を推進します。

基本方針Ⅱ 農村を守り、地域を支える農業の推進

展開方向4	2) 農村の活性化 (1) グリーン・ツーリズム、農泊、二地域居住等による関係人口の拡大 (2) 農村の伝統や文化等の継承及び魅力発信
-------	---

- 農山村地域の豊かな自然環境や農産物等の地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム、農泊などにより都市住民との交流を促進し、関係人口を創出・拡大する取組みを推進するとともに、地域連携により農山村地域における雇用機会の創出や所得向上を目指します。
- 美しい農村風景の写真コンテストの実施やソーシャルメディア等を通して、都市住民や移住希望者等に広く本県農業・農村の魅力を情報発信します。
- 棚田地域においては、「棚田地域振興計画」に基づき、棚田の保全や棚田を核とした地域振興を推進するとともに、後世にも継承していきたい資産の一つとして認定を行った美しい棚田「さぬきの棚田20選」をはじめとする棚田地域の良好な景観を保全し、棚田の魅力を情報発信します。
- 農山村地域での体験や交流、魅力発信を通じて交流人口、関係人口の増加を促進し、二地域居住等の農山村地域における人口増加につなげます。

現状と課題

- 農村の過疎・高齢化が進行する中、農村には豊かな自然環境や伝統文化、農産物などの魅力ある地域資源が存在しています。これら地域資源を活かしながら、農村を舞台として新たな価値を創出し、農村の所得向上と地域の活性化を図っていくため、地域資源の掘り起こしや地域が連携した受入体制の整備により、グリーン・ツーリズムや農泊を推進する必要があります。
- これまで、グリーン・ツーリズムや農泊の推進は、実践者の掘り起こしやスキルアップ、情報発信を中心に行っていましたが、農山村地域の所得向上につながるよう、地域が連携して地域資源を生かした旅行商品の造成につなげていく必要があります。
- 瀬戸内国際芸術祭の開催を契機として、今後も本県を訪れる外国人観光客や団体旅行者が見込まれることから、農山村地域の関係人口や交流人口を増加させるために、グリーン・ツーリズムや農泊においてインバウンドに対応した受入体制を整備するとともに、地域連携による団体旅行者を呼び込む必要があります。
- 中山間地域等において、地域の課題を認識し、持続的に農山村地域を守っていくため、都市と農村の交流などの地域住民が主体となって行う活性化活動が自立していくまでの継続した支援が必要です。
- 農業・農村の魅力の発信については、地域の実践者の情報発信により個別の呼込み成果を上げているものの、県として、広域的な認知拡大や地域資源の魅力について、より一層の情報

発信を行う必要があります。

- 人口減少、高齢化が進む農山村地域の人口増加のためには、将来的に二地域居住や移住、定住につなげていく必要があります。
- 農山村地域から都市部への人口流出により、農業の現場や自然環境に触れる機会が著しく減少しており、ため池等の農業用施設は、地域の歴史や暮らしと密接に関わる重要な資源であるにもかかわらず、その価値が十分に認識されていないため、農村の伝統や文化等の継承及び魅力を発信する必要があります。
- 頗著に高齢化・人口減少する中山間地域等においては、農村の魅力を発信し、農業・農村が持つ多面的機能を再評価してもらうとともに、興味を持つ多様な人材の参画を促進する必要があります。

具体的な施策

(1) グリーン・ツーリズム、農泊、二地域居住等による関係人口の拡大

- グリーン・ツーリズム実践者の掘り起こしや、農林漁家民宿の開業希望者に対する、ワンストップ窓口による関係法令の許認可に必要な手続きの支援、消防・防火施設やトイレの改修、Wi-Fi 環境の整備などの支援を行うとともに、グリーン・ツーリズム、農泊の実践者に対して、地域資源を活用した交流促進活動や農業体験等の実施を支援します。
- グリーン・ツーリズムや農泊の実践者に対し、今後さらなる増加が見込まれるインバウンド需要に対応した各種研修会を開催することで実践者のスキルアップを図るとともに、先進地域との意見交換会により実践者の意識醸成や先進的な取組みの横展開につなげます。
- 実践者や有識者、観光担当部局などと連携を強化し、グリーン・ツーリズムや農泊の推進体制を整備するとともに、農村滞在型旅行・教育旅行・スポーツ合宿などの団体旅行を地域ぐるみで受け入れ、宿泊・体験などを通じて農山村地域の所得向上につなげることにより、持続可能な取組みとします。
- 中山間地域等で農業・農村の魅力ある地域資源を活用し、地域住民が主体的に行う地域活性化活動に対し支援を行い、地域の特色を活かした活性化イベントを行うことなどにより、農山村地域と都市部との交流を促進します。
- 四国 4 県が広域的に連携し、スケールメリットを活かして都市部での交流イベントやキャンペーン等についてグリーン・ツーリズムや農泊を PR するとともに、観光担当部局と連携しながらホームページや SNS、各種広報活動により県内農村の魅力を情報発信し、交流人口や関係人口の増加につなげます。
- 関係人口、交流人口増加の取組みを通じて、農業・農村の魅力を発信し、継続した交流活動を行うことで二地域居住等や移住・定住の取組みにつなげます。

（2）農村の伝統や文化等の継承及び魅力発信

- 都市部の小学生を対象としたため池等の農業用施設を見学する体験学習とともに、農山村地域と多様な形で関わるファン層を獲得するため、美しい農村風景の写真コンテスト・作品展示会の開催、地域独自に工夫した棚田ライトアップなどを通して、本県農業・農村の魅力を情報発信します。
- 「さぬきの棚田 20 選」地域に代表される中山間地域や棚田地域においては、社会貢献企業・団体とのマッチングを促進し、地域での取組状況を情報発信するとともに、団体と地域との連携を強化し、継続した保全活動を通して、地域資源を活用した新たな価値創出や伝統文化の継承につなげます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 農産物の安定供給

- 主食用米については高温耐性のある多収性品種等の導入を進め、安定的に生産量を確保します。
- 県産農産物の消費拡大につなげるため、旬の農産物の情報発信や学校給食での利用促進を図ります。また県民に農業について、より理解してもらうため、全世代を対象とした食育・花育を推進します。
- 訪日客の消費を本県に呼び込み、県産農産物や食品産業の消費を拡大するための仕組みづくりを行います。
- 老朽化が進む各種集出荷施設などの再編整備等を支援します。
- 農業生産にかかるコストを適切に価格転嫁できる仕組みの普及・啓発を図ります。

【施策】

1) 安定した食料システムの確立	(1) 主食用米等の安定供給 (2) 地産地消の推進
2) 全世代を対象とした食育・花育の推進	
3) インバウンドによる食関連消費の拡大	
4) 流通の合理化・効率化	(1) 集出荷施設などの再編 (2) サプライチェーンの効率化
5) 合理的価格の形成を啓発・普及	

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	かがわ地産地消協力店の登録店舗数	401 店舗	491 店舗	年間 15 店舗（直近 5 年間の実績）の登録を目指します。
2	CE・集出荷施設の機能強化・再編数	0 施設	累計 6 施設	JA 香川県の CE 及び集荷場再編計画に基づき、施設の再編等を目指します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1	1) 安定した食料システムの確立 (1) 主食用米等の安定供給
--------	------------------------------------

- 主食用米については、高温耐性のある多収性品種の導入を進め、安定的に生産量を確保します。
- 主食用米の作付面積を確保するため、主要な農作業を受託するための農業用機械の整備を支援します。

現状と課題

①主食用米

- 耕地面積の7割の生産を支えてきた小規模な兼業農家の高齢化や本県特有の水利慣行により、担い手への農地集積が進みにくうことから主食用米の作付面積は減少しています。
- 本県の主食用米の単収は、全国平均より40kg/10a(7%)程度低く、また温暖化等により主食用米の1等米比率は2割程度と、全国平均より大幅に低い状況で推移しており、単収と品質の向上が課題となっています。
- 主食用米60kgあたり生産コストは、労働費・機械費がともに全国平均の1.6倍と高くなっているなど、小規模な生産者にとって、生産コストの負担は大きくなっています。機械費の低減等による作付面積の維持が課題となっています。

②麦類（再掲）

- 生産拡大による需給のミスマッチが生じないよう、需要に応じた生産が求められています。
- 麦類の赤かび病は、人畜に有害なかび毒「DON（デオキシニバレノール）」や「NIV（ニバレノール）」の原因となることから、実需者からは、赤かび病防除などの徹底が求められています。

具体的な施策

①主食用米

- 単収の向上を図るため、高温耐性のある多収性品種の導入に向けた検証や普及を進めます。また、病害防除の労力軽減に向け、病害抵抗性品種を導入します。
- 小規模な生産者や新規に水稻生産を始めた生産者を対象として、栽培技術の基礎から学べる営農講座などにより栽培技術の習得を進めます。
- 農業機械銀行や担い手等が主要な農作業を受託するために必要な高性能な農業機械の導入を支援することにより、農作業受託を促進し、小規模生産者の作付面積の減少を抑止します。

②麦類（再掲）

- 香川県麦民間流通地方連絡協議会などの産地と実需者の意見交換を踏まえ、需給バランスをとりつつ、需要に応じた品種の生産を促進します。

- ドローンを活用した赤かび防除の徹底などにより、省力化を図りつつ、安心・安全な麦類の生産を進めます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1	1) 安定した食料システムの確立 (2) 地産地消の推進
--------	---------------------------------

- 食と農のつながりを深めるため、かがわ地産地消協力店などでの旬の農産物の情報発信や、学校給食での県産農産物の利用促進など、地産地消を推進し、県産農産物の消費拡大に繋げます。

現状と課題

- 地産地消は、県民への食の安定供給や、農業所得の向上に繋がることから、県産農産物を積極的に取扱う小売店や飲食店などを「かがわ地産地消協力店」として401店舗登録（令和6年度末現在）するなど、地産地消を推進してきました。
- 県民の地産地消に対する認知度は高い一方で、県産にこだわって購入している県民の割合は低い状況にあることから、さらなる地産地消の実践につなげるため、県産農産物を利用しやすい環境を充実させる必要があります。
- 学校給食への県産農産物の利用率は、50%前半（金額ベース）と横ばい傾向であることから、さらなる県産農産物の利用拡大を進める必要があります。

具体的な施策

- 量販店や飲食店を中心に県産農産物の利用を促すため、「かがわ地産地消協力店」の登録を促進するとともに、協力店に対し、旬の県産農産物や、生産者などの情報を提供するほか、PRフェアを開催するほか、協力店に「かがわ農商工連携ビジネスネットワーク」への登録を促すなど、県産農産物の利用拡大を図ります。
- 「かがわ地産地消協力店 GUIDEBOOK」を作成し、主要駅やホテル等で配布するとともに、県のポータルサイト「讃岐の食」等で、旬の県産農畜水産物や、オンライン販売などお取り寄せが可能な生産者等の情報を発信します。
- 新たに、県産農産物の利用促進や食育に先導的に取組む事業所等と連携し、「働き盛り世代」が地産地消に取り組める環境づくりを推進します。
- 学校給食において、県産農産物を「生きた教材」として活用することは、食育に重要な役割を果たすことから、学校給食における県産農産物の利用と情報発信に取り組む市町等を支援します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 2) 全世代を対象とした食育・花育の推進

- 農産物の持続的な供給を確保するため、県民に農業について、より理解してもらい、日々の購買行動によって支えていただく「行動変容」につなげられるよう、子どもから大人までの全世代を対象とした食育を推進します。
- 生産者と連携し、地域の小学校や保育所・こども園での花育や、各種イベントでの花飾り等を実施し、花への親しみを醸成するとともに、花き産業への理解を深めます。
- 花と緑に触れ合う、憩い・学びの場として、園芸総合センターの更なる整備・充実に取り組みます。

現状と課題

- 農業が身近にない消費者が増え、食卓と農業の生産現場の間に隔たりが生じていることから、幼少期から、県民の食を支える農業への理解を深めてもらうことが必要です。
- 単身世帯が増加するなど生活環境の変化に伴い、食に関する経済性志向、簡便化志向が深まる傾向にあり、若年層における野菜や果実類の摂取減少、中高年層における米の消費減少など、大人の食生活は大きく変化しています。
- 食育に关心を持つ県民の割合は、近年伸び悩んでいる現状を踏まえ、県民の食と農業に対する理解を醸成し、子どもから大人までの全世代で「行動変容」を促していく必要があります。
- 花きの世帯当たりの年間支出金額及び購入頻度は、新型コロナウイルス蔓延時に家庭需要が増加したため、一時期増加しましたが、現在は蔓延前の水準になっています。また、花きの消費は仏花用の購入が多いシニア世代に支えられており、若い世代への一層の消費喚起が求められています。
- 園芸総合センターは、令和6年度に「花と緑に触れ合う、憩い・学びのさぬきフラワーガーデン」として一部施設の改修や展示内容の刷新などのリニューアルを実施したところであり、県民への花に関する研究成果の情報発信機能の強化や、花き産業の振興に向けて、さらなる展開を図っていく必要があります。

具体的な施策

- 子どもたちが、地域の食文化や農業に対する理解を深め、農業に対する感謝の念を育むためには、学校給食における県産農産物の活用が重要であることから、市町等と連携して、学校給食における県産農産物の利用拡大を通じて「食育」を推進します。
- 市町教育委員会に県産農水産物の産地や栄養情報を提供して、学校給食の献立表や給食だよりに記載を促すほか、生産者と連携して食育授業などを開催するなど、食に関する知識を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育む食育活動を支援します。

- その際、生産者と連携して、農業を職業という面でとらえ、これを実体験することにより、「食」と「職」を合わせて興味を持っていただく取組みを促進します。
- 食生活の改善と県産農産物の消費拡大を促すため、社員食堂や学生食堂等で県産農水産物を積極的に利用している事業所等と連携し、大人の食育を推進します。
- 公共施設や各種イベントにおける花きの活用を推進するとともに、生産者と連携して児童、生徒等に対する花きを活用した花育を実施します。
- 「全国高校生花いけバトル」やフラワーフェスティバル等の花きを活用したイベント等により、花きの需要拡大に取り組みます。
- 園芸総合センターの目指すべき姿を示した整備基本計画に基づき、幅広い年齢層に快適に滞在していただける、花の研究成果の展示・情報発信拠点としての整備に取り組みます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 3) インバウンドによる食関連消費の拡大

- 令和6年には訪日客数及び消費総額が過去最高を記録するなど、インバウンド市場が拡大する中、訪日客の消費を本県に呼び込み、県産農産物や食品産業の消費を拡大するための仕組みづくりを行います。

現状と課題

- インバウンドによる食関連消費は、日本の食に対する海外からの需要という点で、輸出と同様に我が国の農林水産業や食品産業の一助となっており、近年のインバウンド市場の拡大は、本県の食や食文化の魅力を海外に発信していく好機となっています。
- 本県における令和6年度の外国人旅行者数は33万4千人、旅行消費額も237億円と過去最高となる中、本県農業・食品産業の「海外からの稼ぐ力」を強化するには、輸出に加え、インバウンドによる食関連消費を拡大していくことが重要です。
- 瀬戸内国際芸術祭の開催を契機として、今後も本県を訪れる外国人観光客が見込まれることから、インバウンドに対応した受入体制を整備し、外国人観光客を呼び込む必要があります。

具体的な施策

- 本県の食や、景観などの資源を生かした農泊を推進するとともに、「かがわ地産地消協力店GUIDE BOOK」や、県のポータルサイト「讃岐の食」などを多言語化することにより、地域の食文化と農林水産物の魅力を海外に一体的に発信し、海外から本県の農村への誘客を促進します。
- 地域の食文化とそれを支える農林水産業の魅力を海外へ一体的に発信するため、国のSAVOR JAPAN（全国43地区）に認定されている「さぬき地域」として、地域を代表する郷土料理「さぬきうどん」をはじめ、「オリーブ牛」や、「カンカン寿司」など、さぬきの食を情報発信します。
- グリーン・ツーリズムや農泊の実践者に向けたインバウンド受入研修や体制整備を実施することで、農山村地域への外国人観光客の円滑な受入れに取り組むとともに、県産農作物に触れる農作業体験や共同調理による郷土料理の提供等を通じて、さぬきの食に関する体験機会の提供を促します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 4) 流通の合理化・効率化 (1) 集出荷施設などの再編

- 米の持続的な集荷・乾燥調製施設の運営が図れるよう、JA香川県の施設再編整備を支援します。
- 老朽化が進むJA香川県の青果物集出荷施設の再編整備を支援するとともに、系統外の流通についても整備を支援します。
- 老朽化が進む食肉処理施設、鶏卵GPセンターを中心とする畜産関連施設について、事業者の実施する流通の合理化・効率化に資する整備を支援します。

現状と課題

- 主食用水稲の作付面積は減少傾向にあり、JA香川県では集荷・乾燥調製施設の安定的な運営が困難となっていることから、カントリーエレベーター再編実行計画の実現に向けて、再編後の施設規模や荷受ける品種を検討していくことが必要です。
- 野菜や果物の生産量が減少する中、JA香川県では、老朽化が進む既存の集出荷施設の再編が計画されていますが、荷待ちや荷役時間短縮による物流の効率化が図られるよう、再編後の施設規模や必要な機能を適切に計画する必要があります。
- JA系統外の農業法人は、自ら集出荷施設を整備していますが、近年は有利販売と物流の効率化のため、鮮度保持機能が高い新たな施設整備が課題となっています。
- 県内の食肉処理施設及び鶏卵GPセンターは老朽化に伴う施設更新が課題となっており、早期に整備する必要があります。
- その他の集出荷や加工に係る畜産関連施設についても、老朽化、人材不足や運営経費の増加等により合理化・効率化が課題となっています。

具体的な施策

- 「JA香川県カントリーエレベーター再編実行計画」に基づくカントリーエレベーターの再編整備を支援し、JA香川県など関係機関と連携して、受益地区における適正な施設規模や品種構成を検討します。
- JA香川県集荷場再編実行計画に基づく青果物集出荷施設の再編整備にあたり、物流の効率化が図られるよう施設の利用計画の策定を支援するとともに、系統外の流通についても、有利販売と安定出荷つながる集出荷施設の整備を支援します。
- 食肉処理施設については、国の事業を活用し、再編統合を図るなど、関係者間の意見を集約し、整備を支援します。
- 鶏卵GPセンター、その他の集出荷や加工に係る畜産関連施設について、生産者及び事業者が効率よく利用できるよう、流通の合理化・効率化に資する整備計画を支援します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 4) 流通の合理化・効率化 (2) サプライチェーンの効率化

- 流通に要する荷役作業・荷待ち時間の短縮を図るために、手積みからパレット輸送への切り替え、台車の導入、資材規格の統一等、流通の効率化の取組みを支援します。
- 共同輸送と組み合わせた流通拠点の構築等、流通の合理化を推進する取組みを支援します。
- 受発注情報等の流通情報のデジタル化や流通情報システム間のデータ互換性等の環境整備の取組みを推進します。

現状と課題

- 「物流 2024 年問題」によるドライバー不足や、燃料費の高騰等により、物流コストは上昇しております、関東や近畿圏等の主要な出荷先への輸送手段の確保が難しい状況となっています。
- 農林水産省では「青果物物流標準化ガイドライン」、「花き流通標準化ガイドライン」を策定し、パレット・台車や各伝票の標準化・データ連携を進めていますが、青果物では、現行のパレットサイズに最適化された包装容器（段ボール箱）が標準化パレットに合わずトラック積載率の低下を招くことや推奨されるレンタルパレット利用による物流費増加が、花きでは、市場ごとの荷受けシステムや産地ごとに規格が異なることなどが、物流上の課題となっています。
- 花きの流通については、以前から市場間の転送が行われており、関東や関西の主要市場を中心して地方へ送られており、効率的な輸送を妨げる要因のひとつとなっています。

具体的な施策

- 流通に要する荷役作業・荷待ち時間の短縮を図るため、標準規格のパレット・台車の利用や、荷役に係る作業時間の短縮、段ボール箱等の資材規格の統一など、流通の効率化の取組みを支援します。
- 輸送コストの低減のため、他品目との混載による積載率の向上や共同配送による輸送の効率化、共同輸送と組み合わせた流通拠点の構築等、流通の合理化を推進します。
- 受発注時間の短縮や販売動向の把握、在庫管理を容易にするため、受発注情報等の流通情報のデジタル化、API 等のデータ連携基盤の活用による市場ごとの荷受けシステム間のデータ互換性等の環境整備の取組みを推進します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 1 5) 合理的価格の形成を啓発・普及

- 農産物を持続的・安定的に供給するため、食料システム全体で、農業生産資材や原材料など、農業生産にかかるコストを適切に価格転嫁できる仕組みの普及・啓発を図ります。

現状と課題

- 農業生産資材や原材料の価格高騰は、農業者の経営コストに直結し、最終商品の販売価格に転嫁できなければ、農産物の持続的かつ安定的な供給の基盤を揺るがしかねません。
- 国においては、改正食料・農業・農村基本法において、食料の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう必要な施策を講ずること等が明記されたほか、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（食料システム法）が成立しました。
- 現在、生産や流通に係るコストが上昇するなか、農産物の持続的な供給を実現するためには、食料システムの各段階でコストを把握・明確化したうえで、これを適切に価格へ転嫁するなど、生産から消費に至る食料システム全体で、合理的費用が考慮される仕組みを構築する必要があります。

具体的な施策

- 農業者をはじめとする売り手がコスト構造を把握して、買い手に説明できるようにすることで、コストの実態について消費者の理解を得ながら、食料システム全体で合理的な費用を考慮した価格形成が行われるよう、環境整備を進めます。
- 具体的には、食料システム法で規定される食料全般の取引を対象とした事業者の努力義務（①価格交渉があった場合、誠実に協議、②商習慣の見直し等の提案があった場合、検討・協力）や、国が作成する、生産者等の売り手が価格交渉の材料にできるコスト指標について、国と連携して、農業者をはじめ関係団体への周知を図ります。
- 持続的な食料システムの確立のためには、生産者等の売り手と小売業者等の買い手との間でコストを考慮した取引が行われることに加え、消費者からコストの実態への理解や支持を得ることが不可欠であるため、消費者に生産等の現場の実情やコスト高騰の背景などについて啓発を図ります。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2 食の安全・安心の推進

- GAPによる生産工程管理を推進し、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底等により、農畜産物の安全性を確保します。
- 農場HACCPに取り組み、定期的な検証・改善を継続することで、飼養衛生レベルを向上させ、畜産物の安全性を高めます。
- 鳥インフルエンザや豚熱等、家畜伝染病の発生予防対策として農場への飼養衛生管理基準の遵守等指導を行うとともに、発生時に備えまん延防止対策の実施について体制を強化します。

【施策】

1) GAPなど生産工程管理の推進	
2) HACCPなど食品衛生管理の推進	
3) 防疫体制の整備	(1) 家畜伝染病の発生予防等の強化 (2) 病害虫対策の推進

【指標】

番号	指 標	現 状 (R6)	目 標 (R12)	目標の考え方
1	GAP指導員による指導・助言を行った農家数	99 件 (R5 年度)	104 件 (R8～R12 年度年平均)	育成した GAP 指導員による指導・助言により、農家の生産工程管理レベルを向上させ、安全性を高めます。 (畜産 GAP 含む)
2	飼養衛生管理指導等計画に定める重点的指導事項の遵守率	95.7%	100%	全ての対象農場で遵守を目指します。 (遵守農場数合計(延) / 対象農場数合計(延))

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2 1) GAP など生産工程管理の推進

- 県民の農産物に対する安全・安心への関心が高いことから、GAP による生産工程管理を推進し、農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底をはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性の確保に努めます。

現状と課題

- 消費者の食の安全・安心への関心が高まっており、農薬の適正使用の徹底をはじめ、持続可能性の確保や、消費者の信頼性の確保等に寄与する国際水準の GAP (農業生産工程管理) の推進を図るなど、生産から消費に至る各段階における安全性の確保が求められています。

具体的な施策

- 農産物の食品安全や労働安全などへの取組みを支援するため、GAP の意義や内容についての理解を深めるとともに、国際水準 GAP の実践を支援します。また、農業改良普及指導員を GAP 指導員として育成し、指導力強化を図るとともに、農業改良普及指導員の現場指導力を活用し、生産者、生産組織等への啓発資料の配布や講習会の開催等を通じて GAP の取組みを促進します。
- 農業高校や農業大学校などの教育機関での、GAP に対する理解を深める授業や講義を行うとともに、生徒や学生が主体となった GAP 認証取得に向けた取組みを支援します。
- 生産現場における農薬の安全使用の指導徹底を図るため、「県病害虫雑草防除指針」の作成や防除暦の監修を行うとともに、農薬の販売者や使用者に対して適正な管理を指導し、農薬適正使用を推進します。
- 生産農家において、農薬や動物用医薬品を正しく使用するとともに、使用記録を保存し、農産物や家畜の出荷前に確認するよう指導します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2 2) HACCP など食品衛生管理の推進

- 県民の農畜産物に対する安全・安心への関心が高いことから、農場 HACCP における定期的な検証・改善を支援することで、衛生レベルを向上させ、畜産物の安全性を高めます。
- 食品の衛生管理レベル向上のため、HACCP に沿った衛生管理が適切に実施できるよう、食品衛生監視員の育成に努めます。
- 米や米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するため、米トレーサビリティ制度の適切な運用を図ります。

現状と課題

- 畜産物の安全性確保のため、生産現場である畜産農場で発生し得る危害を防止する、農場 HACCP の取組みが求められています。
- 食品の安全性の確保については、「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づき、令和 2 年 6 月から HACCP（危害分析重要管理点）に沿った衛生管理が義務化されたことから、生産者、製造者及び流通業者自らが衛生管理の向上を図り、適切な衛生管理を実施する必要があります。
- 米や米加工品に問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するための米トレーサビリティ制度については、その制度自体を知っている事業者が半数に満たず、適切な運用を図るためにの取組みを進める必要があります。
- 消費者の安全・安心志向に応える観点から、農薬等の適切な管理を推進するとともに、農産物の農薬残留事故発生の際に、迅速に適正な処置がとれるようなリスク管理体制の整備に努める必要があります。
- 県民の農産物での残留農薬等に対する不安を払しょくするため、精度の高い検査が求められています。

具体的な施策

- 畜産農家における、農場 HACCP に沿った衛生管理プログラムの構築及び定期的な検証・改善について指導・助言を行います。
- 生産者等に対し、自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的の衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理が適切に実施できるよう、計画的な監視指導や講習会の開催を行うとともに、HACCP に沿った衛生管理を指導・助言する食品衛生監視員の育成研修を実施します。
- 米トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、同法に基づく取引記録の作成・保存、产地情報の伝達が行われるよう、米穀業者等への普及啓発、計画的な巡回調査及び指導監督を実施します。

- 残留農薬等の検査技術の向上や検査機器の整備に努めます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向 2	3) 防疫体制の整備 (1) 家畜伝染病の発生予防等の強化
--------	----------------------------------

- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生予防のため、広報紙や研修会等の開催による農場への情報提供に加え、飼養衛生管理基準の遵守に向けた対応や、野生動物等による病原体の侵入防止対策の強化について指導します。
- 県内の野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱の状況把握のため、捕獲野生イノシシ及び死亡イノシシの豚熱検査を実施します。
- 県内への家畜伝染病の病原体侵入リスク低減のため、空港における靴底消毒を実施します。
- 発生時に備え、説明会や防疫演習を実施するとともに、防疫作業に必要な資材等を備蓄し、迅速な防疫対応及び周辺へのまん延防止対策を実施します。

現状と課題

- 国内では、高病原性鳥インフルエンザは令和2年以降毎シーズン、豚熱も平成30年の発生以降散発的に発生が継続している状況です。
- 国内未発生のアフリカ豚熱は、人や物の交流の多い、隣国の韓国で発生が確認されていることから、国内への侵入リスクは一層高まっています。
- このような状況から、県内への病原体の侵入リスク低減のための対策や、農場への侵入防止対策、発生時のまん延防止対策を図ることが重要となっています。

具体的な施策

- 広報紙や研修会等により、家畜の飼養者や関係者に対し、最新情報の提供に努めるとともに、家畜伝染病発生予防のための飼養衛生管理基準の遵守に向け、農場への具体的な指導を実施するとともに、新たなウイルス侵入防止対策の促進を図るほか、家畜の飼養者に対し、異常家畜の早期発見と早期通報の徹底について、継続的に指導します。
- 捕獲野生イノシシにおけるサーベイランス検査を実施し、豚熱ウイルスの浸潤状況確認及びアフリカ豚熱が侵入していないことを確認します。
- 空港における靴底消毒を継続することにより、家畜伝染病の侵入及びまん延リスクの低減を図ります。
- 県内最大規模の養鶏農場での発生時における防疫措置に必要な備蓄資材等について、定期的な更新等を実施し、鳥インフルエンザ発生時の迅速な対応に備えます。
- 動員者への説明会の開催や、農場からの異常家畜通報時の家畜保健衛生所及び関係者の情報伝達等に関する訓練などの防疫演習を実施することで、発生時の対応を円滑に実施し、まん延防止を図ります。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向2 3) 防疫体制の整備 (2) 病害虫対策の推進

- 「香川県病害虫雑草防除指針」に基づき、生産現場において効率的かつ適正な防除を推進するとともに、新たに病害虫が発生した場合は「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき対応します。
- フェロモントラップなどによる侵入警戒調査や発生予察を行い、発生予測に基づいた的確な防除を実施するとともに、侵入病害虫については農業試験場において新たな防除技術の開発を行うとともに、発生状況に応じてホームページやSNSを活用した病害虫発生予察情報の情報発信を行います。

現状と課題

- インバウンドによる人や物の往来の増加および気流の変化や暖冬といった気候変動により、海外から病害虫が侵入、定着するリスクが高まるとともに、既存病害虫の発生量や発生パターンが変化していることから、病害虫が発生した場合の迅速な対応が求められています。
- 特に、近年はカメムシ類の発生が多く、カンキツやカキ、ブドウなどの果樹や水稻の品質及び収量の低下を招いています。いずれも気候変動が大きく影響しており、高温による越冬世代と発生世代数の増加がその一因とされます。さらに、休耕地・雑草地・放棄地といった防除圧のかからないエリアの拡大はカメムシ類の発生を助長しています。水稻では早生から晩生まで幅広い作型が同一地域で栽培され、防除適期が作型によって異なることから限局的な防除となっている場合があります。

具体的な施策

- 農作物の病害虫対策としては、「県病害虫雑草防除指針」の作成等により、生産現場での効率的かつ適正な防除を図るとともに、新たに病害虫が発生した場合は、「香川県未侵入病害虫発生時における対応マニュアル」に基づき、速やかに県内全域を対象とした発生状況調査を行い、発生を認めた場合には緊急防除などの対応を行います。
- フェロモントラップなどを用いた病害虫の積極的な侵入警戒調査を行い、発生予測に基づいた的確な防除を実施するとともに、農業試験場において新たな防除技術の開発を行います。
- カメムシ類の防除対策としては、病害虫防除所における発生予察に基づくカメムシ類の発生時期及び量の把握と効果的な防除時期の検討を行い、地域一体となった適期防除が行われるよう農業改良普及センターやJAなど関係機関が連携した情報提供や現地指導の徹底に努めます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向3 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 農業を持続可能なものとするため、農業が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者・消費者等の関係者・団体の理解と相互連携のもと、温室効果ガスの排出削減や、生物多様性の保全、環境にやさしい食料の流通・消費などを通じ、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進します。
- 畜産農家から排出される家畜排せつ物を原料とする優良堆肥や肥料について、耕種農家の利用を促進して、資源循環型農業を推進します。
- 家畜排せつ物由来の堆肥を利用した飼料作物の生産を拡大し、「耕畜連携」を推進します。

【施策】

1) 耕畜連携による資源循環型農業の推進	(1) 家畜排せつ物等の有効利用 (2) 県産飼料の生産・利用を推進
2) みどりの食料システムの普及 (GX)	(1) みどり認定制度の推進 (2) 環境負荷低減技術の普及・定着 (3) 環境にやさしい農産物の販路開拓と理解醸成

【指標】

番号	指標	現状 (R6)	目標 (R12)	目標の考え方
1	耕畜連携マッチングによる青刈りとうもろこし作付面積	45ha	100ha	年間約 9ha の拡大を目指します。
2	みどり認定者数	64 経営体	256 経営体	年間 32 人（直近 2 年間の実績）の増加を目指します。
3	公的分析機関における精密な土壌測定診断件数（累計）	6,566 検体 (R2～R6 年度)	7,200 検体 (R8～R12 年度)	直近 5 年間の堆肥を含む測定診断は場検体総計 6,566 検体を基準とし、検体数 7,200 検体診断件数の約 1 割増加を目指します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向3 1) 耕畜連携による資源循環型農業の推進 (1) 家畜排せつ物等の有効利用

- 畜産農家が供給する家畜排せつ物等を耕種農家のニーズに沿った均一な堆肥や肥料の生産につなげるとともに、耕種農家が継続して利用できる仕組みを構築することにより、資源循環型農業を推進します。

現状と課題

- 化学肥料の原料はほぼ全量を輸入に頼っており、資源も偏在していることから、世界情勢によって輸入が停滞するおそれがあること、化学肥料の使用により県内土壌の化学性の著しい変化も指摘されていることから、本県においては、家畜排せつ物等の有機質資源を有効に活用した土づくり、化学肥料使用低減を推進しています。
- 耕種農家と畜産農家が連携し、堆肥等を有効に活用していくためには、耕種農家のニーズに沿った均一で高品質な堆肥や肥料を生産することが求められています。
- 生産者の高齢化に伴い、労働負荷の大きい堆肥の散布が難しくなっているとともに、散布時から散布後にかけての悪臭クレーム回避も課題となっています。

具体的な施策

- 畜産農家から供給される家畜排せつ物等を有効活用し、優良堆肥または堆肥を原料とする耕種農家が使用しやすい混合堆肥複合肥料の生産を目指します。
- 堆肥散布、土壤混和、堆肥由来のNPK成分と肥効を勘案した肥料設計の提案などを行うとともに、堆肥等を活用した水稻の生産コスト低減の取組みを支援します。
- 総合的な耕畜連携・土づくり推進のための仕組みを構築するため、耕種農家、畜産農家、JA香川県、肥料会社と行政によって構成される、「香川県耕畜連携・土づくり推進協議会」で具体策を検討します。
- 堆肥散布作業を請け負う農業支援グループ等の設立を促すとともに、地域計画の実現に向けて、農業支援グループが農作業支援を実施するために必要な堆肥散布機等の整備を支援します。
- 家畜排せつ物等を肥料利用するための施設整備を支援します。
- 畜産農家等が独自で実施する優良堆肥の生産や利用促進への取組みに対して、支援します。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向3	1) 耕畜連携による資源循環型農業の推進 (2) 県産飼料の生産・利用を推進
-------	---

- 海外依存から脱却し、輸入原料に依存しない国産飼料を確保し、安定的に生産・供給できる体制の構築を図るため、地域において耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する取組みである「耕畜連携」を推進し、持続的な国産飼料の生産・利用の拡大を推進します。
- 生産コストの低減に向け、青刈りとうもろこしなど飼料用作物の生産拡大に取り組むとともに、需要に見合った飼料作物が生産されるよう努めます。

現状と課題

- 國際情勢や為替の影響などにより配合飼料や乾牧草などの、飼料の価格高騰が長期に及んでいる状況の中、飼料作物生産は畜産経営による自給生産が主体でしたが、畜産経営の規模拡大に伴い、耕種農家やコントラクター等が生産した飼料の利用が進展しています。
- 耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜排せつ物に由来する堆肥を農地に還元する耕畜連携の取り組みが食料安全保障の観点から重要であることから、県では令和5年度から耕畜連携マッチングチームを立ち上げ、畜産農家と耕種農家との飼料ニーズのマッチングを行うなど、耕畜連携を推進しており、水田を活用した飼料作物の作付面積は増加しています。
- 生産者の高齢化への対応や労働負荷低減の対応策として、特にWCS用稻の生産が拡大してきましたが、米価の高騰で主食用米への転作が進むことにより生産面積の減少が見込まれており、需要に見合った生産が必要です。
- 飼料用水稻については、主食用米と同様に生産コストが上昇しているため、安定的な生産のためには生産コストを低減していく必要があります。

具体的な施策

- 耕畜連携マッチング等により、需給調整を行いながら、輸入飼料に依存しない飼料の生産・利用を推進することにより、安定的に国産資材を確保するとともに、耕種・畜産農家双方の収益性向上や生産コスト削減を図ります。
- 水田等を活用した青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の作付面積拡大や飼料作物の単収增加及び栄養価の向上に努めます。
- 既存施設の利活用や新たな施設・機器導入へのニーズに対し、飼料生産拡大に必要な施設や機器の整備を支援します。
- 飼料作物の収穫や運搬を行うコントラクターの取組みや、耕畜連携を円滑に行うための作業体系の確立や組織的な取り組み等を支援します。

- 飼料用米における、専用品種・多収品種の導入・定着、直播栽培等の省力化技術の導入を推進するとともに、耕種農家と畜産農家の需給のマッチングにより、WCS用稻を含む飼料用水稻の需要に見合った生産がなされるよう努めます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向3	2) みどりの食料システム(GX)の普及 (1) みどり認定制度の推進
-------	--

- 環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、環境負荷低減活動に取り組む農業者及び農業者組織を認定する「みどり認定制度」を推進します。

現状と課題

- 国では、新たな「食料・農業・農村基本法」の基本理念に「環境と調和のとれた食料システムの確立」を追加するとともに、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」において、地方公共団体との役割分担のもと、これらに必要な施策を講ずることが定めされました。
- これを踏まえ策定した「香川県みどりの食料システム基本計画」では、土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減をはじめ、温室効果ガスの排出量の削減など多岐にわたる「環境負荷低減事業活動」を定めています。
- ○ 本県において、同基本計画に基づき認定した「環境負荷低減事業活動」を行う「みどり認定者」は64経営体（令和6年度末現在）であり、今後、認定者のモデル的な取組みを面的な普及につなげていく必要があります。

具体的な施策

- みどり認定を受けるために取り組む必要のある「環境負荷低減事業活動」をわかりやすく情報提供するとともに、相談窓口を設置し、認定者の拡大に向けた支援を行う体制づくりに取組みます。
- グループ単位で「環境負荷低減事業活動」に取り組む農業者組織に対し、グループ申請を働きかけるなど、「環境負荷低減事業活動」の面的な普及を図ります。
- 消費者が農産物を購入する際、「みどり認定」を取得した農業者が栽培したものと認識できるよう、本県の「みどり認定」公式シンボルマークの活用による販売促進と普及啓発を行います。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向3 2) みどりの食料システムの普及 (GX) (2) 環境負荷低減技術の普及・定着

- 環境にやさしい技術と省力化技術を組み合わせたグリーンな栽培体系について、現地における実証を通して普及・定着を促進します。
- 家畜の生産に伴う環境負荷物質の低減技術の開発・普及に取り組みます。

現状と課題

- 国においては「みどりの食料システム戦略」に基づき、環境への負荷を低減する農業の取組拡大を推進しており、本県においても有機農業を含めた「環境にやさしい農業」の取組みを推進する必要があります。
- 環境にやさしい農業は、通常の栽培に比べると、収量の減少や労力、コストの増加等により生産性が低下することが課題となっています。
- 家畜の生産には環境負荷物質の発生が伴うことから、環境保全を考慮した畜産経営には、家畜排せつ物の堆肥化促進技術、養牛における暖気（ゲップ）対策技術、汚水対策や臭気低減対策技術の開発・普及、肥料成分の分析等が求められています。

具体的な施策

- 化学農薬・化学肥料の代替技術や温室効果ガスの発生抑制など環境にやさしい技術と省力化技術を組み合わせたグリーンな栽培体系について、現地実証により有効性が確認された栽培技術や体系にかかる技術マニュアルを作成し、産地への普及・定着を促進します。
- 各地域の団体が取組む実証事業について香川県グリーン農業コンソーシアムを通じて情報の共有化を図り、県下全域での取組みを推進します。
- 耕畜連携による資源循環システムの構築に関する研究、畜産排水の浄化技術やリン等の資源回収技術に関する研究により、家畜の生産に伴い発生する環境負荷物質の低減に関する研究・普及に取り組みます。

基本方針Ⅲ 持続的な農産物の供給

展開方向3	2) みどりの食料システムの普及 (GX) (3) 環境にやさしい農産物の販路開拓と理解醸成
-------	---

- 環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、炭素貯留性の高い有機物を活用した土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減を通して生産された農産物の販路開拓や理解醸成を図ります。

現状と課題

- 食の分野において、原料や栽培・製造のプロセスへの消費者の関心が高まる中、本県農業においても気候変動の影響による農産物の収量減少や品質低下などの影響が顕在化しており、炭素貯留性の高い有機物を活用した土づくりをするなど生産面での対応が求められています。
- 栽培体系へのIPM（環境負荷を低減しながら病害虫・雑草の発生を抑制する技術）の導入や耕種農家と家畜農家が連携した地域内資源の活用などにより、化学合成農薬や化学肥料の使用低減を図ることにより、持続性の高い環境に配慮した農業を推進する必要があります。
- 環境にやさしい農産物は栽培方法の特性上、出荷規格の平準化やロットの確保等が難しいため、販路の拡大に課題があることから、農業者と販売業者のマッチングや消費者の理解醸成に係る取組みを推進する必要があります。

具体的な施策

①環境保全型農業の推進

- IPMを用いた効果的な防除体系の確立や、地理情報と連動した農地ごとの土壤測定データなどの科学的根拠に基づく土壤診断・指導による土づくりを通して、「みどり認定」の取得促進を図ることで環境保全型農業を推進します。
- 食の安全・安心や環境への負荷を低減した農業への関心が高まる中、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、有機農業や化学合成農薬・化学肥料を低減した環境保全型農業に取り組む農業者に対する支援・指導を行います。
- 家畜ふん堆肥利用による土づくりを推進するため、「堆肥マップ」を活用した耕種農家等への情報提供などにより、耕種農家と畜産農家が連携する「耕畜連携」を推進し、水稻や飼料作物の収量・品質の向上を図ります。

②環境にやさしい農産物の推進

- みどり認定者が生産する農産物の認知度向上を図るため、流通事業者と連携したPRフェアを開催します。
- 環境にやさしい農業を推進するためのセミナーや生産者と販売業者をマッチングする販路拡大検討会等を通して、環境にやさしい農産物やその栽培に対する消費者の理解を促すとともに、一般的に流通している農産物と差別化した販売を図ります。

- 学校給食での利用促進や小学生等を対象とした環境にやさしい農業に関する出前授業を通して、将来の農産物消費の中核を担う世代に対して環境にやさしい農業を推進します。